

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年9月30日

【中間会計期間】 2013年度中（自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日）

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
セルジオ P. エルモッティ
（Sergio P. Ermotti, Group Chief Executive Officer）
エグゼクティブ・ディレクター ジャン - ピエール・マセイ
（Jean-Pierre Mathey, Executive Director）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001, Zürich, Switzerland）
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット1
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051, Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 橋 元 勉

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 月 岡 崇
弁護士 酒 井 嘉 彦

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」、「当行」又は「UBS」とはユービーエス・エイ・ジーを、「スイス」又は「スイス連邦」とはスイス連邦共和国を、また「グループ」とはUBSグループを指す。
- (注2) 本書に記載されている日本円の換算は、平成25年9月3日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行本店の対顧客電信直物売買取相場の仲値（1スイス・フラン=106.61円及び1米ドル=99.68円）により行われている。
- (注3) 本書の中で、金額及び比率を表示する場合、四捨五入している場合がある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

平成25年6月28日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第1 本国における法制等の概要」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) UBSグループ(連結ベース、国際財務報告基準(IFRS)に基づく開示)

(単位：百万スイス・フラン(億円))

	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2013年 6月30日	2012年 6月30日	2011年 6月30日	2012年 12月31日	2011年 12月31日
営業収益合計	15,164 (16,166)	12,925 (13,779)	15,515 (16,541)	25,423 (27,103)	27,788 (29,625)
営業費用合計	12,697 (13,536)	10,356 (11,041)	11,654 (12,424)	27,216 (29,015)	22,482 (23,968)
継続事業からの税引前利益(損失)	2,467 (2,630)	2,569 (2,739)	3,861 (4,116)	-1,794 (-1,913)	5,307 (5,658)
UBS株主に帰属する当期純利益(損失)	1,678 (1,789)	1,558 (1,661)	2,807 (2,993)	-2,480 (-2,644)	4,138 (4,412)
資産合計	1,129,071 (1,203,703)	1,410,233 (1,503,449)	1,234,263 (1,315,848)	1,259,797 (1,343,070)	1,416,962 (1,510,623)
UBS株主に帰属する持分	47,073 (50,185)	50,503 (53,841)	44,203 (47,125)	45,949 (48,986)	48,530 (51,738)
利益剰余金	22,975 (24,494)	25,335 (27,010)	22,411 (23,892)	21,297 (22,705)	23,742 (25,311)
資本金	384 (409)	383 (408)	383 (408)	384 (409)	383 (408)
希薄化後1株当たり利益 (スイス・フラン(円))(注1)	0.44 (47)	0.41 (44)	0.73 (78)	-0.66 (-70)	1.08 (115)
BISバーゼル 普通株式Tier 1 自己資本比率(%、フェーズ・イン・ベース)	16.2	-	-	-	-
BISバーゼル 普通株式Tier 1 自己資本比率(%、完全適用ベース)	11.2	-	-	-	-
BISバーゼル 総自己資本比率 (%、フェーズ・イン・ベース)	20.5	-	-	-	-
BISバーゼル 総自己資本比率 (%、完全適用ベース)	13.5	-	-	-	-
BISバーゼル リスク加重資産 (フェーズ・イン・ベース)	242,626 (258,664)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
BISバーゼル リスク加重資産 (完全適用ベース)	239,182 (254,992)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

営業活動による正味キャッシュ・フロー	31,857 (33,963)	95,686 (102,011)	-1,943 ^(注2) (-2,071)	67,050 ^(注3) (71,482)	-14,241 ^(注3) (-15,182)
投資活動による正味キャッシュ・フロー	1,894 (2,019)	-7,533 (-8,031)	-2,196 ^(注2) (-2,341)	-14,831 ^(注3) (-15,811)	19,377 ^(注3) (20,658)
財務活動による正味キャッシュ・フロー	-21,412 (-22,827)	-23,735 (-25,304)	-8,609 ^(注2) (-9,178)	-38,041 ^(注3) (-40,556)	2,670 ^(注3) (2,846)
期末現金及び現金同等物	113,159 (120,639)	151,583 (161,603)	63,463 ^(注2) (67,658)	99,118 ^(注3) (105,670)	85,612 ^(注3) (91,271)
従業員数(人)(正社員相当)	60,754	63,520	65,707	62,628	64,820

(注1) 各年の6月30日に終了する期間については、本書「第6 経理の状況 1 中間財務書類」記載の「財務書類に対する注記」の注記8参照。

(注2) 表示されている数値は、UBSの2012年度第2四半期報告書からの抜粋である。2012年度より前の中間会計期間の情報は修正再表示することを義務付けられていないため、当該数値には国際会計基準(IAS)第19号Rの採用による影響は反映されていない。

(注3) 表示されている数値は、UBSの2012年度年次報告書からの抜粋である。修正後の会計年度の情報はUBSの2013年度の四半期毎の報告書に開示することを義務付けられていないため、当該数値には国際財務報告基準(IFRS)第10号の採用による影響は反映されていない。

(2) UBS AG (親銀行) (スイスにおける会計原則及び法律に基づく。)

(単位: 百万スイス・フラン(億円))

	以下の日現在又は 以下の日に終了した6ヶ月間			以下の日現在又は 以下の日に終了した1年間	
	2013年 6月30日	2012年 6月30日	2011年 6月30日	2012年 12月31日	2011年 12月31日
営業利益(損失)	2,647 (2,822)	3,407 (3,632)	- (-)	3,470 (3,699)	5,333 (5,686)
特別項目及び 税引前利益(損失)	1,337 (1,425)	2,923 (3,116)	- (-)	-3,016 (-3,215)	4,434 (4,727)
当期純利益(損失)	1,631 (1,739)	3,655 (3,897)	- (-)	-6,645 (-7,084)	5,440 (5,800)
営業収益	9,443 (10,067)	9,429 (10,052)	- (-)	17,374 (18,522)	18,023 (19,214)
資産合計	739,946 (788,856)	876,564 (934,505)	- (-)	775,687 (826,960)	846,085 (902,011)
株主に帰属する持分	34,283 (36,549)	43,469 (46,342)	- (-)	33,176 (35,369)	40,174 (42,830)
資本金	384 (409)	383 (408)	- (-)	384 (409)	383 (408)

(注) UBS AG (親銀行) の財務情報については、2012年から外部開示が開始されたため、2012年6月30日現在及び2013年6月30日現在又は当該日に終了した6ヶ月間のみ開示可能である。

2【事業の内容】

平成25年6月28日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 3 事業の内容」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

3【関係会社の状況】

平成25年6月28日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

4【従業員の状況】

従 業 員 数（2013年6月30日現在の正社員相当）

	(人)
ウェルス・マネジメント	16,359
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	16,243
インベストメント・バンク	12,138
グローバル・アセット・マネジメント	3,760
リテール&コーポレート	9,532
コーポレート・センター	2,724
<hr/> U B Sグループ	<hr/> 60,754

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

ウェルス・マネジメント

2013年第2四半期の税引前利益は、前四半期の6億6,400万スイス・フランに対し、5億5,700万スイス・フランであった。事業再編費用に関する調整後の税引前利益は、6億9,000万スイス・フランから8,300万スイス・フラン減少し、6億700万スイス・フランであった。これには、スイス - 英国間の租税条約に関する費用1億400万スイス・フランが含まれている。この費用を除くと、税引前利益は、前四半期から2,100万スイス・フラン増加し、7億1,100万スイス・フランであった。運用資産の粗利益率は、平均運用資産が収益よりも速いペースで増加したため、1ベース・ポイント減少し、90ベース・ポイントであった。営業費用は、主に上記のスイス - 英国間の租税条約に関する費用により、1億4,600万スイス・フラン増加し、13億9,600万スイス・フランであった。新規純資金流入は、全ての地域が貢献し、101億スイス・フランであった。

業績：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

営業収益

第2四半期の営業収益合計は、前四半期の19億1,300万スイス・フランから4,000万スイス・フラン増加し、19億5,300万スイス・フランであった。収益の増加は、主に、平均運用資産ベースの上昇、料金設定措置及び運用委託契約の売上といった経常収益の増加が、返還すべき手数料を生じない運用委託商品への移行による収益の減少を上回ったことによってもたらされた。経常収益の増加は、顧客活動の減退に起因する経常外収益の減少により一部相殺された。

受取利息純額は、主に、貸出金及び預金残高の継続的な増加並びにスイスの顧客預金金利に係る料金設定措置及び資金業務関連収益の増加により収益が増加したため、1,500万スイス・フラン増加し、5億2,300万スイス・フランであった。これは、複製ポートフォリオの収益に対する継続的な低金利によるマイナスの影響によって一部相殺された。

受取報酬及び手数料純額は、11億9,100万スイス・フランからほぼ横ばいの11億9,300万スイス・フランであった。経常受取報酬及び手数料は、主に、平均運用資産ベースの上昇、料金設定措置のプラスの影響及び安定した運用委託契約の売上が、返還すべき手数料を生じない運用委託商品への移行によるマイナスの影響を上回ったことにより増加した。顧客活動は、第2四半期中頃において好調であったが、過去の四半期に比べて比較的水準の高かった第1四半期からは減退し、取引ベースの受取報酬及び手数料の減少をもたらした。

トレーディング収益純額は、資金業務関連収益の増加とほぼ横ばいの顧客活動水準に伴って、2億1,900万スイス・フランから100万スイス・フラン増加し、2億2,000万スイス・フランであった。

その他の収益は、第1四半期の800万スイス・フランから1,500万スイス・フランに増加した。

貸倒引当金は、前四半期は1,200万スイス・フランの貸倒引当金繰入（費用）を計上したのに対し、第2四半期は100万スイス・フランの正味戻入であった。

営業費用

営業費用合計は、前四半期の12億5,000万スイス・フランから1億4,600万スイス・フラン増加し、13億9,600万スイス・フランであった。これには、スイス - 英国間の租税条約に関する費用1億400万スイス・フラン及び事業再編費用5,000万スイス・フランが含まれている。事業再編費用に関する調整後の営業費用は、主に上記のスイス - 英国間の租税条約に関する費用により、12億2,400万スイス・フランから1億2,200万スイス・フラン増加し、13億4,600万スイス・フランであった。この費用も除くと、営業費用は、1,800万スイス・フラン増の12億4,200万スイス・フランであった。

人件費は、主に事業再編費用が3,800万スイス・フラン増加したことを反映して、8億3,900万スイス・フランから8億6,600万スイス・フランに増加した。

一般管理費は、主に上記のスイス - 英国間の租税条約に関する費用及び訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の増加により、3億4,500万スイス・フランから4億6,200万スイス・フランに増加した。広告費、マーケティング費用、旅費及び交際費も、この増加の要因であるが、2013年第1四半期は、これら広告費、マーケティング費用、旅費及び交際費が季節的に少なかったためである。この増加は、第2四半期の事業再編費用(900万スイス・フラン)が前四半期の1,900万スイス・フランに比べて少なかったことにより一部相殺された。

他の事業部門からの業務提供に係る正味費用請求額は、前四半期からほぼ横ばいの2,100万スイス・フランであった。

費用対収益比率

費用対収益比率は、64.9%から71.5%に上昇した。第2四半期及び第1四半期の事業再編費用(それぞれ5,000万スイス・フラン及び2,600万スイス・フラン)に関する調整後の費用対収益比率は、63.6%から69.0%に上昇したが、60%から70%の目標範囲内に収まった。

新規純資金増加率

年率換算の新規純資金増加率は、前四半期の7.3%に対し、第2四半期は4.6%であり、3%から5%の目標範囲内であった。

新規純資金流入額は、150億スイス・フランから101億スイス・フランに減少した。全ての地域が純資金流入に寄与したが、そのうち最も多額の純資金流入をもたらしたのは新興市場及びアジア太平洋地域であった。ヨーロッパでは、オンショア事業の伸びがオフショア事業の顧客からの純資金流出を上回った。グローバル・ベースでは、超富裕層顧客が93億スイス・フランの好調な新規純資金流入を記録した(前四半期は107億スイス・フラン)。

運用資産

2013年6月30日現在の運用資産は、市場動向の低迷による損失190億スイス・フランが新規純資金流入100億スイス・フラン及び為替差益10億スイス・フランを上回ったため、80億スイス・フラン減少し、8,620億スイス・フランであった。

運用資産の粗利益率

第2四半期の粗利益率は、平均運用資産ベースが収益より速いペースで上昇したため、前四半期から1ベース・ポイント低下し、90ベース・ポイントであった。粗利益率は、95ベース・ポイントから105ベース・ポイントの目標範囲を引き続き下回った。

従業員：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

ウェルス・マネジメント部門の従業員数は、2013年3月31日現在の16,512名に対し、2013年6月30日現在では16,359名であった。これは、主に、継続的なコスト削減プログラムの一環として取られた措置を反映した非顧客対応人員の減少が顧客アドバイザー数の増加により一部相殺された結果である。

顧客アドバイザーの数は、主にアジア太平洋地域、ヨーロッパ及び新興市場において増加し(スイス市場ではわずかに減少した。)、前四半期の4,162名に対し、4,178名であった。非顧客対応人員の数は、第1四半期末現在の12,350名から169名減少し、12,181名であった。

業績：2013年上半期と2012年上半期の比較

2013年上半期の税引前利益は、2012年上半期(UBSの年金制度の変更に関する3億5,800万スイス・フランの貸方計上及び事業再編費用1,300万スイス・フランを含む。)から2億500万スイス・フラン減少し、12億2,100万スイス・フランであった。2013年上半期には、事業再編費用7,500万スイス・フランが含まれている。これらの項目を除くと、税引前利益は、10億8,100万スイス・フランから2億1,500万スイス・フラン増の12億9,600万スイス・フランであった。これには、上記の2013年上半期のスイス - 英国間の租税条約に関する費用による影響(マイナス1億400万スイス・フラン)が含まれる。この費用も除くと、税引前利益は、2012年上半期の10億8,100万スイス・フランから14億スイス・フランに増加した。

営業収益合計は、3億6,300万スイス・フラン増加し、38億6,600万スイス・フランであった。

受取利息純額は、2012年上半期の9億7,500万スイス・フランから10億3,100万スイス・フランに増加した。これには、以前はコーポレート・センター - 中核業務に計上されていた資金業務関連の受取利息の増加分6,000万スイス・フラン及びグループ財務部門が中心的に運用する担保権の設定されていない優良な短期資産の複数通貨ポートフォリオに関する費用の減少が含まれている。貸出金及び顧客預金残高の増加による収益増に加え、これらの要素が低金利の持続の結果としてのマージンの減少によるマイナスの影響を上回った。

受取報酬及び手数料純額は、主に、平均資産ベースの11%増、販売努力及び2013年に実施された料金設定措置により、経常受取報酬及び手数料が増加したことを反映して、2012年上半期の21億2,000万スイス・フランから2億6,400万スイス・フラン増加し、23億8,400万スイス・フランであった。更に、取引ベースの受取報酬及び手数料は、主にアジア太平洋地域における顧客活動水準の向上により増加した。

トレーディング収益は、3億9,500万スイス・フランから4億3,900万スイス・フランに増加した。これには、外国為替関連商品からの収益の増加及び資金業務関連収益の増加が含まれている。

貸倒引当金繰入額は、2012年上半期のゼロ計上に対し、2013年上半期は1,100万スイス・フランの貸倒引当金繰入を計上した。

営業費用は、2012年上半期の20億7,700万スイス・フランから5億6,900万スイス・フラン増加し、2013年上半期は26億4,600万スイス・フランであった。2012年上半期の営業費用には、UBSの年金制度の変更に係る3億5,800万スイス・フランの貸方計上及び事業再編費用1,300万スイス・フランが含まれている。2013年上半期には、事業再編費用7,500万スイス・フランが含まれている。これらの影響に関する調整後の営業費用は、主に上記のスイス - 英国間の租税条約に関する費用を反映して1億4,900万スイス・フラン増加し、25億7,100万スイス・フランであった。この費用も除くと、2013年上半期の営業費用は、2012年上半期の24億2,200万スイス・フランから24億6,700万スイス・フランに増加した。

UBSの年金制度の変更に係る貸方計上と事業再編費用を除くと、人件費は、主に2012年第3四半期初めの管理部門の集中化により、1億3,200万スイス・フラン増加し、16億6,000万スイス・フランであった。この管理部門の集中化とそれに続く再配置の結果、人件費及び人件費以外の費用は増加し、他の事業部門からの正味費用請求額は減少した。

人件費以外の費用は、2013年の上半期にはスイス - 英国間の租税条約に関する費用が含まれるため、2012年上半期の8億9,200万スイス・フランから9億4,100万スイス・フランに増加した。更に、上記の管理部門の集中化により一般管理費が増加したが、他の事業部門からの業務提供に係る費用請求額の減少がこの増加を上回った。事業再編費用を除くと、人件費以外の費用は、8億9,400万スイス・フランから1,600万スイス・フラン増加し、9億1,000万スイス・フランであった。

ウェルス・マネジメント部門における投資運用プロセス及びアドバイザー・プロセス

投資環境は依然として高ボラティリティと低金利によって特徴付けられており、リターン創出をより難しくしている。あらゆる資産クラス、地域及び産業にわたる確実なアドバイス及び個々のニーズに応じたソリューションに対する顧客の需要はかつてないほど高まっている。UBSウェルス・マネジメント部門のビジネスモデルは進化しつつある。よりよいプロセスと手段により、当部門は、より優れた投資アドバイス及びソリューションを顧客に提供することができる。

4,000名を超えるウェルス・マネジメント部門の顧客アドバイザーは、顧客のニーズを把握することをはじめに、各顧客について、その財務目標、選好及びニーズに関する十分な理解に基づき、包括的な投資家プロフィールを作成する。多くの場合において、顧客アドバイザーは、2,000名弱の従業員から成るインベストメント・プロダクツ&サービス部門(IPS)の一部である総勢500名のウェルス・プランニング・チームに相談することができる。ウェルス・プランニング・チームは、顧客アドバイザーが顧客に資産運用のライフサイクル・プロセスを通してアドバイスを提供する手助けをする。顧客は、資産の蓄積から退職後や相続に関する計画まで、人生の各段階に適した助言及び商品の提供を受ける。顧客アドバイザーは、この包括的な概要をもとに、顧客独自のプロフィールに適合するソリューションを生み出す。顧客アドバイザーは、このプロフィールが個々の顧客の目的になお適合しているかどうかを確認するために定期的に見直しを行う。投資家プロフィールは、顧客に適した投資戦略の決定に役立つ。

チーフ・インベストメント・オフィス(CIO)は、統合的かつ体系的な投資プロセスを指揮しており、約140名のCIOに属するアナリスト(ウェルス・マネジメント・アメリカズのアナリストを含む。)及びUBSの

その他の事業部門の数百名に上る研究員がこのプロセスに貢献している。彼らの多くは、グローバル資本市場の観察及び分析を行い、主要な原動力及び動向を特定する。エコノミストは、これらの見識を用いて、グローバル及び地域的な市場及び経済の動向に関する予想を行い、最良のシナリオ、基準となるシナリオ及び最悪のシナリオを作成する。続いて、インベストメント・ストラテジストがこの内容を用いて、主要な市場リスク及び適切な投資機会の特定及び評価を行い、また、リスク及びリターンに関する予想を行う。次に、UBSの投資の専門家が、反復可能で高品質な成果を確保するため、外部の主要な資産運用会社に相談しながら、かかる投資戦略を精査する。最後に、グローバル・チーフ・インベストメント・オフィサーが、グローバル・インベストメント・コミッティーの意見を取り入れた上で、ハウス・ビューを確定する。ハウス・ビューには、主要な地域の全ての資産クラスにわたる戦略的な資産配分及び戦術的な資産配分が含まれる。

IPSは、かかるハウス・ビューを投資一任業務及びアドバイザー業務に適用する。IPSの従業員の4分の1弱は、ポートフォリオの管理及びポートフォリオに関する投資判断をUBSに委任した個人顧客のための約100,000件の投資一任契約の管理を行っている。更に、IPSのスタッフの7%は、当部門と顧客の間で締結された25,000件のアドバイザー契約に係るアドバイスを提供している。このグループのスペシャリストは、6,000件を超える優良なアドバイザー契約に関し、資金及びキャピタル・マーケット商品についての個々のポートフォリオに応じたアドバイスを提供している。当部門のアドバイザー契約のサービスのうち最も新しいUBS Adviceには、各個人顧客のポートフォリオに応じて、組織的かつ体系的なポートフォリオの見直し及びタイムリーな投資提案を定額料金で提供することが含まれる。全体として、当部門の投資一任契約及びアドバイザー契約は、資産に基づく経常受取報酬を生み出すため、安定した収益源となる。

IPSの従業員の約13%は、当行の開かれた組織設計に基づき、UBSのインベストメント・バンク又は外部業者のいずれかからキャピタル・マーケット商品を調達している。かかるIPSの従業員は、ハウス・ビュー、当部門の個人顧客に対する適切性並びに適用ある規則及び規程を考慮して、各顧客グループのための商品を選択する。このグループは、キャピタル・マーケット商品について、ポートフォリオとの関連によらないアドバイスを提供する。機関投資家に類似する顧客（ファミリー・オフィス等）も、機関投資家ベースの単一の証券に関する専門知識を有するインベストメント・バンクのスペシャリストに直接アクセスすることができる。概して、インベストメント・バンクは、ウェルス・マネジメントに対し、単一の証券に関するリサーチ並びにグローバル資本市場及び仕組商品に関するソリューションを利用する機会を提供している。IPSのスタッフの約10%は、ウェルス・マネジメントの顧客の注文フローの管理に従事している。このフローには、注文の獲得、承認及び実行のためにかかる注文を内部又は外部の最も適切な業者に送ることが含まれる。IPSは、毎年、約4兆スイス・フランの、あらゆる資産クラス及び商品種類にわたるウェルス・マネジメントの顧客の注文フローを管理している。残りのIPSの従業員は、全般的に高品質なサービスの提供及び日常業務の円滑な運営を確保するため、リスク管理及び規制対応、顧客分析、投資リスク管理並びに運営管理等の分野に従事している。

ウェルス・マネジメント・アメリカズ

ウェルス・マネジメント・アメリカズの2013年第2四半期の税引前利益は、第1四半期の2億5,100万米ドルに対し、2億5,800万米ドルで、2四半期連続の利益を計上した。事業再編費用に関する調整後の税引前利益は、2億6,200万米ドルから700万米ドル増加し、2億6,900万米ドルであった。営業収益の3%増は経常収益の増加を反映しているが、この大部分は、主にファイナンシャル・アドバイザーに対する報酬の増加に起因する営業費用の3%増により相殺された。新規純資金流入額は、一つには、毎年の所得税の支払いに伴う顧客による預金の引出しを反映し、92億米ドルから28億米ドルに減少した。

業績：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

営業収益

営業収益は、前四半期の17億3,700万米ドルから17億9,200万米ドルに増加した。これは、運用勘定の手数料及び受取利息の増加が、売却可能ポートフォリオの金融投資の売却による実現利益の減少によって一部相殺されたことによるものである。

受取報酬及び手数料純額は、主に、運用勘定の手数料の増加（第1四半期末現在の、より高い運用資産水準に基づき算定された。）により経常受取報酬が9%増加したことにより、5,900万米ドル増加し、14億

2,500万米ドルであった。取引ベース収益は、顧客活動の減退に起因する受取手数料の減少により、5%減少した。

受取利息純額は、売却可能ポートフォリオの収益の増加により、1,800万米ドル増加し、2億3,500万米ドルであった。売却可能ポートフォリオの収益の増加は、主に将来キャッシュ・フロー予測の更新の結果、このポートフォリオの償却原価ベースが上昇したことによる。不動産担保貸付及び証券担保貸付の平均残高は、第2四半期中にそれぞれ18%及び5%増加し、受取利息純額の増加に寄与した。

トレーディング収益純額は、前四半期の1億1,200万米ドルから1億1,100万米ドルに減少した。

その他の収益は、売却可能ポートフォリオの金融投資の売却による実現利益が前四半期の4,100万米ドルから1,200万米ドルに減少したため、2,100万米ドル減少し、2,200万米ドルであった。これらの実現利益は、投資ポートフォリオのリスク・プロファイルを当該ポートフォリオの運用方針に従ってリバランスした結果である。

2013年6月30日現在、この売却可能ポートフォリオの帳簿価額は68億2,600万米ドルであり（2013年3月31日現在では55億5,500万米ドル）、その他の包括利益に計上された未実現損失は1億3,200万米ドル（税引前）であった（2013年3月31日現在では未実現利益7,400万米ドル（税引前）が計上されていた。）。現在、ウェルス・マネジメント・アメリカズが負っている売却可能ポートフォリオの金融投資に係るリスク管理責任は、2013年第3四半期に、コーポレート・センター - 中核業務に移転される。今後発生するこのポートフォリオの投資の売却による実現損益は、コーポレート・センター - 中核業務に反映される。

経常収益（経常受取報酬及び受取利息純額の合算）は、主に運用勘定の手数料及び受取利息純額の増加により、1億米ドル増加し、12億6,100万米ドルであった。経常収益が営業収益に占める割合は、前四半期の67%に対し、第2四半期は70%であった。経常外収益は、主に取引ベース収益の減少及び売却可能ポートフォリオの金融投資の売却による実現利益の減少により、4,500万米ドル減少した。

営業費用

営業費用合計は、主に人件費の4%増により4,800万米ドル増加し、15億3,400万米ドルであった。第2四半期には、人件費600万米ドル及び従業員関連ではない事業再編費用500万米ドルが含まれている。これらの合計は、前四半期の1,000万米ドルに対し、第2四半期は1,100万米ドルであった。

人件費は、ファイナンシャル・アドバイザーの報酬が運用勘定の手数料収益の増加に伴って増加したため、4,300万米ドル増加し、12億4,600万米ドルであった。採用時にファイナンシャル・アドバイザーに付与した報酬コミットメント及び前払金に関する費用は、1億7,100万米ドルで横ばいであった。報酬前払金の残高は、1億9,200万米ドル減少し、35億3,000万米ドルであった。給与及びその他の人件費は、1,600万米ドル増加した。これは、前四半期には、退職後従業員給付制度の変更による800万米ドルの減少が含まれていたためである。

人件費以外の費用は、500万米ドル増加し、2億8,800万米ドルであった。これは、主に弁護士費用の増加及び訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の増加によるものであり、不動産関連の再編費用の減少により一部相殺されている。

費用対収益比率

費用対収益比率は、前四半期の85.5%からほぼ横ばいの85.6%であった。事業再編費用を除く調整後ベースでは、費用対収益比率は、前四半期の84.9%に対し、第2四半期は85.0%で、80%から90%の目標範囲内に留まった。

新規純資金増加率

年率換算の新規純資金増加率は、前四半期の4.4%に対し、第2四半期は1.3%で、2%から4%の目標範囲を下回った。新規純資金の合計は、第1四半期の92億米ドルに対し、第2四半期は28億米ドルであった。第2四半期の純資金流入額の減少は、1年超UBSに雇用されているファイナンシャル・アドバイザーに関する純資金流出を反映しており、毎年の所得税の支払いに伴う顧客による預金の引出し（約25億米ドル）を含んでいる。更に、グローバル・ファミリー・オフィスからの新規純資金流入額は、前四半期に比べて減少した。利息及び配当収入を算入すると、新規純資金は、前四半期の140億米ドルに対し、第2四半期は84億米ドルであった。

運用資産

運用資産は、市場動向の低迷による損失20億米ドルによって大部分が相殺されたものの、継続的な新規純資金流入を反映して10億米ドル増加し、8,920億米ドルであった。運用勘定の資産は、30億米ドル増加し、2,730億米ドルとなり、2013年6月30日現在、運用勘定の資産が運用資産合計に占める割合は31%であった。

運用資産の粗利益率

米ドル建ての運用資産の粗利益率は、第1四半期から横ばいの80ベース・ポイントで、75ベース・ポイントから85ベース・ポイントの目標範囲内に留まった。経常収益の粗利益率は、運用勘定の手数料及び受取利息の増加により、3ベース・ポイント上昇した。経常外収益の粗利益率は、取引ベース収益の減少及び売却可能ポートフォリオの金融投資の売却による実現利益の減少により、3ベース・ポイント低下した。

従業員：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

2013年6月30日現在、ウェルス・マネジメント・アメリカズの従業員数は、2013年3月31日現在から30名減の16,243名であった（7,099名のファイナンシャル・アドバイザーを含む。）。ファイナンシャル・アドバイザーの数は、経験のあるファイナンシャル・アドバイザー及び研修生の雇用とファイナンシャル・アドバイザーの低水準の自然減を反映して、前四半期から34名増加した。ファイナンシャル・アドバイザー以外の従業員数は、64名減少し、9,144名であった。

業績：2013年上半期と2012年上半期の比較

税引前利益は、費用の増加が伴ったものの、収益が全体的に改善したため、2012年上半期の4億2,500万米ドルから8,400万米ドル改善し、2013年上半期は5億900万米ドルであった。事業再編費用を除く調整後ベースでは、税引前利益は1億1,000万米ドル増加し、5億3,000万米ドルであった。営業収益は、主に資産水準の上昇に関連する経常受取報酬の増加（3億6,800万米ドル）により、3億7,600万米ドル増加し、35億3,000万米ドルであった。取引ベース収益は、株式商品の手数料が増加したことにより、2012年上半期から7,600万米ドル増加した。2013年上半期には、売却可能ポートフォリオの金融投資の売却による実現利益5,400万米ドルが含まれている（2012年上半期は1億800万米ドル）。営業費用は、2億9,000万米ドル増加し、30億2,000万米ドルであった。人件費は、収益の増加に関連してファイナンシャル・アドバイザーの報酬が1億8,500万米ドル増加したことにより、2億700万米ドル増加し、24億5,000万米ドルであった。給与及びその他の人件費は、1,700万米ドル増加し、7億5,600万米ドルであった。人件費以外の費用は、主に事業再編費用及びコーポレート・センターの共通業務に係る費用の増加により、8,400万米ドル増加し、5億7,100万米ドルであった。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクの税引前利益は、前四半期の9億7,700万スイス・フランに対し、2013年第2四半期は7億7,500万スイス・フランであった。調整後の税引前利益は、前四半期の9億2,800万スイス・フランに対し、8億600万スイス・フランであった。コーポレート・クライアント・ソリューション及びインベスター・クライアント・サービスの両方における収益の減少は、営業費用の減少により一部相殺された。2013年6月30日現在、完全適用ベースのBISパーゼル リスク加重資産（以下、リスク加重資産を「RWA」ともいう。）は、2013年3月31日現在の690億スイス・フランから670億スイス・フランに減少し、当部門の目標（700億スイス・フラン未満）に一致した。

業績：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、コーポレート・クライアント・ソリューション及びインベスター・クライアント・サービスの両方において収益が減少したことにより、前四半期の27億8,300万スイス・フランから19%減少し、22億5,000万スイス・フランであった。第1四半期の残存する自己勘定取引事業の売却益を除くと、調整後

ベースでの営業収益は、27億2,800万スイス・フランから18%減少し、22億5,000万スイス・フランであった。米ドル建てでは、調整後の営業収益は19%減少した。主に、第1四半期の株式資本市場業務の収益に規模の大きいプライベート取引が含まれていたことにより、コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は減少した。インベスター・クライアント・サービスでは、両事業にわたって収益が減少した。調整後ベースでは、株式事業の収益は前四半期から横ばいであった。正味貸倒引当金戻入額は、400万スイス・フランであった（前四半期は正味貸倒引当金繰入額100万スイス・フランを計上）。

営業費用

営業費用合計は、主に変動報酬の見越計上額の減少により、18億600万スイス・フランから18%減少し、14億7,500万スイス・フランであった。第2四半期の事業再編費用3,100百万スイス・フラン（第1四半期は600万スイス・フラン）に関する調整後の営業費用は、18億スイス・フランから20%減少し、14億4,400万スイス・フランであった。米ドル建てでは、調整後の営業費用は21%減少した。

人件費は、主に変動報酬の見越計上額の減少及び継続的なコスト削減プログラムによる経費削減により、12億6,500万スイス・フランから9億8,000万スイス・フランに減少した。変動報酬の見越計上額の減少は、主に、前四半期に比べて業績が低下したこと並びに予想実効繰延率の変動及び前年の報酬の見越計上の完了の影響を反映している。これらの減少は、事業再編費用1,400万スイス・フランにより一部相殺された（前四半期は事業再編費用2,600万スイス・フランの戻入）。調整後ベースでは、人件費は、12億9,100万スイス・フランから9億6,600万スイス・フランに減少した。

一般管理費は、主に、第1四半期の事業再編費用が2,800万スイス・フランであったのに対し、第2四半期は1,700万スイス・フランに減少したことにより、4億5,700万スイス・フランから4億4,500万スイス・フランに減少した。調整後ベースでの一般管理費は、4億2,900万スイス・フランからわずかに減少し、4億2,800万スイス・フランであった。

費用対収益比率

費用対収益比率は、64.8%から65.7%に上昇した。調整後ベースでは、費用対収益比率は、65.9%から64.3%に改善し、65%から85%の目標範囲を下回った。

リスク加重資産

完全適用ベースのBISバーゼル リスク加重資産は、2013年3月31日現在の690億スイス・フランからわずかに減少し、2013年6月30日現在では670億スイス・フランとなり、当部門の目標（700億スイス・フラン未満）に一致した。この減少は、主に、信用リスク及びオペレーショナル・リスクのRWAの減少が市場リスクのRWAの増加により一部相殺されたことを反映している。

資産

資産は、2013年3月31日現在の1,860億スイス・フランから減少し、2013年6月30日現在では1,790億スイス・フランで、当部門の目標（2,000億スイス・フラン未満）に一致した。

帰属自己資本利益率

年率換算した年初来の帰属自己資本利益率（RoE）は、49.5%から43.0%に低下した。調整後ベースでは、年率換算した年初来のRoEは、47.0%から42.6%に低下したが、当部門の目標（15%超）に一致した。第2四半期に係る年率換算のRoE及び調整後の年率換算のRoEは、それぞれ36.9%及び38.4%であった。

事業別営業収益：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

コーポレート・クライアント・ソリューション

コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、9億9,700万スイス・フランから23%減少し、7億7,100万スイス・フランであった。アドバイザリー業務及びリスク管理業務の収益は改善したが、株式資本市場業務の収益の減少がこれを上回った。米ドル建てでは、収益は24%減少した。

アドバイザリー業務収益は、市場手数料のプールが11%減少したのにもかかわらず、当部門がプライベート取引への関与を高めたこと（プライベート取引は市場手数料のプールに含まれない。）及び第2四半期に

おけるいくつかの規模の大きい取引の収益により、1億1,400万スイス・フランから43%増加し、1億6,300万スイス・フランであった。

株式資本市場業務の収益は、5億300万スイス・フランから2億3,200万スイス・フランに減少した。これは、第1四半期には規模の大きいプライベート取引が含まれていたためである。当該取引を除くと、収益は、新規株式公開業務の増加により改善した。

債券資本市場業務の収益は、2億4,900万スイス・フランから2億4,600万スイス・フランに減少した。投資適格債券に係る収益は、市場手数料のプールの減少と一致して減少した。これは、定額の市場手数料のプールにおけるレバレッジド・ファイナンスの収益の増加により一部相殺された。

金融ソリューションの収益は、2億300万スイス・フランから1億6,300万スイス・フランに減少した。これは、仕組金融及びスペシャル・シチュエーション・グループに対する業務の収益の減少によるものであるが、不動産ファイナンスの収益の増加により一部相殺されている。

リスク管理業務の収益は、第1四半期は7,300万スイス・フランの損失であったのに対し、第2四半期は、リスク管理プレミアムの減少により改善し、3,300万スイス・フランの損失であった。

インベスター・クライアント・サービス

インベスター・クライアント・サービスの収益は、両事業分野にわたる収益の減少により、17億8,700万スイス・フランから17%減少し、14億7,500万スイス・フランであった。調整後ベースでは、収益は15%減少した。米ドル建てでは、調整後の収益は16%減少した。

株式部門

株式部門の収益は、11億6,800万スイス・フランから11億1,300万スイス・フランに減少した。調整後ベースでは、株式部門の収益は、第1四半期から横ばいであった。

現物株式業務の収益は、顧客取引及びマーケット・メイキングの収益の改善に牽引されて全ての地域にわたって収益が増加したことに伴い、第1四半期の3億5,700万スイス・フランから3億8,800万スイス・フランに増加した。

デリバティブ業務の収益は、第1四半期の4億1,400万スイス・フランからほぼ横ばいの4億800万スイス・フランであった。南北アメリカ及びアジア太平洋地域においては顧客活動の増加により収益が改善したが、これは、ヨーロッパ、中東及びアフリカにおいて、より高い市場の流動性から恩恵を受けた第1四半期に比べて収益が減少したことにより一部相殺された。

プライム・サービス業務の収益は、主にエクイティ・ファイナンス及び決済事業に対する投資の売却益による収益の増加により、2億8,700万スイス・フランから3億2,700万スイス・フランに増加した。

その他の株式業務の収益は、第1四半期は1億1,000万スイス・フランの利益を計上したのに対し、第2四半期は1,000万スイス・フランの損失を計上した。これは、第1四半期には、残存する自己勘定取引事業の売却益並びにコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに移管される前の株式投資の収益が含まれていたためである。

外国為替、金利及びクレジット

外国為替、金利及びクレジット業務の収益は、6億1,900万スイス・フランから3億6,200万スイス・フランに減少した。第2四半期は、ボラティリティの上昇及び相場急落をもたらした困難な市場環境により特徴付けられた。

外国為替業務の収益は、ボラティリティ水準の上昇及び流動性の低下によりオプション取引業務の収益が減少したため、減少した。この減少は、主に電子取引による売買高の増加に牽引された直物の外国為替取引の収益の増加により一部相殺された。

金利及びクレジット業務は、第2四半期の後半においてますます困難な取引環境の影響を受け、市場のボラティリティの上昇及び顧客活動の減退により収益が減少した。

従業員：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

インベストメント・バンク部門の従業員数は、主に継続的なコスト削減プログラムにより、2013年3月31日現在の12,544名から406名減少し、2013年6月30日現在では12,138名であった。

業績：2013年上半期と2012年上半期の比較

インベストメント・バンクの税引前利益は、2012年上半期の4億1,800万スイス・フランに対し、2013年上半期は17億5,200万スイス・フランであった。これは、主に、コーポレート・クライアント・ソリューション及びインベスター・クライアント・サービスの両事業において収益が増加したことによるものである。2013年上半期における事業再編費用3,700万スイス・フラン及び残存する自己勘定取引事業の売却益と2012年上半期における事業再編費用1億1,500万スイス・フラン、米国の退職者給付制度の変更に関する貸方計上9,100万スイス・フラン及びスイスの年金制度の変更に関する貸方計上5,100万スイス・フランを除く調整後ベースでの税引前利益は、2012年上半期の3億9,100万スイス・フランに対し、2013年上半期は17億3,400万スイス・フランであった。費用対収益比率は、88.7%から65.2%に改善した。調整後ベースでは、費用対収益比率は89.4%から65.2%に改善し、65%から85%の目標範囲の下限付近であった。これは、非変動型の報酬のコスト基盤を下げることにより、収益の増加が生み出されたことによるものである。

コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、主に、規模の大きいプライベート取引の結果を反映して株式資本市場業務の収益が増加したことにより、13億7,800万スイス・フランから28%増加し、17億6,900万スイス・フランであった。これは、市場手数料のプールの減少に伴うアドバイザー業務収益の減少により一部相殺された。米ドル建てでは、コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は26%増加した。

インベスター・クライアント・サービスの収益は、23億3,000万スイス・フランから40%改善し、32億6,200万スイス・フランであった。調整後ベースでは、収益は38%増加した。米ドル建てでは、調整後の収益は34%増加した。株式部門の収益は、全ての業務（とりわけ、現物株式業務、株式デリバティブ業務及びその他の株式業務）にわたって業績が改善したため、2012年上半期の12億6,400万スイス・フランから80%増加し、22億8,100万スイス・フランであった。調整後ベースでは、株式部門の収益は76%改善した。現物株式業務の収益は、主に、2012年上半期にはFacebookの新規株式公開に関する損失3億4,900万スイス・フランが含まれていたため、改善した。株式デリバティブ業務は、顧客活動の増加及びトレーディング収益の改善により恩恵を受けた。更に、2012年上半期には自己クレジット計算方法の改良に関するマイナスの調整が含まれていた。調整後ベースでのその他の株式業務の収益は、主に、コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに移管される前の株式投資の収益により、改善した。外国為替、金利及びクレジット業務の収益は、10億6,500万スイス・フランから8%減少し、9億8,100万スイス・フランであった。外国為替業務の収益は、ほぼ全ての業務にわたって取引高が増加したことにより改善したが、主に金利フロー取引事業の減退による金利及びクレジット業務の収益の減少がこの増加を上回った。

営業費用合計は、2012年上半期の32億8,900万スイス・フランからわずかに減少し、32億8,100万スイス・フランであった。調整後の営業費用合計は、主に、継続的なコスト削減プログラムによる削減及び訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の減少により、33億1,600万スイス・フランから2%減少し、32億4,400万スイス・フランであった。これらの減少は、業績及び収益性の改善を反映した変動報酬の見越計上額の増加により一部相殺された。米ドル建てでは、調整後の営業費用は4%減少した。人件費は、2012年上半期の22億5,000万スイス・フランからほぼ横ばいの22億4,600万スイス・フランであった。調整後ベースでの人件費は、23億500万スイス・フランから22億5,800万スイス・フランに減少した。これは、主に、継続的なコスト削減プログラムによる削減によるものであるが、変動報酬の見越計上額の増加により一部相殺されている。一般管理費は、主に訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の減少及び専門家報酬の減少により、2012年上半期の10億5,500万スイス・フランから9億200万スイス・フランに減少した。調整後ベースでは、一般管理費は、10億4,000万スイス・フランから8億5,700万スイス・フランに減少した。

グローバル・アセット・マネジメント

グローバル・アセット・マネジメントの税引前利益は、2013年第1四半期の1億9,000万スイス・フランに対し、2013年第2四半期は1億3,800万スイス・フランであった。第1四半期におけるカナダ国内事業の売却益3,400万スイス・フラン並びに第1四半期及び第2四半期の事業再編費用に関する調整後の税引前利益は、主に営業費用の増加により、第1四半期の1億6,000万スイス・フランに対し、第2四半期は1億5,200万スイス・フランであった。マネー・マーケット・フローを除くと、新規純資金は、UBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からの純資金流出額（30億スイス・フラン）が第三者からの新規純資金流入額（16

億スイス・フラン)を上回ったため、前四半期の51億スイス・フランの純資金流入に対し、2013年第2四半期は13億スイス・フランの純資金流出を計上した。

業績：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、第1四半期の5億1,700万スイス・フランに対し、第2四半期は4億8,900万スイス・フランであった。カナダ国内事業の売却益3,400万スイス・フランに関する調整後の第1四半期の営業収益は、4億8,300万スイス・フランであった。第1四半期の当該売却益を除くと、第2四半期の運用手数料純額は、主に従来型の投資及びファンド・サービスにおいて増加し、2,000万スイス・フラン増となった。実績報酬は、第1四半期には好調であったオルタナティブ投資及びクオンツ投資において最も著しく減少し、1,200万スイス・フラン減となった。

営業費用

営業費用合計は、第1四半期の3億2,700万スイス・フランに対し、第2四半期は3億5,200万スイス・フランであった。事業再編費用は、第1四半期の400万スイス・フランに対し、第2四半期は1,400万スイス・フランであった。

人件費は、第1四半期の2億1,100万スイス・フランに対し、第2四半期は2億3,900万スイス・フランであった。第2四半期の事業再編費用900万スイス・フラン及び第1四半期の事業再編費用200万スイス・フランの貸方計上に関する調整後の人件費は、1,700万スイス・フラン増加した。これは、主に、繰延報酬の処理に係る仮定の改訂に関する会計費用のためと失効による戻入が第1四半期に比べて減少したことによるものである。

一般管理費は、第1四半期の1億700万スイス・フランに対し、第2四半期は1億100万スイス・フランであった。第2四半期及び第1四半期の不動産再編に係る再編費用(それぞれ200万スイス・フラン及び600万スイス・フラン)に関する調整後の一般管理費は、コーポレート・センターから配分された費用の減少により、200万スイス・フラン減少した。

費用対収益比率

費用対収益比率は、第1四半期の63.2%に対し、第2四半期は72.0%であった。事業再編費用及び上記の第1四半期におけるカナダ国内事業の売却益に関する調整後の費用対収益比率は、第1四半期の66.9%に対し、第2四半期は69.1%で、60%から70%の目標範囲内であった。

新規純資金増加率

マネー・マーケット・フローを除くと、第三者からの新規純資金流入額は、第1四半期の42億スイス・フランに対し、第2四半期は16億スイス・フランであった。これは、主に、ソブリン顧客及びスイスから業務の提供を受ける顧客からの流入であり、アジア太平洋地域及び南北アメリカから業務の提供を受ける顧客からの純資金流出により一部相殺されている。マネー・マーケット・フローを除くと、第2四半期におけるUBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からの純資金流出額は30億スイス・フランで、これは主に、スイスに計上された顧客からの流出であった(第1四半期は純資金流入額9億スイス・フランを計上した。)

第2四半期における第三者からのマネー・マーケットの純資金流入額は11億スイス・フランで、これは主に、南北アメリカから業務の提供を受ける顧客からの流入であった(第1四半期は純資金流出額44億スイス・フランを計上した。)

UBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からのマネー・マーケットの純資金流出額は、第1四半期の38億スイス・フランに対し、第2四半期は17億スイス・フランで、主に、南北アメリカ及びスイスに計上された顧客からの流出であった。

新規純資金流出額の合計は、前四半期の31億スイス・フランに対し、第2四半期は20億スイス・フランであった。マネー・マーケット・フローを除くと、純資金流出額は13億スイス・フランであった(第1四半期は純資金流入額51億スイス・フランを計上した。)。年率換算の新規純資金増加率は、第1四半期のマイナス2.1%に対し、第2四半期はマイナス1.3%であった。新規純資金増加率の目標範囲は3%から5%である。

運用資産

運用資産は、為替差損（60億スイス・フラン）、市場動向の低迷による損失（50億スイス・フラン）及び新規純資金流出により、2013年3月31日現在の5,990億スイス・フランから130億スイス・フラン減少し、2013年6月30日現在では5,860億スイス・フランであった。

2013年6月30日現在、運用資産のうち、750億スイス・フラン（13%）が短期金融市場資産で、1,510億スイス・フラン（26%）が指標連動型ストラテジーであった。

地域別では、運用資産の33%がスイス、26%がアメリカ、21%がヨーロッパ、中東及びアフリカ、20%がアジア太平洋地域から業務の提供を受ける顧客に関するものであった。

運用資産の粗利益率

粗利益率は、第1四半期の35ベース・ポイントに対し、第2四半期は33ベース・ポイントであった。上記の第1四半期におけるカナダ国内事業の売却益を除くと、平均運用資産の増加に起因する運用手数料純額の増加の影響が実績報酬の減少によって相殺されたため、粗利益率は横ばいであった。粗利益率の目標範囲は、32ベース・ポイントから38ベース・ポイントである。

事業分野別業績：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

従来型運用業務

上記の第1四半期におけるカナダ国内事業の売却益を除くと、営業収益は、第1四半期の2億8,500万スイス・フランに対し、第2四半期は2億9,500万スイス・フランであった。第2四半期において平均運用資産が増加したことによる運用手数料純額の増加は、実績報酬の減少によって一部相殺された。

上記の第1四半期におけるカナダ国内事業の売却益を除くと、粗利益率は、第1四半期の20ベース・ポイントに対し、第2四半期は23ベース・ポイントであった。

マネー・マーケット・フローを除くと、第2四半期における第三者からの新規純資金流入額は13億スイス・フラン、UBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からの純資金流出額は26億スイス・フランであり、結果として13億スイス・フランの純資金流出となった（第1四半期は純資金流入額50億スイス・フランを計上した。）。第2四半期における株式部門の純資金流出額は27億スイス・フランであり、これは、アクティブ運用ストラテジーからの純資金流出が指標連動型ストラテジーへの純資金流入を上回ったことによるものである（第1四半期は純資金流入額59億スイス・フランを計上した。）。債券部門の純資金流出額は、第1四半期は純資金流出額29億スイス・フランを計上したのに対し、第2四半期はゼロ計上であった。第2四半期のマルチ・アセット部門の純資金流入額は、第1四半期の21億スイス・フランに対し、14億スイス・フランであった。

運用資産は、2013年3月31日現在の5,210億スイス・フランに対し、2013年6月30日現在では5,070億スイス・フランであった。運用委託契約の種類別では、運用資産のうち1,810億スイス・フランは株式、1,440億スイス・フランは債券、750億スイス・フランは短期金融商品、1,070億スイス・フランはマルチ・アセット（オルタナティブ及びクオンツ投資部門、グローバル不動産投資部門又はインフラ及びプライベート・エクイティ投資部門の運用によらないオルタナティブ投資60億スイス・フランを含む。）に関する運用委託契約であった。

オルタナティブ及びクオンツ投資

営業収益は、第1四半期の7,300万スイス・フランに対し、第2四半期は6,300万スイス・フランであった。実績報酬は、好調であった第1四半期から減少したが、運用手数料純額は増加した。2013年6月30日現在、オルタナティブ投資及びクオンツ投資における実績報酬適格資産の40%超がその最高値を上回っており、45%が最高値から1%の範囲内であった（2013年3月31日現在では、85%超がその最高値を上回っており、10%が最高値から1%の範囲内であった。）。

粗利益率は、主に実績報酬の減少により、第1四半期の102ベース・ポイントに対し、第2四半期は87ベース・ポイントであった。

新規純資金流出額は、第1四半期の2億スイス・フランに対し、第2四半期は5億スイス・フランであった。

2013年6月30日現在の運用資産は、2013年3月31日現在から横ばいの290億スイス・フランであった。

グローバル不動産投資

営業収益は、第1四半期の7,500万スイス・フランに対し、第2四半期は7,700万スイス・フランであった。粗利益率は、第1四半期の74ベース・ポイントに対し、第2四半期は73ベース・ポイントであった。新規純資金流入額は、第1四半期の2億スイス・フランに対し、第2四半期は8億スイス・フランであった。運用資産は、2013年3月31日現在の410億スイス・フランに対し、2013年6月30日現在では430億スイス・フランであった。

インフラ及びプライベート・エクイティ

営業収益は、第1四半期の900万スイス・フランに対し、第2四半期は1,000万スイス・フランであった。粗利益率は、第1四半期の45ベース・ポイントに対し、第2四半期は50ベース・ポイントであった。新規純資金流出額は、第1四半期のゼロ計上に対し、第2四半期は3億スイス・フランであった。2013年6月30日現在の運用資産は、2013年3月31日現在から横ばいの80億スイス・フランであった。

ファンド・サービス

営業収益は、第1四半期の4,100万スイス・フランに対し、第2四半期は4,500万スイス・フランであった。管理手数料純額は、主に第2四半期中に平均管理資産が増加したことにより増加した。

管理資産に対する粗利益率は、第1四半期から横ばいの4ベース・ポイントであった。

第2四半期の新規管理資産の純流出額は、48億スイス・フランであった(第1四半期は36億スイス・フランの純流入を計上した。)

管理資産総額は、2013年3月31日現在の4,310億スイス・フランに対し、2013年6月30日現在では4,220億スイス・フランであった。

従業員：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

グローバル・アセット・マネジメントの従業員数は、2013年3月31日現在の3,801名から41名減少し、2013年6月30日現在では3,760名であった。これは、主に、継続的なコスト管理による減少及び集約化されたサポート部門からの割当分の減少が、成長中の業務分野における人員の増加により一部相殺されたことによるものである。

業績：2013年上半期と2012年上半期の比較

税引前利益は、2012年上半期の2億9,500万スイス・フランに対し、2013年上半期は3億2,800万スイス・フランであった。2013年上半期におけるカナダ国内事業の売却益3,400万スイス・フラン、2012年上半期における年金及び給付制度の変更に関する合計4,600万スイス・フランの貸方計上並びに両上半期の事業再編費用に関する調整後の税引前利益は、2012年上半期の2億5,400万スイス・フランに対し、2013年上半期は、主に営業収益の増加により、3億1,100万スイス・フランであった。

営業収益合計は、全ての投資及び業務分野において収益が増加したことにより、2012年上半期の9億2,400万スイス・フランから10億600万スイス・フランに増加した。上記の売却益を除くと、従来型投資業務の営業収益は、2012年上半期の5億6,800万スイス・フランに対し、2013年上半期は5億8,000万スイス・フランであった。オルタナティブ及びクオンツ投資部門の営業収益は、2012年上半期の1億1,600万スイス・フランに対し、2013年上半期は、主に実績報酬の増加により、1億3,600万スイス・フランであった。グローバル不動産投資部門の営業収益は、2012年上半期の1億4,200万スイス・フランに対し、2013年上半期は1億5,100万スイス・フランであった。インフラ及びプライベート・エクイティ部門の営業収益は、2012年上半期の1,600万スイス・フランに対し、2013年上半期は1,900万スイス・フランであった。ファンド・サービス部門の営業収益は、2012年上半期の8,300万スイス・フランに対し、2013年上半期は8,700万スイス・フランであった。

営業費用合計は、2012年上半期の6億2,900万スイス・フランに対し、2013年上半期は6億7,900万スイス・フランであった。2012年上半期における年金及び給付制度の変更に関する合計4,600万スイス・フランの貸方計上並びに両上半期における事業再編費用に関する調整後の営業費用は、継続的なコスト削減プログラムにより、2013年上半期は800万スイス・フラン減となった。

運用実績

第2四半期におけるグローバル株式市場の小幅なプラスのリターンは、当該四半期中のボラティリティ並びに複数のセクター及び国にわたるリターンの拡散を目立たなくした。この環境により、アクティブ・マネジャーは一様でない影響を受けたが、当部門の様々な種類の株式ストラテジーの多くは第2四半期を通してベンチマークを上回り、更に、大多数の株式ストラテジーは年初来ベンチマークを上回っている。

債券部門においては、第2四半期期首における好調なスタートの後、5月及び6月は困難を経験した。米連邦準備制度理事会が量的緩和プログラムの段階的な縮小のタイミングに関する声明を発表したことにより、国債利回りが上昇し、信用スプレッドが拡大した。ほとんど全ての主要なストラテジーにおいて一般的に債券に重きを置いているポジションの実績が悪化したが、多くの主要なストラテジーは依然としてベンチマークを上回った。長期実績は引き続き好調であった。

グローバル・インベストメント・ソリューション部門においては、主要なアロケーション・ストラテジーの実績は、入り混じったものであった。アセット・アロケーションの実績は概して低下したが、銘柄選択及び通貨ストラテジーは収益に貢献した。絶対的リターン・ストラテジーの第2四半期中の実績は、わずかにマイナスであった。

オルタナティブ・ストラテジー（主要構成対ベンチマーク表には示されていない。）のうち、当部門の不動産ストラテジーは概して絶対的なプラスの実績を上げた。オルタナティブ及びクオンツ投資部門においては、中心的なシングル・マネジャー・ファンド及びマルチ・マネジャー・ファンド・オブ・ヘッジ・ファンドの第2四半期のリターンは入り混じった結果であった。直接インフラ投資、インフラストラクチャー・ファンド・オブ・ファンズ及びプライベート・エクイティ・ファンド・オブ・ファンズは、それぞれの投資戦略に一致する実績を上げた。

ピアグループと比較した運用実績は、UBSの多岐にわたるホールセール・ファンドによって示される通り、長期間にわたって好調を維持した。全ての資産クラスを通じてかつ資産加重ベースで、1年間ではUBSのファンドの49%、3年間では73%、5年間では78%が上位2分の1以内に入った。

リテール&コーポレート

2013年第2四半期の税引前利益は、前四半期の3億4,700万スイス・フランに対し、3億7,700万スイス・フランであった。事業再編費用に関する調整後の税引前利益は、営業収益の増加及びほぼ横ばいの営業費用を反映して、3億6,200万スイス・フランから3億9,000万スイス・フランに増加した。新規純業務取扱高増加率は、前四半期のプラス4.7%に対し、第2四半期は、Swiss PostFinanceに対する銀行免許の発行に関する流出を含む少数のコーポレート部門における流出を反映し、マイナス2.7%であった。

業績：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、収益の増加が貸倒引当金繰入額の微増により一部相殺されたため、2,900万スイス・フラン増加して、9億4,800万スイス・フランであった。

受取利息純額は、1,100万スイス・フラン増加して、5億4,200万スイス・フランであった。主に前四半期の終わり頃に実施された選択的な料金調整のプラスの影響と資金業務関連収益の増加は、継続する低金利環境を反映した預金の再運用利率の低下により一部相殺された。

受取報酬及び手数料純額は、主にクレジットカード及び仲介業務の収益の増加により、800万スイス・フラン増加し、3億400万スイス・フランであった。

トレーディング収益純額は、顧客活動水準の改善及び資金業務関連収益の増加を反映して1,700万スイス・フラン増加し、9,500万スイス・フランであった。

その他の収益は、SIXグループに対する投資に関する収益の減少により300万スイス・フラン減少し、1,100万スイス・フランであった。

貸倒引当金繰入額は、2013年第1四半期のゼロ計上に対し、第2四半期には300万スイス・フランであった。第1四半期には貸倒引当金純額1,400万スイス・フランが含まれているのに対し、第2四半期は、既存のポジションの調整及び個別に見直され、格下げされかつ減損処理された少数の新規のワークアウト案件を反映し、貸倒引当金純額4,400万スイス・フランを含んでいる。この大部分は、第2四半期における一般貸

倒引当金4,100万スイス・フランの戻入により相殺された（前四半期は1,400万スイス・フランの戻入）。第2四半期における戻入は、主に、関連業界の見通しの全般的な改善及びポートフォリオの継続的な見直しによるものである。

営業費用

営業費用合計は、人件費の減少（一般管理費の微増により一部相殺された。）を反映して100万スイス・フラン減少し、5億7,100万スイス・フランであった。第2四半期及び第1四半期の事業再編費用（それぞれ1,300万スイス・フラン及び1,500万スイス・フラン）に関する調整後の営業費用は、100万スイス・フラン増加し、5億5,800万スイス・フランであった。

人件費は、取得されなかった休暇に係る見越計上額の減少を反映して、3億7,800万スイス・フランから3億6,800万スイス・フランに減少した。

一般管理費は、前四半期の1億9,700万スイス・フランに対し、第2四半期は、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金（純額）の増加を反映し、2億400万スイス・フランであった。これは、事業再編費用の減少により一部相殺された。

他の事業部門に対する業務提供に係る正味費用請求額は、前四半期の3,700万スイス・フランからほぼ横ばいの3,600万スイス・フランであった。減価償却費は、第1四半期の3,400万スイス・フランからわずかに増加し、3,600万スイス・フランであった。

費用対収益比率

費用対収益比率は、主に収益の増加を反映して2.2%改善し、60.0%であった。事業再編費用に関する調整後の費用対収益比率は、前四半期の60.6%から58.7%に改善し、50%から60%の目標範囲内に収まった。

純利息マージン

純利息マージンは、受取利息純額の2%増と平均貸出金残高の微増を反映して3ベース・ポイント増加し、157ベース・ポイントであった。純利息マージンは、140ベース・ポイントから180ベース・ポイントの目標範囲内であった。

新規純業務取扱高増加率

年率換算の新規純業務取扱高増加率は、Swiss PostFinanceに対する銀行免許の発行に関する流出を含む少数のコーポレート部門における流出を反映し、マイナス2.7%であった。前四半期は、プラス4.7%であった。当部門のリテール業務は、引き続き、活発な新規顧客資産の流入による純資金流入及びそれより程度は下回るものの新規ローンによる純資金流入を計上した。新規ローンによる穏やかな純資金流入は、選択的に優良な貸出業務を増加させる当行の戦略に一致したものである。新規純業務取扱高増加率は、1%から4%の目標範囲を下回った。

従業員：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

リテール&コーポレート部門の従業員数は、2013年3月31日現在の9,652名に対し、2013年6月30日現在では9,532名であった。この減少は、継続的なコスト削減プログラムに関連した削減を含む人員削減を反映したものである。

業績：2013年上半年と2012年上半年の比較

2013年上半年の税引前利益は、2012年上半年の10億7,000万スイス・フランから3億4,600万スイス・フラン減少し、7億2,400万スイス・フランであった。これは、主に、2012年上半年にはUBSのスイスにおける年金制度の変更に関する人件費2億8,700万スイス・フランの貸方計上及び事業再編費用300万スイス・フランが含まれていたためである。2013年上半年には、事業再編費用2,800万スイス・フランが含まれている。これらの項目に関する調整後の税引前利益は3,400万スイス・フラン減少し、7億5,200万スイス・フランであった。

営業収益合計は、400万スイス・フラン増加し、18億6,700万スイス・フランであった。受取利息純額は、選択的な料金調整にもかかわらず、継続する低金利が預金マージンに著しい影響を与え続けた一方で、貸出

マージンは依然として安定していたため、1,400万スイス・フラン減の10億7,200万スイス・フランであった。これは、グループ財務部門が集中的に運用する資産に関する費用の減少及び資金業務関連収益の増加並びに顧客預金残高の好調な伸びによる収益の増加及びそれより程度は下回るものの貸出金の増加によって一部相殺された。

受取報酬及び手数料純額は、6億200万スイス・フランからほぼ横ばいの6億スイス・フランであった。

トレーディング収益純額は、資金業務関連収益の増加及び特定の貸出金をヘッジするためのクレジット・デフォルト・スワップの公正価値の変動を反映し、1億2,800万スイス・フランから1億7,300万スイス・フランに増加した。更に、2013年上半期は、顧客活動水準が上昇した。その他の収益は、主にSIXグループに対する投資に関する収益の減少を反映し、2012年上半期の4,100万スイス・フランから2,600万スイス・フランに減少した。

2012年上半期は貸倒引当金戻入額600万スイス・フランを計上したのに対し、2013年上半期は貸倒引当金繰入額300万スイス・フランを計上した。2013年上半期には、既存のポジションの調整及び個別に見直され、格下げされかつ減損処理された少数の新規のワークアウト案件を反映した新規貸倒引当金純額5,800万スイス・フランが含まれている（2012年上半期の新規貸倒引当金純額は200万スイス・フラン）。この大部分は、2013年上半期における関連業界の見通しの全般的な改善及びポートフォリオの継続的な見直しに基づく一般貸倒引当金5,500万スイス・フランの戻入により相殺された（2012年上半期は800万スイス・フランの戻入）。

営業費用は、7億9,200万スイス・フランから11億4,300万スイス・フランに増加した。これは主に、2012年上半期にはUBSのスイスにおける年金制度の変更に関する人件費2億8,700万スイス・フランの貸方計上が含まれていたためである。この変更と事業再編費用に関する調整後の営業費用は、IT投資及び支店ネットワークの一新に係る投資の増加並びに変動報酬の見越計上額の増加により3,900万スイス・フラン増加し、11億1,500万スイス・フランであった。更に、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金（純額）が増加した。

人件費は、主に上記のUBSのスイスにおける年金制度の変更を反映して1億6,900万スイス・フラン増加し、7億4,600万スイス・フランであった。この変更と事業再編費用に関する調整後の人件費は、主に2012年第3四半期期首における管理部門の集中化により、1億2,400万スイス・フラン減少し、7億3,700万スイス・フランであった。この管理部門の集中化とそれに続く再配置は、人件費及び一般管理費の減少と他の部門に対する正味費用請求額の減少をもたらした。

人件費以外の費用は、2012年上半期の2億1,500万スイス・フランから3億9,700万スイス・フランに増加した。2013年上半期の事業再編費用1,900万スイス・フランに関する調整後の人件費以外の費用は、1億6,300万スイス・フラン増加し、3億7,800万スイス・フランであった。上記の管理部門の集中化は、他の事業部門に対する正味費用請求額の減少につながったが、この減少は、一般管理費の減少により一部相殺された。

コーポレート・センター

コーポレート・センター - 中核業務

税引前損益は、前四半期の損失7億1,900万スイス・フランに対し、2013年第2四半期は1億4,200万スイス・フランの損失を計上した。調整後の税引前損益は、前四半期の損失3億9,800万スイス・フランに対し、第2四半期は2億7,500万スイス・フランの損失を計上した。前四半期には1億8,100万スイス・フランの自己クレジット損失が含まれていたのに対し、第2四半期には1億3,800万スイス・フランの自己クレジット利得が含まれている。事業部門への配分後にコーポレート・センター - 中核業務に残存する資金業務関連収益は、前四半期の損失2億5,500万スイス・フランに対し、第2四半期は1億3,600万スイス・フランの損失を計上した。更に、事業部門並びにコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオへの配分後にコーポレート・センター - 中核業務に残存する費用は、1億1,300万スイス・フラン減少した。

業績：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

営業収益

コーポレート・センター - 中核業務の営業収益合計は、前四半期の損失4億7,900万スイス・フランに対し、2013年第2四半期は1,700万スイス・フランの損失を計上した。調整後ベースでは、営業収益は、前四半期から横ばいで、1億5,500万スイス・フランの損失を計上した。業績は、第2四半期の自己クレジット利得1億3,800万スイス・フランに関して調整されている。第1四半期の調整項目は、自己クレジット損失1億8,100万スイス・フラン、公開買付による債券の買戻しに関する損失1億1,900万スイス・フラン及び残存する自己勘定取引事業の売却に関する為替差損2,400万スイス・フランであった。

第1四半期に含まれる公開買付による債券の買戻しに関する損失及び上記の為替差損を除くと、事業部門への配分後にコーポレート・センター - 中核業務に残存する調整後の資金業務関連収益は、前四半期の損失1億1,200万スイス・フランに対し、第2四半期は1億3,600万スイス・フランの損失を計上した。この変動は、主に、クロス・カレンシー・スワップに関する損失8,500万スイス・フランによるものである。また、当部門は、マクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ会計モデルに内在する基礎的リスクから生じたヘッジの非有効部分に関する損失2,400万スイス・フランを計上した（前四半期の損失は6,000万スイス・フラン）。

グループ財務部門が集中的に運用する担保権の設定されていない優良な短期資産の複数通貨ポートフォリオの平均規模は、引き続き安定的であった。しかし、このポートフォリオの運用に関連する費用は、第2四半期において、資金調達費用の減少によって減少した。更に、第2四半期には、不動産の売却益1,900万スイス・フランが含まれている。

自己クレジット

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジット損益は、ファンディング・スプレッドが縮小した第1四半期は自己クレジット損失1億8,100万スイス・フランを計上したのに対し、第2四半期は、主に当該四半期中にファンディング・スプレッドが拡大したことを反映し、自己クレジット利得1億3,800万スイス・フランを計上した。

営業費用

コーポレート・センター - 中核業務の営業費用合計は、事業部門並びにコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに業務を配分する前の合計ベースでは、3億2,000万スイス・フラン減少し、2013年第2四半期は21億3,300万スイス・フランであった。第2四半期及び第1四半期における事業再編費用（それぞれ8,900万スイス・フラン及び2億6,900万スイス・フラン）を除くと、業務を配分する前の調整後の営業費用は、前四半期の21億8,400万スイス・フランに対し、第2四半期は20億4,400万スイス・フランであった。この1億4,000万スイス・フランの減少は、主に、変動報酬の見越計上額の減少、人員削減による人件費の減少及び訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の減少に関するものである。

人件費は、主に変動報酬の見越計上額の減少、休暇に係る見越計上額の減少及び当行の戦略の早期実施に伴う人員削減により、5,700万スイス・フラン減少し、10億5,000万スイス・フランであった。

一般管理費は、主に、前四半期の不動産関連の再編費用2億1,900万スイス・フラン及び訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の減少により、2億4,600万スイス・フラン減少し、9億200万スイス・フランであった。

減価償却費は、主に資産の減損により生じた前四半期の不動産関連の再編費用により、1億9,700万スイス・フランから1億8,000万スイス・フランに減少した。

事業部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに請求した共通業務費用は、主に上述した前四半期の不動産関連の再編費用を反映して前四半期から2億600万スイス・フラン減少し、20億700万スイス・フランであった。

事業部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオへの配分後に残存する営業費用合計は、前四半期の2億3,900万スイス・フランから1億2,600万スイス・フランに減少した。これらの費用は、UBSグループのガバナンス機能及びその他のコーポレート業務に関するものである。1億1,300万スイス・フランの減少は、主に、第2四半期の休暇に係る見越計上額の減少、変動報酬の見越計上額の減少及び訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の減少によるものである。

リスク加重資産

完全適用ベースのBISバーゼル リスク加重資産は、10億スイス・フラン増加し、200億スイス・フランであった。

従業員：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

2013年第2四半期末現在のコーポレート・センター - 中核業務の従業員数は24,228名であり、このうち23,222名は、使用した業務に基づいて各事業部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに配分された。前四半期からの733名の減少は、主に当行の戦略の早期実施に伴う減少である。配分後にコーポレート・センター - 中核業務に残存する1,006名は、当行の戦略の早期実施を受けて、UBSグループのガバナンス機能、その他のコーポレート業務並びに各事業部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオへの配分方法の継続的な改良に係る人員である。

業績：2013年上半年と2012年上半年の比較

税引前損益は、2012年上半年の損失11億5,000万スイス・フランに対し、2013年上半年は8億6,100万スイス・フランの損失を計上した。調整後ベースでは、税引前損益は、2012年上半年の損失2億3,300万スイス・フランに対し、2013年上半年は6億7,300万スイス・フランの損失を計上した。

自己クレジット並びに公開買付による債務の買戻しに関する損失及び上記の為替差損を除く調整後の営業収益は、3億3,200万スイス・フラン減少し、3億1,000万スイス・フランの損失であった。事業部門への配分後にコーポレート・センター - 中核業務に残存する調整後の資金業務関連収益は、4億1,200万スイス・フラン減少し、2億4,800万スイス・フランの損失であった。この変動は、主に当部門のマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジ会計モデルに内在する基礎的リスクから生じたヘッジの非有効部分に関する損失8,500万スイス・フラン（2012年上半年の損失は300万スイス・フラン）によるものである。この成績には、クロス・カレンシー・スワップに関する損失8,500万スイス・フランも含まれている。更に、負債の管理による収益6,000万スイス・フランを事業部門に配分する取り決めの実行により、資金業務関連収益が減少した。これは、2012年上半年においては当該収益が保持されていたためである。

グループ財務部門が中心的に運用する担保権の設定されていない優良な短期資産の複数通貨ポートフォリオの平均規模は、引き続き安定的であった。しかし、このポートフォリオの運用に関連する費用は、2013年上半年において、主に資金調達費用の減少によって減少した。2013年上半年には、PaineWebberの買収から生じたのれん及び無形資産に関する帰属自己資本に係る費用5,400万スイス・フランが含まれており、これは、過去の会計期間においては各事業部門に配分されていた。更に、2013年上半年には、不動産の売却益1,900万スイス・フラン（2012年上半年は200万スイス・フラン）が含まれている。

事業部門への配分前のグロスベースの営業費用合計は、5億3,600万スイス・フラン増加し、2013年上半年は45億8,600万スイス・フランであった。各事業部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオへの配分前の調整後の費用は、2012年上半年は43億1,900万スイス・フランであった（事業再編費用2,300万スイス・フラン並びに当行のスイスにおける年金制度及び米国の退職者給付制度の変更によるプラスの影響額（それぞれ2億7,600万スイス・フラン及び1,600万スイス・フラン）を除く。）のに対し、2013年上半年は42億2,800万スイス・フラン（事業再編費用3億5,800万スイス・フランを除く。）であった。この9,100万スイス・フランの減少は、主に、2013年上半年における当行の戦略の早期実施に伴う人員削減並びに技術関連業務に係る費用及びマーケティング費用の減少によるものであるが、これは同期間における訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の増加及び弁護士費用の増加により一部相殺されている。

コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

税引前損益は、前四半期の損失2億4,500万スイス・フランに対し、第2四半期は9億2,700万スイス・フランの損失を計上した。これは主に、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の増加、非中核事業のポートフォリオの金利収益及びクレジット業務収益の減少、SNBスタブファンドの株式取得オプションの評価益の減少、特定の係争中の債権に関する減損損失並びにデリバティブ・ポートフォリオに関するマイナスの負債評価調整（DVA）によるものである。

業績：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

営業収益

営業収益合計は、2013年第1四半期の5億400万スイス・フランに対し、第2四半期は7,300万スイス・フランであった。前四半期における債券の買戻しに関するトレーディング利得2,700万スイス・フランに関する調整後の営業収益は、4億400万スイス・フラン減少し、7,300万スイス・フランであった。非中核事業の収益は、主に、前四半期にはより好調な市場活動と流動性から利益を得たクレジット・ポートフォリオ及び金利ポートフォリオからの収益が減少したことにより、2億8,800万スイス・フラン減少した。また、非中核事業の収益には、デリバティブ・ポートフォリオに関するマイナスの負債評価調整2,100万スイス・フランが含まれている（前四半期はプラスの調整3,700万スイス・フラン）。SNBスタブファンドの株式取得オプションの再評価によりもたらされた利益は、第1四半期の2億4,000万スイス・フランに対し、第2四半期は、主にSNBスタブファンドの資産の時価評価益により、1億1,900万スイス・フランであった。SNBスタブファンドを除くレガシー・ポートフォリオの収益は、第2四半期において1,600万スイス・フラン減少した。この減少は、主に、債務担保証券、地方債及びオークション・レート証券のポートフォリオのリスク加重資産の継続的な縮小による収益の減少によるものである。

当部門は、2013年第4四半期にSNBスタブファンドの株式取得オプションを行使する予定である。市場評価及び市況に基づく現時点の見積によると、オプションの行使による取得の正味の影響として、RWAは30億スイス・フランから70億スイス・フラン増加し、完全適用ベースのBISバーゼル 普通株式Tier 1比率は70ベース・ポイントから90ベース・ポイント上昇することが予想される。（注1）

（注1）フェーズ・イン・ベース（段階導入ベース）のBISバーゼル 普通株式Tier 1比率は55ベース・ポイントから80ベース・ポイント上昇すると考えられる。

営業費用

営業費用合計は、前四半期の7億4,900万スイス・フランから10億100万スイス・フランに増加した。事業再編費用に関する調整後の営業費用は、4億2,200万スイス・フラン増加し、9億8,300万スイス・フランであった。

人件費は、1,300万スイス・フラン増加し、第2四半期には1億5,400万スイス・フランであった。これは、主に、コーポレート・センター - 中核業務が負担した費用に関する費用配分方法の継続的な改良及び事業再編費用の増加によるものであるが、当行の戦略の早期実施に伴う追加的な人員削減により一部相殺されている。

一般管理費は、主に、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の増加（第1四半期の3億4,600万スイス・フランに対し、第2四半期は6億1,900万スイス・フラン）により2億3,000万スイス・フラン増加し、8億1,000万スイス・フランであった。更に、第2四半期には、特定の係争中の債権に関する減損損失8,700万スイス・フラン及び弁護士費用の増加が含まれている。前四半期には、不動産関連の再編費用1億4,800万スイス・フランが含まれていた。

減価償却費は、主に、第1四半期の資産の減損の認識により生じた不動産関連の再編費用2,500万スイス・フランにより、前四半期の3,100万スイス・フランから600万スイス・フランに減少した。

BISリスク加重資産

完全適用ベースのBISバーゼル リスク加重資産は、170億スイス・フラン減少し、第2四半期末現在では780億スイス・フランであった。非中核事業では、より流動性の高い現金及びローンのポジションの圧縮が著しく進展した。また、当部門は、一定のカウンターパーティーとの間の合意による清算、第三者による更改及び取引のコンプレッションにより、非中核事業のポートフォリオにおける未決済の店頭（OTC）デリバティブ取引の数を減らすことを目標とした活動を増やした。その結果、非中核事業のBISバーゼル リスク加重資産は、110億スイス・フラン減少し、480億スイス・フランであった。第2四半期末現在、非中核事業のリスク加重資産480億スイス・フランは、信用リスクのRWA（290億スイス・フラン）、市場リスクのRWA（100億スイス・フラン）及びオペレーショナル・リスクのRWA（90億スイス・フラン）から構成されていた。

レガシー・ポートフォリオのRWAは、第2四半期中に債務担保証券、地方債スワップ及び学生ローン・オークション・レート証券のポジションを処分したことにより、60億スイス・フラン減少し、300億スイス・フランであった。これは、信用リスクのRWA（230億スイス・フラン）、市場リスクのRWA（10億スイス・フラン）及びオペレーショナル・リスクのRWA（60億スイス・フラン）から構成されていた。

事業別営業収益：2013年第2四半期と20122013年第1四半期の比較

非中核事業

収益合計は、前四半期は2億3,100万スイス・フランの利益を計上したのに対し、2013年第2四半期は5,700万スイス・フランの損失を計上した。調整後ベースでは、営業収益は、第1四半期は2億500万スイス・フランの利益を計上したのに対し、第2四半期は5,700万スイス・フランの損失を計上した。これは、クレジット業務及び金利取引業務の収益の減少並びに第2四半期のデリバティブ・ポートフォリオに関するマイナスの負債評価調整（第1四半期はプラスの調整）によるものである。

クレジット業務の収益は、1億4,000万スイス・フラン減少し、第2四半期には2,600万スイス・フランの損失を計上した。これは、ストラクチャード・クレジットにおける流動性の低下及びモデルに係る準備金の戻入額の減少並びにディストレス資産に係る時価評価益の減少に起因して、ストラクチャード・クレジット及びディストレス・ポートフォリオの収益が減少したことによる。金利取引業務の収益は、リスク中立的なプロフィールを維持するためのリヘッジ及びび的を絞った縮小が実行されたため、6,000万スイス・フランから1,400万スイス・フランに減少した。更に、第1四半期には、クロス・カレンシー・スワップの解消による利得が含まれていた。その他の非中核事業の収益は、第1四半期は5,800万スイス・フランの利益を計上したのに対し、第2四半期は3,800万スイス・フランの損失を計上した。これは、主に、デリバティブ・ポートフォリオに関する負債評価調整が、前四半期のプラス3,700万スイス・フランに対し、第2四半期はマイナス2,100万スイス・フランであったことによるものである。

レガシー・ポートフォリオ

収益合計は、前四半期の2億7,400万スイス・フランに対し、2013年第2四半期は1億3,500万スイス・フランであった。これは、主に、部門が保有するSNBスタブファンドの株式取得オプションの再評価によりもたらされた利益が、前四半期は2億4,000万スイス・フランであったのに対し、第2四半期は、主に当該ファンドの資産の時価評価益により、1億1,900万スイス・フランであったことに関連している。

SNBスタブファンドのオプションを除くレガシー・ポートフォリオの収益は、1,600万スイス・フラン減少し、1,300万スイス・フランであった。

従業員：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ（SNBスタブファンドの投資運用チームを含む。）の従業員数は、第1四半期末現在の1,908名に対し、2013年第2四半期末現在では合計で1,718名であった。この減少には、フロントオフィスの人員の減少（60名）及び集中化された共通業務部門から配分された人員の減少が含まれている。

業績：2013年上半年と2012年上半年の比較

税引前損益は、2012年上半年は1億1,600万スイス・フランの利益を計上したのに対し、2013年上半年は11億7,300万スイス・フランの損失を計上した。調整後ベースでは、税引前損益は、2012年上半年は1億1,500万スイス・フランの利益を計上したのに対し、2013年上半年は9億9,400万スイス・フランの損失を計上した。

営業収益合計は、9億1,000万スイス・フランから5億7,700万スイス・フランに減少した。調整後の営業収益は、9億1,000万スイス・フランから5億5,000万スイス・フランに減少した。

調整後の非中核事業の収益は、当行の戦略の早期実施を受けてRWA及びバランスシートの縮小に重点を置いたことによるクレジット業務の収益及び金利収益の減少により、7億4,100万スイス・フランから1億4,700万スイス・フランに減少した。2012年上半年においては、これらのポートフォリオは、好調な双方向の顧客フローが収益の増加をもたらしたことによる流動性の向上から恩恵を受けた。

レガシー・ポートフォリオの収益合計は、2012年上半年の1億3,700万スイス・フランに対し、2013年上半年は4億900万スイス・フランであった。SNBスタブファンドの株式取得オプションの再評価によりもたらされた利益は、2012年上半年の1億7,200万スイス・フランに対し、2013年上半年は3億5,900万スイス・フランであった。SNBスタブファンドのオプションを除くレガシー・ポートフォリオの収益は、2012年上半年は4,100万スイス・フランの損失を計上したのに対し、2013年上半年は4,300万スイス・フランの利益を計上

した。2012年上半期は、主に、MBIAとの和解の元となっている実質上全ての資産の売却又は清算に関する純損失により影響を受けた。

営業費用合計は、7億9,400万スイス・フランから17億5,000万スイス・フランに増加した。事業再編費用を除く調整後ベースでは、営業費用は、7億4,900万スイス・フラン増加し、15億4,400万スイス・フランであった。これは主に、訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の増加及び特定の係争中の債権に関する減損損失8,700万スイス・フランによるものであるが、使用した業務の減少により一部相殺されている。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし。

3【対処すべき課題】

平成25年6月28日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

4【事業等のリスク】

当該半期中に、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はなかった。平成25年6月28日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第3 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

5【経営上の重要な契約等】

事業の多角的性質により該当事項なし。

6【研究開発活動】

該当事項なし。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2013年6月30日現在において判断したものである。

UBSグループ

UBS株主に帰属する純利益は、2013年第1四半期の9億8,800万スイス・フランに対し、2013年第2四半期は6億9,000万スイス・フランであった。税引前営業利益は、前四半期の14億4,700万スイス・フランに対し、第2四半期は10億2,000万スイス・フランであった。営業収益は、主に受取利息純額及びトレーディング収益純額の減少により、3億8,600万スイス・フラン減少した。営業費用は、4,200万スイス・フラン増加した。これは、主に、一般管理費の増加によるが、変動の実績報酬の減少により一部相殺されている。税金費用は、前四半期の4億5,800万スイス・フランに対し、第2四半期は1億2,500万スイス・フランであった。優先証券保有者に帰属する純利益は、前四半期のゼロ計上に対し、第2四半期は2億400万スイス・フランであった。

業績：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

税引前営業利益は、前四半期の14億4,700万スイス・フランに対し、2013年第2四半期は10億2,000万スイス・フランであった。これは主に、受取利息純額及びトレーディング収益純額の減少に起因する営業収益の減少を反映している。

当行は、国際財務報告基準（IFRS）に基づく業績報告に加え、非経常的と考えられる項目及び当行の事業に関する基礎的な業績を表すものではないと経営陣が判断するその他の一定の項目を除いた調整後の業績を報告している。かかる調整後の業績は、米国証券取引委員会（SEC）規則により定義される非GAAP財務指標である。第2四半期に関して除外した項目は、自己クレジット利得1億3,800万スイス・フラン及び正味再編費用1億4,000万スイス・フランである。第1四半期に関して除外した項目は、自己クレジット損失1億8,100万スイス・フラン、公開買付による債券の買戻しに関する純損失9,200万スイス・フラン、グローバ

ル・アセット・マネジメント部門のカナダ国内事業の売却益3,400万スイス・フラン、残存する自己勘定取引事業の売却益（純額）3,100万スイス・フラン及び正味再編費用2億4,600万スイス・フランである。

かかる調整後ベースでは、税引前利益は、前四半期の19億100万スイス・フランに対し、第2四半期は10億2,200万スイス・フランであった。この減少の大部分は、主に、コーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ並びにインベストメント・バンクにおける受取利息純額及びトレーディング収益純額の減少を反映して調整後の営業収益が7億3,200万スイス・フラン減少したことによるものである。調整後の営業費用は、主に訴訟、規制上その他の類似の事項に係る引当金の増加（2億8,000万スイス・フラン）により、1億4,800万スイス・フラン増加した。更に、第2四半期には、スイス - 英国間の租税条約に基づき業界で負担する保証の支払につきUBSが予め合意した支払分に関する費用1億600万スイス・フラン及び特定の係争中の債権に関する減損損失8,700万スイス・フランが含まれている。これらの増加の大部分は、裁量的実績報酬の見越計上額の減少により相殺された。

営業収益：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

営業収益合計は、前四半期の77億7,500万スイス・フランに対し、第2四半期は73億8,900万スイス・フランであった。調整後ベースでは、営業収益合計は、前四半期の79億8,300万スイス・フランに対し、第2四半期は、主に受取利息純額及びトレーディング収益純額の減少を反映し、72億5,100万スイス・フランであった。

受取利息純額及びトレーディング収益純額

受取利息純額及びトレーディング収益純額は、7億3,500万スイス・フラン減少して29億6,800万スイス・フランであった。2013年第2四半期には、主に、第2四半期中に当行のファンディング・スプレッドが拡大したことを反映し、公正価値での測定を指定された金融負債に関する自己クレジット利得1億3,800万スイス・フランが含まれている（ファンディング・スプレッドが縮小した第1四半期は、自己クレジット損失1億8,100万スイス・フランを計上した。）。自己クレジットの影響を除くと、受取利息純額及びトレーディング収益純額は、主に非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ並びにインベストメント・バンクにおける収益の減少により、10億5,400万スイス・フラン減少した。

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの受取利息純額及びトレーディング収益純額は、4億6,200万スイス・フラン減少した。非中核事業においては、ストラクチャード・クレジットにおける流動性の低下及びモデルに係る準備金の戻入額の減少並びにディストレス資産に係る時価評価益の減少により、クレジット業務の収益が減少した。更に、非中核事業の金利収益は、継続的なヘッジ活動に伴うリスク軽減とリスク加重資産の減少を反映して減少した。非中核事業のデリバティブ・ポートフォリオに関する負債評価調整は、前四半期のプラス3,700万スイス・フランに対し、第2四半期はマイナス2,100万スイス・フランであった。

レガシー・ポートフォリオの収益は、主に、SNBスタブファンドの株式取得オプションの再評価によりもたらされた利益が、前四半期は2億4,000万スイス・フランであったのに対し、第2四半期は1億1,900万スイス・フランであったことにより、減少した。第2四半期の利益は、主にSNBスタブファンドの資産の時価評価益によるものである。

インベスター・クライアント・サービスの受取利息純額及びトレーディング収益純額は、2億8,500万スイス・フラン減少した。これは、主に、金利及びクレジット業務が第2四半期の後半においてより困難な取引環境の影響を受け、市場ボラティリティの上昇及び顧客活動の減退により収益が減少したためである。外国為替業務の収益は、ボラティリティ水準の上昇及び流動性の低下によりオプション取引業務の収益が減少したため、減少した。この減少は、主に電子取引による売買高の増加に牽引された直物の外国為替取引の収益の増加により一部相殺された。

コーポレート・クライアント・ソリューションの受取利息純額及びトレーディング収益純額は、主に、第1四半期に規模の大きいプライベート取引の収益が含まれていたことにより、2億6,700万スイス・フラン減少した。

コーポレート・センター - 中核業務の受取利息純額及びトレーディング収益純額（自己クレジットの影響を除く。）は、主にクロス・カレンシー・スワップに関する損失8,500万スイス・フランにより、1億400万スイス・フラン減少した。

リテール&コーポレート、ウェルス・マネジメント・アメリカズ及びウェルス・マネジメントの受取利息純額及びトレーディング収益純額は、それぞれ2,700万スイス・フラン、2,000万スイス・フラン及び1,700万スイス・フラン増加した。

貸倒引当金繰入額 / 戻入額

当行は、前四半期の正味貸倒引当金繰入額1,500万スイス・フランに対し、第2四半期は正味貸倒引当金繰入額300万スイス・フランを計上した。

受取報酬及び手数料純額

受取報酬及び手数料純額は、1億1,300万スイス・フラン増加し、42億3,600万スイス・フランであった。ポートフォリオの運用及びアドバイザリー報酬は、1億2,100万スイス・フラン増加した。これは、主にウェルス・マネジメント・アメリカズ及びウェルス・マネジメントにおける増加によるものである。ウェルス・マネジメント・アメリカズにおける増加は、平均運用資産の増加を反映した運用勘定の手数料の増加によるものであり、ウェルス・マネジメントにおける増加は、主に料金設定措置のプラスの影響及び平均運用資産の増加によるものであった。

M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬は、第2四半期に完了した複数の規模の大きい取引により、4,700万スイス・フラン増加し、1億6,600万スイス・フランであった。

引受報酬合計は、3,200万スイス・フラン減少した。この減少は、主にインベストメント・バンクにおける債券引受報酬の減少(5,300万スイス・フラン)を反映したものであるが、これは同じく主にインベストメント・バンクにおける株式引受報酬の増加(2,200万スイス・フラン)により一部相殺されている。

投資信託報酬は、主にウェルス・マネジメントにおいて、4,300万スイス・フラン減少した。これは主に、返還すべき手数料を生じない運用委託商品への移行による影響を反映したものである。

その他の収益

その他の収益は、第1四半期は3,700万スイス・フランの損失を計上したのに対し、第2四半期は1億8,800万スイス・フランの利益を計上した。

売却可能金融投資からの収益は、投資売却益(純額)の増加及び減損損失の減少を反映して2,500万スイス・フラン増加し、5,900万スイス・フランであった。関連会社及び子会社に関する収益は、6,000万スイス・フラン減少し、3,400万スイス・フランであった。これは主に、前四半期には、残存する自己勘定取引事業の売却益(純額)3,100万スイス・フランが含まれていたためである。その他の利益のうちこれら以外のものは、前四半期の損失1億6,500万スイス・フランから改善し、9,500万スイス・フランの利益を計上した。これは主に、第1四半期には公開買付による債券の買戻しに関する損失1億1,900万スイス・フランが含まれているためと、第2四半期には貸出金及び債権の売却益並びに不動産の売却益の増加が含まれているためである。

営業費用：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

営業費用合計は、4,200万スイス・フラン増加し、63億6,900万スイス・フランであった。事業再編費用は、前四半期の2億4,600万スイス・フランに対し、第2四半期は1億4,000万スイス・フランで、そのうち5,900万スイス・フランは事業再編費用の定義の変更に関するものであった。調整後ベースでは、営業費用合計は1億4,800万スイス・フラン増加した。

人件費

人件費は、2億4,500万スイス・フラン減少し、38億5,500万スイス・フランであった。第1四半期には人事関連の再編費用の正味戻入1,400万スイス・フランが含まれていたのに対し、第2四半期には人事関連の正味再編費用9,600万スイス・フランが含まれている。

再編費用の影響を除く調整後ベースでは、人件費は3億5,500万スイス・フラン減少した。かかる調整後ベースでは、変動報酬費用(合計)は、主に業績の低下を反映し、3億1,100万スイス・フラン減少した。更に、第2四半期には、前年の報酬の見越計上の完了による影響が含まれており、これにより、過年度からの繰延株式報酬の償却費用は、前四半期の2億9,800万スイス・フランから1億7,000万スイス・フランに減少した。

再編費用を除く支払給与は、従業員数の減少及び取得されなかった休暇に係る見越計上額の減少を反映して7,300万スイス・フラン減少した。

ウェルス・マネジメント・アメリカズのファイナンシャル・アドバイザーの報酬は、運用勘定の手数料収益の増加を反映して3,700万スイス・フラン増加した。

再編費用を除くその他の人件費（外注費用、社会保障費、年金その他の退職後給付制度に係る費用及びその他費用から成る。）は1,000万スイス・フラン減少した。

一般管理費

第2四半期の一般管理費は、3億スイス・フラン増加し、22億9,900万スイス・フランであった。第2四半期及び第1四半期の正味再編費用（それぞれ4,200万スイス・フラン及び2億2,500万スイス・フラン）を除くと、一般管理費は4億8,300万スイス・フラン増加した。

訴訟、規制上及び類似の事項に関する引当金（純額）は、主に住宅ローン担保証券及び抵当貸付の売却に関する請求により2億8,000万スイス・フラン増加し、6億5,800万スイス・フランであった。金融機関に影響を及ぼす現在の規制動向及び政治情勢を背景に、また、当行は依然として、2007年から2009年にかけての金融危機及びその他の事項から生じた多数の請求及び規制事項の対象となっていることを踏まえると、当行は、訴訟、規制上及び類似の事項に関連する費用の水準は、少なくとも2013年中は高いままであると予想している。その他の一般管理費は、2億300万スイス・フラン増加した（再編費用を除く。）。これは主に、第2四半期には、スイス - 英国間の租税条約に関する費用1億600万スイス・フラン（主にウェルス・マネジメントに配分された。）並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける特定の係争中の債権に関する減損損失8,700万スイス・フランが含まれているためである。

減価償却費及び減損損失

有形固定資産の減価償却費及び減損損失は、主に、第1四半期には不動産関連の再編費用3,500万スイス・フランが含まれていたことにより、1,200万スイス・フラン減少し、第2四半期は1億9,600万スイス・フランであった。これは、第2四半期の、内部で開発された特定のコンピューター・ソフトウェアに係る減損損失900万スイス・フラン並びに賃借物件の改良及びIT機器に係る減価償却費の増加により一部相殺された。

無形資産の減価償却費及び減損損失は、前四半期から横ばいの2,000万スイス・フランであった。

税金費用：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

当行は、2013年第2四半期において1億2,500万スイス・フランの法人所得税費用を計上した。この金額には、UBSグループ法人の課税所得に関する1億400万スイス・フランの税金費用及び当該四半期における繰延税金資産の減少純額に係る2,100万スイス・フランの税金費用が含まれている。実効税率は、ユービーエス・エイ・ジー（親銀行）における大幅な帳簿上の税金の調整により減少したが、これは主に、国際財務報告基準(IFRS)では公正価値で認識されるが、スイスの一般に公正妥当と認められる会計原則(GAAP)および税務上では償却原価で会計処理される金融商品に関するものであった。

2013年第1四半期において、税務上の繰越欠損金が当該四半期のスイス及び米国における課税所得と相殺されたため、当行は、税務上の繰越欠損金に関連して過去に認識された繰延税金資産の償却を主に反映して4億5,800万スイス・フランの法人所得税費用を計上した。

当行は、現時点において、通年の税率が約30%となると予想している。当行が以前言及したとおり、かかる税率は通常見込まれる20%から25%の実効税率よりも高くなっている。これは、UBSグループの2013年度の純利益が、税務上の便益を完全に享受することができない複数の支店又は子会社からの損失を継続して反映することが予想されているためである。また、通年の税率は、2013年下半期中に繰延税金資産がどの程度再評価されるかにより影響を受ける。

UBS株主に帰属する包括利益合計：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

UBS株主に帰属する包括利益合計は、15億300万スイス・フランに対して600万スイス・フランとなった。UBS株主に帰属する純利益は、9億8,800万スイス・フランの純利益に対して、6億9,000万スイス・フラン

となった。UBS株主に帰属するその他の包括利益(OCI)は、5億1,400万スイス・フランのプラスに対して、6億8,400万スイス・フランのマイナス(税引後)となった。

2013年第2四半期のOCIには、主要通貨全てにおける長期金利の大幅な上昇を主因とした、8億7,300万スイス・フラン(税引後)のマイナスのキャッシュ・フロー・ヘッジOCIが含まれる。

為替差損は、前四半期の5億2,800万スイス・フランの利得に対して、主に対スイス・フランで米ドル、インドルピー及び豪ドルが下落したことに関連して、2億100万スイス・フラン(税引後)となった。

売却可能金融投資OCIは、300万スイス・フランのプラスに対して、1億2,900万スイス・フラン(税引後)のマイナスとなったが、これは長期金利の上昇による未実現損失純額を主因としていた。

第2四半期における確定給付型制度の純利得(税引後)は、前四半期の2億5,300万スイス・フランの利得に対して、5億2,000万スイス・フランとなった。第2四半期の純利得は、主にスイス及び英国の年金制度に関連するものであり、確定給付債務の減少が、適用ある割引率の上昇を主因としてOCIのプラスの影響を生み出したことが主たる要因であった。これは、年金制度の原資産の公正価値の減少により一部が相殺され、OCIのマイナスの影響をもたらした。

優先証券保有者に帰属する純利益：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

優先証券保有者に帰属する純利益は、2013年第1四半期のゼロ計上に対して、2013年第2四半期では2億400万スイス・フランとなった。第2四半期には、優先社債に対して1億7,200万スイス・フランの配当金が支払われたが、これについては前期間において見越計上を行う義務はなかった。更に、2013年5月にUBS株主に対する配当金の支払を行ったため、今後の配当金の支払について、3,200万スイス・フランの見越計上がなされた。

主要数値及び従業員：2013年第2四半期と2013年第1四半期の比較

費用対収益比率

費用対収益比率は、前四半期の81.2%に対して、2013年第2四半期では86.2%であった。調整後ベースで、費用対収益比率は、76.0%から85.9%に上昇した。

リスク加重資産

フェーズ・イン・ベースのBISバーゼル RWAは、198億スイス・フラン減少して、2013年6月30日現在では2,426億スイス・フランとなった。完全適用ベースのBISバーゼル RWAは、195億スイス・フラン減少して、2,392億スイス・フランとなった。フェーズ・イン・ベースのBISバーゼル RWAの減少は主に、ポジションの売却とヘッジ関連のエクスポージャーの減少に起因するバンキング及びトレーディング勘定の証券化エクスポージャーにおける59億スイス・フランのRWAの減少を反映した信用リスクRWAの206億スイス・フランの減少、エクスポージャーの減少を主因とするデリバティブのRWAの42億スイス・フランの減少、並びに一時的に保有していた商業用不動産ローンの証券化を主因とする15億スイス・フランの実行済エクスポージャーの減少によるものであった。セントラル・カウンターパーティに対するエクスポージャーに係るRWAは、エクスポージャーの減少及び一部の清算基金向けエクスポージャー拠出に係るRWAの算定方法の変更を主因として、13億スイス・フラン減少した。信用リスクRWAには、BISバーゼルに基づくポートフォリオ・レベルの先進的信用評価調整費用も含まれ、かかる費用はOTCエクスポージャーの減少及び第2四半期中に締結したヘッジ取引の影響を主因として38億スイス・フラン減少した。標準的信用評価調整に服するポジションに係るRWAは、モノライン保険会社の格上げの影響及び一部のエクスポージャーにおける標準的信用評価調整から先進的信用評価調整へのアプローチの変更を主因として32億スイス・フラン減少した。

新規純資金

ウェルス・マネジメントの新規純資金流入額は、150億スイス・フランから101億スイス・フランに減少した。各地域において純資金流入額に対する貢献が見られ、中でも新興市場及びアジア太平洋地域からは最大の純資金流入額がもたらされた。ヨーロッパでは、オンショア事業の成長がオフショア顧客からの純資金流出額を上回った。世界規模では、超富裕層顧客からの堅調な新規純資金流入額が報告され、前四半期における純資金流入額107億スイス・フランと比較して93億スイス・フランとなった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズの新規純資金の合計は、第1四半期における86億スイス・フラン又は92億米ドルと比較して、27億スイス・フラン又は28億米ドルとなった。かかる第2四半期の結果には、主に当行が1年超雇用しているフィナンシャル・アドバイザーに関連する流出額が反映されており、また、毎年の所得税の支払いに伴う顧客による預金の引出し約22億スイス・フラン又は約25億米ドル及び第1四半期からの季節的な減少が含まれている。また、グローバル・ファミリー・オフィスからの新規純資金流入額は、前四半期から減少した。受取利息及び受取配当額を含めた場合の新規純資金は、79億スイス・フラン又は84億米ドルとなった。

グローバル・アセット・マネジメントのマネー・マーケット・フローを除く第三者からの新規純資金流入額は、第1四半期の42億スイス・フランと比較して16億スイス・フランとなった。かかる純資金流入額は、主にソブリン顧客及びスイスからサービスを利用する顧客によりもたらされたが、アジア太平洋地域及び南北アメリカからサービスを利用する顧客からの純資金流出額により一部相殺された。マネー・マーケット・フローを除く当行のウェルス・マネジメント事業の顧客からの新規純資金流出額は、第1四半期における純資金流入額9億スイス・フランと比較して30億スイス・フランとなった。かかる純資金流出額は、主にスイスに計上された顧客によりもたらされている。マネー・マーケットにおける第三者からの純資金流入額は、第1四半期における純資金流出額44億スイス・フランと比較して11億スイス・フランとなった。かかる純資金流入額は、主に南北アメリカからサービスを利用する顧客によりもたらされた。マネー・マーケットにおける当行のウェルス・マネジメント事業の顧客からの純資金流出額は、第1四半期における38億スイス・フランと比較して17億スイス・フランとなった。かかる純資金流出額は、主に南北アメリカ及びスイスに計上された顧客によりもたらされた。グローバル・アセット・マネジメントの新規純資金流出額の合計は、前四半期における純資金流出額31億スイス・フランと比較して20億スイス・フランとなった。マネー・マーケット・フローを除く純資金流出額は、純資金流入額51億スイス・フランと比較して13億スイス・フランとなった。

運用資産

ウェルス・マネジメントの運用資産は、市場動向の低迷による損失190億スイス・フランが新規純資金流入額100億スイス・フラン及びプラスの為替効果10億スイス・フランを上回ったことに起因して80億スイス・フラン減少し、8,620億スイス・フランとなった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズの運用資産は、20億スイス・フラン減少して8,430億スイス・フランとなった。米ドル建てでは、当該四半期中の運用資産は、継続的な新規純資金流入額の大部分が市場動向の低迷による損失20億米ドルにより相殺されたことを反映して10億米ドル増加し、8,920億米ドルとなった。

2013年6月30日現在のグローバル・アセット・マネジメントの運用資産は、2013年3月31日現在の5,990億スイス・フランから130億スイス・フラン減少して5,860億スイス・フランとなったが、これは、マイナスの為替効果60億スイス・フラン、マイナスの市場動向50億スイス・フラン及び上述した新規純資金流出額によるものであった。

従業員

当行の従業員数は、2013年3月31日現在の61,782名に対し、2013年6月30日現在では1,028名減少して60,754名となった。従業員は全事業部門にわたって減少したが、これは主に現在進行中の当行のコスト削減プログラムに起因している。従業員は、インベストメント・バンクで406名、コーポレート・センターで276名、ウェルス・マネジメントで153名、リテール&コーポレートで120名、グローバル・アセット・マネジメントで41名及びウェルス・マネジメント・アメリカズで30名減少した。

業績：2013年上半期と2012年上半期の比較

2013年上半期のUBS株主に帰属する純利益は16億7,800万スイス・フランであり、2012年同期では15億5,800万スイス・フランであった。

税引前営業利益は、2013年上半期では24億6,700万スイス・フランであり、前年同期は25億6,900万スイス・フランであった。調整後の税引前利益は、営業収益の著しい増加が、訴訟、規制上及び類似の事項に関する引当金の増加を主因とする営業費用の増加により一部相殺された結果、27億8,300万スイス・フランから1億4,000万スイス・フラン増加して29億2,300万スイス・フランとなった。

2013年上半期における調整項目は、正味再編費用3億8,600万スイス・フラン、公開買付による債券の買戻しに伴い負担した損失純額9,200万スイス・フラン、自己クレジット損失4,300万スイス・フラン、グローバル・アセット・マネジメントのカナダ国内事業の処分による利得3,400万スイス・フラン及び当行の自己勘定取引事業の残存部分の売却による純利得3,100万スイス・フランであった。2012年上半期における調整項目は、自己クレジット損失9億2,500万スイス・フラン、スイスの年金制度の変更による影響7億3,000万スイス・フラン、米国の退職者給付制度の変更による影響1億1,600万スイス・フラン及び正味再編費用1億3,500万スイス・フランであった。

営業収益は、22億3,900万スイス・フラン増加した。調整後ベースの営業収益は、13億8,400万スイス・フラン増加して152億3,400万スイス・フランとなった。これは、受取報酬及び手数料純額が、主にウェルス・マネジメント・アメリカズ及びウェルス・マネジメントの両方で8億7,300万スイス・フラン増加したこと、並びに2012年上半期における受取利息純額及びトレーディング収益純額に、フェイスブックの新規株式公開に関連する損失3億4,900万スイス・フランが含まれていたことを主因としている。

営業費用は、23億4,100万スイス・フラン増加した。調整後ベースの営業費用は、12億4,400万スイス・フラン増加して123億1,100万スイス・フランとなった。これは主に、増加した訴訟、規制上及び類似の事項に関する引当金（純額）8億700万スイス・フランに起因している。また、人件費は、裁量的実績報酬の見越計上の増加及びウェルス・マネジメント・アメリカズにおけるフィナンシャル・アドバイザー報酬の増加が、当行のコスト削減プログラムの一環として実施された措置を主因とする給与コストの減少により一部相殺されたことを反映して、調整後ベースで2億2,400万スイス・フラン増加した。更に2013年上半期には、スイス - 英国間の租税条約に関連する費用1億600万スイス・フラン（かかる費用の大部分はウェルス・マネジメントに割り当てられた。）、並びに一定の係争中の債権に関連する非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける減損損失8,700万スイス・フランが含まれた。

貸借対照表

2013年6月30日現在、当行の貸借対照表は、2013年3月31日現在から850億スイス・フラン縮小して1兆1,290億スイス・フランとなった。資産（すなわち、再調達価額 - 借方及び店頭デリバティブに対する差入担保を除く資産合計）は、主にコーポレート・センター - 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ並びにインベストメント・バンクにおいて320億スイス・フラン減少して7,650億スイス・フランとなった。これは、主にトレーディング・ポートフォリオ資産の減少に起因しており、また、現在進行中の当行の戦略の実施による影響が反映されている。

資産

商品分類別

再調達価額 - 借方は、主に非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいて500億スイス・フラン減少した。これは、主に金利契約の再調達価額が、金利イールド・カーブの上昇及び想定元本の減少により減少したことに起因している。リバース・レポ契約及び借入有価証券に係る担保金を含む担保付トレーディング資産は、280億スイス・フラン減少した。かかる減少額のうち200億スイス・フランは、グループ財務部門が中心となって運用する当行の担保権の設定されていない優良な短期資産の複数通貨ポートフォリオを、リバース・レポ契約から現金及び中央銀行預け金へ再調整したことに起因している。残りの80億スイス・フランは、主にグループ財務部門におけるトレーディング業務の縮小を反映している。トレーディング・ポートフォリオ資産は、現在進行中の当行の戦略の実施を受けてインベストメント・バンク並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの保有する負債性商品及びエクイティ商品が共に縮小したことを主因として、250億スイス・フラン減少した。貸付資産は、インベストメント・バンク並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの双方における貸付残高の減少が、当行のウェルス・マネジング事業におけるロンボード型貸出及び住宅モーゲージ貸付の増加を上回った結果、20億スイス・フラン減少した。これらの減少は、上述した担保権の設定されていない優良な短期資産の複数通貨ポートフォリオの再調整を主因とする現金及び中央銀行預け金の増加額170億スイス・フランにより一部相殺された。また、売却可能金融投資及びその他の資産は、共に20億スイス・フラン増加した。

部門別

資産合計の減少の大部分は、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおいて発生した。これは、当行がかかるポートフォリオを縮小するための戦略を実施していることを反映している。非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの資産合計は、820億スイス・フラン減少して3,000億スイス・フランとなり、資産は140億スイス・フラン減少して330億スイス・フランとなった。これは、主にトレーディング・ポートフォリオ資産の減少及び貸出金に分類されるオークション・レート証券の売却に起因している。インベストメント・バンクの資産合計は、主に再調達価額 - 借方が140億スイス・フラン増加したことに起因して90億スイス・フラン増加し、2,720億スイス・フランとなった。外国為替契約の再調達価額は、米ドル高を主因として、また、取引高の増加も一部寄与した結果増加した。金利契約及び株式 / 指数契約の再調達価額もまた、取引高の増加を主因として増加した。インベストメント・バンクの資産は、上述したトレーディング・ポートフォリオ資産の減少を主因として70億スイス・フラン減少し、1,790億スイス・フランとなった。インベストメント・バンクの第2四半期中の貸借対照表上の資産は、当該四半期の期首及び期末現在に比べて増大していたが、これは主に、当該期中現在の担保付トレーディング業務が、期首及び期末現在と比べて拡大していたことに起因している。コーポレート・センター - 中核業務の資産は、グループ財務部門における担保付トレーディング活動の減少を主因として100億スイス・フラン減少し、2,240億スイス・フランとなった。当行の担保権の設定されていない優良な短期資産の複数通貨ポートフォリオの規模は、安定を維持した。ウェルス・マネジメントの資産は、ロンバード型貸出及び住宅モーゲージ貸付の増加を主因として20億スイス・フラン増加し、1,120億スイス・フランとなった。ウェルス・マネジメント・アメリカズの資産合計は、640億スイス・フランとなり、実質的に変動が無かった。これは、貸付資産の増加額20億スイス・フラン及び売却可能金融投資の増加額10億スイス・フランの大部分が、現金及び中央銀行預け金の減少により相殺されたことに起因している。リテール&コーポレートの資産合計は、主に現金残高の減少を反映して30億スイス・フラン減少した。グローバル・アセット・マネジメントの資産合計は、130億スイス・フランとなり、概ね変動が無かった。

負債

負債合計は、再調達価額 - 借方が上述した再調達価額 - 借方の減少に概ね沿う形で490億スイス・フラン減少したことを主因として830億スイス・フラン減少し、1兆800億スイス・フランとなった。公正価値での測定を指定された金融負債及び既発の長期債により構成される長期負債残高は、主に取引の再編成、仕組債の評価額の減少並びに証券の満期到来及び償還に起因して、140億スイス・フラン減少した。かかる減少は、バーゼル 適格損失吸収劣後債の発行により一部相殺された。既発の短期債及び銀行間借入を含む短期借入金は、保有貴金属が減少したこと及び資金需要の低下を受けてコマーシャル・ペーパーの正味発行額が減少したことを主因として、80億スイス・フラン減少した。その他の負債は、主にデリバティブ商品に係る受入担保金の減少に起因して60億スイス・フラン減少した。顧客預金は、主にリテール&コーポレート部門における減少を反映して40億スイス・フラン減少し、3,780億スイス・フランとなった。担保付トレーディング負債は、主に資金需要の減少を反映して30億スイス・フラン減少した。

資本

UBS株主に帰属する持分は、472億3,900万スイス・フランから1億6,600万スイス・フラン減少して470億7,300万スイス・フランとなった。

UBS株主に帰属する包括利益合計は、UBS株主に帰属する純利益6億9,000万スイス・フラン及びUBS株主に帰属するその他の包括利益(OCI) マイナス6億8,400万スイス・フラン(税引後)を反映して、600万スイス・フランとなった。第2四半期のOCIには、為替差損2億100万スイス・フラン、並びにキャッシュ・フロー・ヘッジ及び売却可能金融投資のそれぞれに関連するOCIのマイナス要因として8億7,300万スイス・フラン及び1億2,900万スイス・フランが含まれている。これらは、確定給付型制度に係る純利得5億2,000万スイス・フランにより一部相殺された。

資本剰余金は、主にUBS株主に対する資本準備金からの支払金額5億6,400万スイス・フランが、従業員株式制度及び株式オプション制度に関連する増加額2億6,900万スイス・フランにより一部相殺されたことを反映して、2億4,400万スイス・フラン減少した。

四半期中の残高

本項において開示された貸借対照表上のポジションは四半期末現在のものであり、四半期中の貸借対照表上のポジションは通常の業務過程において変動するため、四半期末現在のポジションと異なる場合がある。

BISバーゼル 自己資本比率

2013年6月30日現在、当行のフェーズ・イン・ベースのBISバーゼル 普通株式Tier 1自己資本比率は16.2%であり、当行のBISバーゼル 総自己資本比率は20.5%であった。これは、2013年3月31日現在と比較してそれぞれ0.9ポイント及び1.7ポイントの増加であった。完全適用されたBISバーゼル ベースでは、当行の普通株式Tier 1自己資本比率は、第2四半期中に1.1ポイント増加して11.2%となり、当行の自己資本比率は1.7ポイント増加して13.5%となった。これは、主に第2四半期の純利益、及び当該期間中のRWAの減少に起因している。当行は、完全適用ベースのBISバーゼル 普通株式Tier 1自己資本比率の目標値11.5%を、2013年末までに達成する意向である。当行は、完全適用ベースのBISバーゼル 普通株式Tier 1自己資本比率の目標値13%を、2014年中に達成する見込みである。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

平成25年6月28日提出の当行の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第4 設備の状況 2 主要な設備の状況」に記載されている内容につき、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な異動はなかった。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

UBSの普通株式は、1株当たりの額面0.10スイス・フランの記名株式であり、全額払込済みである。普通株式は、全株主に直接かつ平等の所有権を与える証券であるグローバル・レジスタード・シェアの形式で発行される。グローバル・レジスタード・シェアは、異なる証券取引所において異なる通貨間で取引される同一の証券と、互いに転換する必要なく全世界的に取引し、また譲渡することができる。例えば、ニューヨーク証券取引所（NYSE）で購入した同一の証券は、スイス証券取引所（SIX Swiss Exchange）においても売却することができ、またその反対の取引も可能である。

(1) 【株式の総数等】（2013年6月30日現在）

【株式の総数】

授 権 株 数 (株)	発 行 済 株 式 総 数 (株)	未 発 行 株 式 数 (株)
記 名 式 4,460,761,225	記 名 式 3,839,378,864	記 名 式 621,382,361

(注) 上記記名株式は額面金額0.10スイス・フランである。

資本の額（2013年6月30日現在 / 財務諸表に基づく）

	額 面 価 額 スイス・フラン	株 式 数	資 本 金 スイス・フラン	(百 万 円)
発行済払込済株式資本	0.10	3,839,378,864	383,937,886.40	(40,932)

【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内 容
記名式額面株式 (額面金額0.10スイス・ フラン)	普通株式	3,839,378,864	スイス証券取引所 ニューヨーク証券取引 所	(注)

(注) 株式1株につき1議決権を有する。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】（2013年6月30日現在）

株 式 資 本

（単位：スイス・フラン(百万円)）

年 月 日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2013年1月1日 ～ 6月30日	4,128,631	3,835,250,233	412,863.10 (44)	383,525,023.30 (40,888)	
2013年6月30日	-	3,839,378,864	-	383,937,886.40 (40,932)	

（注）当該半期中の条件付資本における新株予約権行使による株式発行

年 月	発行株式数(株)	増/減資額(スイス・フラン)
2013年1月	607,985	60,798.50
2013年2月	605,626	60,562.60
2013年3月	475,334	47,533.40
2013年4月	317,213	31,721.30
2013年5月	1,935,473	193,547.30
2013年6月	187,000	18,700.00
合計	4,128,631	412,863.10

	条件付資本	その他の新株予約権
新株予約権の残高	78,979,756個	177,575,859個
新株予約権が全て行使された場合の行使価額の総額(スイス・フラン) (加重平均の行使価額(スイス・フラン))	1,612,592,272 (20.42)	5,087,496,114 (28.65)
新株予約権が全て行使された場合の資本組入額(スイス・フラン)	7,897,975.60	0

(4) 【大株主の状況】

スイス証券取引所法に基づき、UBSは、総議決権の3%、5%、10%、15%、20%、25%、33 1/3%、50%又は66 2/3%に達して、それを超えて又はそれを下回って保有することとはならない株主の氏名を開示する義務を負わない。

大株主（2013年6月28日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式資本に占める割合 (%)
チェース・ノミニーズ・リミテッド	ロンドン EC2Y 5AJ	440,124,499	11.46
シンガポール政府投資公社(GIC)	シンガポール 068912	245,517,417	6.39

DTC(CEDE & Co.)	ニューヨーク州 10274 ニューヨーク ボーリング・ グリーン・ステーション	205,924,098	5.36
ノートラスト・ノミニーズ・リミテッド (Nortrust Nominees Ltd.)	ロンドン E14 5NT	157,145,791	4.09

2【株価の推移】

次の表は、各期間における当行のスイス証券取引所及びニューヨーク証券取引所における高値及び安値を示している。なお、当行株式のニューヨーク証券取引所上場は2000年5月16日である。

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

スイス証券取引所（データソース：ブルームバーグ）

（単位：スイス・フラン(円)）

月別	2013年1月	2013年2月	2013年3月	2013年4月	2013年5月	2013年6月
最高	16.31 (1,739)	15.88 (1,693)	15.5 (1,652)	16.6 (1,770)	18.00 (1,919)	17.08 (1,821)
最低	14.72 (1,569)	14.69 (1,566)	14.37 (1,532)	14.12 (1,505)	16.75 (1,786)	15.44 (1,646)

ニューヨーク証券取引所（データソース：ブルームバーグ）

（単位：米ドル(円)）

月別	2013年1月	2013年2月	2013年3月	2013年4月	2013年5月	2013年6月
最高	17.55 (1,749)	17.58 (1,752)	16.38 (1,633)	17.79 (1,773)	18.58 (1,852)	18.16 (1,810)
最低	16.00 (1,595)	15.43 (1,538)	15.31 (1,526)	15.19 (1,514)	17.53 (1,747)	16.67 (1,662)

3【役員の状況】（提出日現在）

(1) 新任役員

氏名	役職名	生年月日	主要略歴	任期	所有株式の種類及びその数	就任年月日
レト・フランシオニ (Reto Francioni)	企業責任委員会委員	1955年 8月18日	2005年～ ドイツ証券取引所 CEO 2006年～ バーゼル大学の応 用資本市場理論の教授 職務：上海国際財務諮問委員 会委員、モスクワ国際金融セ ンター及びインスティテュー ト・デ・エンプレッサの諮問 委員会委員、ゲーテ・ビジネ ス・スクール理事会メン バー、VHVインシュアランス の戦略的諮問グループメン バー、ドイツ株式資本協会の バイス・プレジデント	1年	該当なし	2013年 5月2日

(2) 退任役員

氏名	役職名	退任年月日
----	-----	-------

ヴォルフガング・ マイヤーフーバー (Wolfgang Mayrhober)	企業責任委員会委員長 人事・報酬委員会委員	2013年 5 月 2 日
--	--------------------------	---------------

第6 【経理の状況】

(a) 本書記載のユービーエス・エイ・ジー（UBS AG、以下「UBS」という。）及び子会社（以下併せて「当グループ」という。）の中間連結財務書類は、スイスにおいて公表されたUBSの原文（英文）の2013年度第2四半期報告書（以下「UBSの第2四半期報告書」という。）に含まれている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成された2013年6月30日に終了した期間の原文（英文）の中間連結財務書類（以下「原文の中間連結財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間連結財務書類」という。）である。また、本書記載のUBS（親銀行）の個別財務書類（すなわち、親銀行財務書類）は、UBSの第2四半期報告書に含まれているスイス連邦銀行法に従って作成された2013年6月30日に終了した期間の原文（英文）の中間個別財務書類（以下「原文の中間個別財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の中間個別財務書類」という。）である。当グループの中間連結財務書類及びUBSの中間個別財務書類には、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の規定が適用されている。

なお、当グループ及びUBSが採用する会計処理の原則及び手続のうち日本で一般に公正妥当と認められているものと相違するもので重要なものは、中間財務諸表等規則の規定に準拠して、それぞれ第6の3.「 .連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の相違」及び「 .親銀行財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違」に説明されている。

円換算額及び第6の2及び3に関する記載は、原文の中間連結財務書類及び中間個別財務書類には含まれていない。

(b) 邦文の中間連結財務書類及び中間個別財務書類には、中間財務諸表等規則の規定に従って、原文の中間連結財務書類及び中間個別財務書類中のスイス・フラン表示の金額の主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には1スイス・フラン=106.61円（2013年9月3日現在の三菱東京UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値）の換算レートが使用されている。億円未満の端数は四捨五入されている。

(c) 原文の中間連結財務書類及びUBSの中間個別財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けていない。

1【中間財務書類】

中間連結財務書類（無監査）

損益計算書

単位：百万スイス・フラン、1株当たり 利益を除く	注記	終了四半期			変化率（％）		累計期間	
		2013年 6月30日	2013年 3月31日	2012年 6月30日	対2013年 第1四半期	対2012年 第2四半期	2013年 6月30日	2012年 6月30日
受取利息	3	3,541	3,484	4,397	2	(19)	7,025	8,527
支払利息	3	(2,333)	(2,003)	(3,008)	16	(22)	(4,336)	(5,549)
受取利息純額	3	1,208	1,481	1,389	(18)	(13)	2,689	2,978
貸倒引当金(繰入額)/戻入額		(3)	(15)	(1)	(80)	200	(18)	35
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		1,205	1,466	1,387	(18)	(13)	2,671	3,013
受取報酬及び手数料純額	4	4,236	4,123	3,648	3	16	8,360	7,487
トレーディング収益純額	3	1,760	2,222	1,364	(21)	29	3,982	2,340
その他の収益	5	188	(37)	3			152	84
営業収益合計		7,389	7,775	6,402	(5)	15	15,164	12,925
人件費	6	3,855	4,100	3,544	(6)	9	7,955	6,921
一般管理費	7	2,299	1,999	1,652	15	39	4,298	3,050
有形固定資産の減価償却費及び減損		196	208	179	(6)	9	404	337
無形資産の償却費及び減損		20	20	26	0	(23)	40	48
営業費用合計		6,369	6,327	5,400	1	18	12,697	10,356
税引前営業利益/(損失)		1,020	1,447	1,002	(30)	2	2,467	2,569
税金費用/(税務上の便益)	9	125	458	257	(73)	(51)	583	788
当期純利益/(損失)		895	989	745	(10)	20	1,884	1,781
優先証券保有者に帰属する当期純利益/ (損失)		204	0	220		(7)	204	220
非支配持分に帰属する当期純利益/(損 失)		1	1	2	0	(50)	2	3
UBS株主に帰属する当期純利益/(損失)		690	988	524	(30)	32	1,678	1,558
1株当たり利益 (単位：スイス・フラン)								
基本的	8	0.18	0.26	0.14	(31)	29	0.45	0.41
希薄化後	8	0.18	0.26	0.14	(31)	29	0.44	0.41

損益計算書(続き)

	注記	終了四半期			変化率(%)		累計期間	
		2013年 6月30日	2013年 3月31日	2012年 6月30日	対2013年 第1四半期	対2012年 第2四半期	2013年 6月30日	2012年 6月30日
単位: 億円, 1株当たり利益を除く								
受取利息	3	3,775	3,714	4,688	2	(19)	7,489	9,091
支払利息	3	(2,487)	(2,135)	(3,207)	16	(22)	(4,623)	(5,916)
受取利息純額	3	1,288	1,579	1,481	(18)	(13)	2,867	3,175
貸倒引当金(繰入額)/戻入額		(3)	(16)	(1)	(80)	200	(19)	37
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		1,285	1,563	1,479	(18)	(13)	2,848	3,212
受取報酬及び手数料純額	4	4,516	4,396	3,889	3	16	8,913	7,982
トレーディング収益純額	3	1,876	2,369	1,454	(21)	29	4,245	2,495
その他の収益	5	200	(39)	3			162	90
営業収益合計		7,877	8,289	6,825	(5)	15	16,166	13,779
人件費	6	4,110	4,371	3,778	(6)	9	8,481	7,378
一般管理費	7	2,451	2,131	1,761	15	39	4,582	3,252
有形固定資産の減価償却費及び減損		209	222	191	(6)	9	431	359
無形資産の償却費及び減損		21	21	28	0	(23)	43	51
営業費用合計		6,790	6,745	5,757	1	18	13,536	11,041
税引前営業利益/(損失)		1,087	1,543	1,068	(30)	2	2,630	2,739
税金費用/(税務上の便益)	9	133	488	274	(73)	(51)	622	840
当期純利益/(損失)		954	1,054	794	(10)	20	2,009	1,899
優先証券保有者に帰属する当期純利益/(損失)		217	0	235		(7)	217	235
非支配持分に帰属する当期純利益/(損失)		1	1	2	0	(50)	2	3
UBS株主に帰属する当期純利益/(損失)		736	1,053	559	(30)	32	1,789	1,661
1株当たり利益 (単位: 円)								
基本的	8	19.19	27.72	14.93	(31)	29	47.97	43.71
希薄化後	8	19.19	27.72	14.93	(31)	29	46.91	43.71

包括利益計算書

	終了四半期				累計期間			
	2013年6月30日				2013年 3月31日	2012年 6月30日	2013年 6月30日	2012年 6月30日
	優先証券							
単位：百万スイス・フラン	合計	UBS株主	保有者 ³	非支配持分 ³	合計	合計	合計	合計
当期純利益	895	690	204	1	989	745	1,884	1,781
その他の包括利益								
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益								
為替換算調整								
為替換算調整の変動、税効果前	(167)	(167)			557	1,041	391	274
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	(35)	(35)			(26)	(4)	(61)	3
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0			(3)	(89)	(3)	(30)
為替換算調整、税効果後小計 ¹	(201)	(201)			528	948	327	248
売却可能金融投資								
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額、税効果前	(102)	(102)			20	92	(82)	123
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	9	9			18	28	27	57
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(69)	(69)			(64)	(80)	(133)	(139)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	1	1			12	12	14	18
売却可能金融投資に係る未実現利得 / (損失)純額に関連する法人所得税	32	32			16	(15)	48	(17)
売却可能金融投資純額、税効果後小計 ¹	(129)	(129)			3	39	(126)	43
キャッシュ・フロー・ヘッジ								
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	(756)	(756)			(21)	1,132	(777)	1,127
資本から損益計算書に振り替えられた(利得) / 損失純額	(345)	(345)			(319)	(303)	(665)	(559)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	228	228			70	(177)	299	(125)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計 ¹	(873)	(873)			(270)	652	(1,143)	444
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益合計	(1,204)	(1,204)	0	0	261	1,639	(942)	734
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益								
為替換算調整								
為替換算調整の変動、税効果前	367	0	369 ⁴	(2)	57	67	424	2
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0	0	0	0

為替換算調整、税効果後小計 ²	367	0	369	(2)	57	67	424	2
確定給付制度								
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	596	596			375	256	971	508
確定給付制度に関連する法人所得税	(76)	(76)			(122)	(90)	(198)	(96)
確定給付制度、税効果後小計 ¹	520	520			253	166	773	412
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	887	520	369	(2)	310	233	1,196	415
その他の包括利益合計	(317)	(684)	369	(2)	571	1,872	254	1,149
包括利益合計	578	6	572	(1)	1,560	2,617	2,138	2,930
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	572		572		57	276	629	212
非支配持分に帰属する包括利益合計	(1)			(1)	1	12	1	13
UBS株主に帰属する包括利益合計	6	6			1,503	2,328	1,509	2,705

¹ 全表示期間においてすべてUBS株主に帰属するものである。

² 全表示期間において優先証券保有者及び非支配持分に帰属するものである。

³ 2013年度第2四半期から、為替換算調整に関連する優先証券保有者及び非支配持分に帰属するその他の包括利益は、「損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益合計」の一部として表示されている。この表示の変更に伴い、過年度の期間は修正再表示されている。

⁴ 優先証券の償還に係る365百万スイス・フランの為替換算調整損失累積額の認識中止分を含む。この損失は、発行時の為替レートと償還日の為替レートとの差により発生したものである。

包括利益計算書(続き)

	終了四半期				累計期間			
	2013年6月30日				2013年 3月31日	2012年 6月30日	2013年 6月30日	2012年 6月30日
	合計	UBS株主	優先証券 保有者 ³	非支配持分 ³	合計	合計	合計	合計
単位：億円								
当期純利益	954	736	217	1	1,054	794	2,009	1,899
その他の包括利益								
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益								
為替換算調整								
為替換算調整の変動、税効果前	(178)	(178)			594	1,110	417	292
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	(37)	(37)			(28)	(4)	(65)	3
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0			(3)	(95)	(3)	(32)
為替換算調整、税効果後小計 ¹	(214)	(214)			563	1,011	349	264
売却可能金融投資								
売却可能金融投資に係る未実現利得/(損失)純額、税効果前	(109)	(109)			21	98	(87)	131
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	10	10			19	30	29	61
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(74)	(74)			(68)	(85)	(142)	(148)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	1	1			13	13	15	19
売却可能金融投資に係る未実現利得/(損失)純額に関連する法人所得税	34	34			17	(16)	51	(18)
売却可能金融投資純額、税効果後小計 ¹	(138)	(138)			3	42	(134)	46
キャッシュ・フロー・ヘッジ								
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	(806)	(806)			(22)	1,207	(828)	1,201
資本から損益計算書に振り替えられた(利得)/損失純額	(368)	(368)			(340)	(323)	(709)	(596)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	243	243			75	(189)	319	(133)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計 ¹	(931)	(931)			(288)	695	(1,219)	473
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益合計	(1,284)	(1,284)	0	0	278	1,747	(1,004)	783
損益計算書に振り替えられないことのないその他の包括利益								
為替換算調整								
為替換算調整の変動、税効果前	391	0	393 ⁴	(2)	61	71	452	2
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0	0	0	0	0	0

為替換算調整、税効果後小計 ²	391	0	393	(2)	61	71	452	2
確定給付制度								
確定給付制度に係る利得 / (損失)、税効果前	635	635			400	273	1,035	542
確定給付制度に関連する法人所得税	(81)	(81)			(130)	(96)	(211)	(102)
確定給付制度、税効果後小計 ¹	554	554			270	177	824	439
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計								
その他の包括利益合計	(338)	(729)	393	(2)	609	1,996	271	1,225
包括利益合計	616	6	610	(1)	1,663	2,790	2,279	3,124
優先証券保有者に帰属する包括利益合計								
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	610		610		61	294	671	226
非支配持分に帰属する包括利益合計								
非支配持分に帰属する包括利益合計	(1)			(1)	1	13	1	14
UBS株主に帰属する包括利益合計								
UBS株主に帰属する包括利益合計	6	6			1,602	2,482	1,609	2,884

¹ 全表示期間においてすべてUBS株主に帰属するものである。

² 全表示期間において優先証券保有者及び非支配持分に帰属するものである。

³ 2013年度第2四半期から、為替換算調整に関連する優先証券保有者及び非支配持分に帰属するその他の包括利益は、「損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益合計」の一部として表示されている。この表示の変更に伴い、過年度の期間は修正再表示されている。

⁴ 優先証券の償還に係る389億円の為替換算調整損失累積額の認識中止分を含む。この損失は、発行時の為替レートと償還日の為替レートとの差により発生したものである。

貸借対照表

単位：百万スイス・フラン	注記	変化率（％）				
		2013年 6月30日現在	2013年 3月31日現在	2012年 12月31日現在	対2013年 3月31日	対2012年 12月31日
資産						
現金及び中央銀行預け金		80,544	63,976	66,383	26	21
銀行預け金		20,094	20,222	21,220	(1)	(5)
借入有価証券に係る担保金		37,148	36,182	37,372	3	(1)
リバース・レボ契約		100,196	128,819	130,941	(22)	(23)
トレーディング・ポートフォリオ資産	10	119,756	145,032	160,564	(17)	(25)
内、取引相手先により売却又は再担保差入さ れている可能性のある担保差入資産		35,296	39,818	44,698	(11)	(21)
再調達価額 借方	14	331,750	381,963	418,957	(13)	(21)
デリバティブに係る差入担保金		31,638	30,495	30,413	4	4
公正価値での測定を指定された金融資産		11,068	12,045	9,106	(8)	22
貸出金		291,379	291,779	279,901	0	4
売却可能金融投資	11	64,290	62,529	66,230	3	(3)
未収収益及び前払費用		6,218	6,675	6,138	(7)	1
関連会社投資		849	887	858	(4)	(1)
有形固定資産		6,118	6,117	6,004	0	2
のれん及び無形資産		6,647	6,705	6,461	(1)	3
繰延税金資産		8,021	7,910	8,143	1	(1)
その他の資産	16	13,355	12,509	11,106	7	20
資産合計		1,129,071	1,213,844	1,259,797	(7)	(10)
負債						
銀行預り金		17,953	21,614	23,024	(17)	(22)
貸付有価証券に係る担保金		8,332	8,288	9,203	1	(9)
レボ契約		23,256	26,661	38,557	(13)	(40)
トレーディング・ポートフォリオ負債	10	29,768	28,228	34,247	5	(13)
再調達価額 貸方	14	314,533	363,217	395,260	(13)	(20)
デリバティブに係る受入担保金		59,245	65,657	71,148	(10)	(17)
公正価値での測定を指定された金融負債		75,402	88,388	91,901	(15)	(18)
顧客預り金		377,757	381,613	373,459	(1)	1
未払費用及び繰延収益		6,101	6,877	6,917	(11)	(12)
社債		102,132	107,386	104,837	(5)	(3)
引当金	17	3,514	3,060	2,536	15	39
その他の負債	16	62,005	62,402	59,606	(1)	4
負債合計		1,079,998	1,163,392	1,210,697	(7)	(11)
資本						
資本金		384	384	384	0	0
資本剰余金		33,433	33,677	33,898	(1)	(1)
自己株式		(970)	(1,074)	(1,071)	(10)	(9)
買戻し義務付自己株式		(57)	(25)	(37)	128	54
利益剰余金		22,975	22,285	21,297	3	8
資本に直接認識された純利益累積額、 税効果後		(8,692)	(8,008)	(8,522)	9	2
UBS株主に帰属する持分		47,073	47,239	45,949	0	2
優先証券保有者に帰属する持分		1,963	3,170	3,109	(38)	(37)
非支配持分に帰属する持分		37	43	42	(14)	(12)
資本合計		49,073	50,452	49,100	(3)	0

負債及び資本合計	1,129,071	1,213,844	1,259,797	(7)	(10)
----------	-----------	-----------	-----------	-----	------

貸借対照表(続き)

単位：億円	注記	変化率(%)				
		2013年 6月30日現在	2013年 3月31日現在	2012年 12月31日現在	対2013年 3月31日	対2012年 12月31日
資産						
現金及び中央銀行預け金		85,868	68,205	70,771	26	21
銀行預け金		21,422	21,559	22,623	(1)	(5)
借入有価証券に係る担保金		39,603	38,574	39,842	3	(1)
リバース・レボ契約		106,819	137,334	139,596	(22)	(23)
トレーディング・ポートフォリオ資産	10	127,672	154,619	171,177	(17)	(25)
内、取引相手先により売却又は再担保差入さ れている可能性のある担保差入資産		37,629	42,450	47,653	(11)	(21)
再調達価額 借方	14	353,679	407,211	446,650	(13)	(21)
デリバティブに係る差入担保金		33,729	32,511	32,423	4	4
公正価値での測定を指定された金融資産		11,800	12,841	9,708	(8)	22
貸出金		310,639	311,066	298,402	0	4
売却可能金融投資	11	68,540	66,662	70,608	3	(3)
未収収益及び前払費用		6,629	7,116	6,544	(7)	1
関連会社投資		905	946	915	(4)	(1)
有形固定資産		6,522	6,521	6,401	0	2
のれん及び無形資産		7,086	7,148	6,888	(1)	3
繰延税金資産		8,551	8,433	8,681	1	(1)
その他の資産	16	14,238	13,336	11,840	7	20
資産合計		1,203,703	1,294,079	1,343,070	(7)	(10)
負債						
銀行預り金		19,140	23,043	24,546	(17)	(22)
貸付有価証券に係る担保金		8,883	8,836	9,811	1	(9)
レボ契約		24,793	28,423	41,106	(13)	(40)
トレーディング・ポートフォリオ負債	10	31,736	30,094	36,511	5	(13)
再調達価額 貸方	14	335,324	387,226	421,387	(13)	(20)
デリバティブに係る受入担保金		63,161	69,997	75,851	(10)	(17)
公正価値での測定を指定された金融負債		80,386	94,230	97,976	(15)	(18)
顧客預り金		402,727	406,838	398,145	(1)	1
未払費用及び繰延収益		6,504	7,332	7,374	(11)	(12)
社債		108,883	114,484	111,767	(5)	(3)
引当金	17	3,746	3,262	2,704	15	39
その他の負債	16	66,104	66,527	63,546	(1)	4
負債合計		1,151,386	1,240,292	1,290,724	(7)	(11)
資本						
資本金		409	409	409	0	0
資本剰余金		35,643	35,903	36,139	(1)	(1)
自己株式		(1,034)	(1,145)	(1,142)	(10)	(9)
買戻し義務付自己株式		(61)	(27)	(39)	128	54
利益剰余金		24,494	23,758	22,705	3	8

資本に直接認識された純利益累積額、 税効果後	(9,267)	(8,537)	(9,085)	9	2
UBS株主に帰属する持分	50,185	50,361	48,986	0	2
優先証券保有者に帰属する持分	2,093	3,380	3,315	(38)	(37)
非支配持分に帰属する持分	39	46	45	(14)	(12)
資本合計	52,317	53,787	52,346	(3)	0
負債及び資本合計	1,203,703	1,294,079	1,343,070	(7)	(10)

[次へ](#)

持分変動計算書

単位：百万スイス・フラン	資本金	資本 剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された 純利益累積 額、税効果 後	内、 為替 換算調整	内、 売却可能 金融投資	内、 キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	内、 確定 給付制度	内、 不動産 再評価 剰余金	UBS株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 持分	資本合計
2012年 1月 1日現在残高	383	34,614	(1,160)	(39)	23,777	(9,035)	(6,443)	223	2,600	(5,415)	0	48,540	3,150	46	51,737
株式発行												0			0
自己株式の取得			(1,269) ¹									(1,269)			(1,269)
自己株式の売却			1,416									1,416			1,416
自己株式処分益 / (損)及び自己持分のデリバ ティブ 取引に係るプレミアム / (ディスカウント)純 額		(33)										(33)			(33)
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		0										0			0
従業員持株制度及び株式オプション制度		(497)										(497)			(497)
資本剰余金に認識された (税金費用) / 税務上の便益		16										16			16
配当金		(379) ²										(379)	(220)	(6)	(605)
買戻し義務付自己株式 変動				4								4			4
優先証券												0			0
新規連結及びその他の増加 / (減少)												0			0
連結除外及びその他の減少												0		(8)	(8)
資本に認識された当期の包括利益合計					1,558	1,147	248	43	444	412		2,705	212	13	2,930
2012年 6月30日現在残高	383	33,720	(1,012)	(35)	25,335	(7,888)	(6,195)	266	3,043	(5,003)	0	50,503	3,143	45	53,691
2013年 1月 1日現在残高	384	33,898	(1,071)	(37)	21,297	(8,522)	(6,954)	249	2,983	(4,806)	6	45,949	3,109	42	49,100
株式発行	0											0			0
自己株式の取得			(723)									(723)			(723)
自己株式の売却			824 ¹									824			824
自己株式処分益 / (損)及び自己持分のデリバ ティブ 取引に係るプレミアム / (ディスカウント)純 額		182										182			182
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		24										24			24
従業員持株制度及び株式オプション制度		(98)										(98)			(98)

資本剰余金に認識された (税金費用)/税務上の便益	1											1		1	
配当金	(564) ²											(564)	(204)	(6)	(773)
買戻し義務付自己株式 変動				(21)								(21)			(21)
優先証券												0	(1,572)		(1,572)
新規連結及びその他の増加/(減少)												0			0
連結除外及びその他の減少	(11)											(11)			(11)
資本に認識された当期の包括利益合計					1,678	(170)	327	(126)	(1,143)	773		1,509	629	1	2,138
2013年6月30日現在残高	384	33,433	(970)	(57)	22,975	(8,692)	(6,627)	123	1,840	(4,034)	6	47,073	1,963	37	49,073

¹ 2013年度上半期において、インベストメント・バンクのマーケット・メーカー及びヘッジ活動に関連する自己株式の正味売却12百万株(164百万スイス・フラン)は、自己株式の売却として表示されている。2012年度上半期において、自己株式の正味取得4百万株(51百万スイス・フラン)は、自己株式の取得として表示されている。

² UBS AG(親銀行)において1株(額面0.10スイス・フラン)当たり0.15スイス・フラン(2012年度:0.10スイス・フラン)の資本準備金からの配当を行ったことを反映している。

持分変動計算書（続き）

単位：億円	資本金	資本 剰余金	自己株式	買戻し 義務付 自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された 純利益累積 額、税効果 後	内、 為替 換算調整	内、 売却可能 金融投資	内、 キャッ シュ・ フロー・ ヘッジ	内、 確定 給付制度	内、 不動産 再評価 剰余金	UBS株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 持分	資本合計
2012年1月1日現在残高	408	36,902	(1,237)	(42)	25,349	(9,632)	(6,869)	238	2,772	(5,773)	0	51,748	3,358	49	55,157
株式発行												0			0
自己株式の取得			(1,353) ¹									(1,353)			(1,353)
自己株式の売却			1,510									1,510			1,510
自己株式処分益/(損)及び自己持分のデリバ ティブ 取引に係るプレミアム/(ディスカウント) 純額		(35)										(35)			(35)
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		0										0			0
従業員持株制度及び株式オプション制度		(530)										(530)			(530)
資本剰余金に認識された (税金費用)/税務上の便益		17										17			17
配当金		(404) ²										(404)	(235)	(6)	(645)
買戻し義務付自己株式 変動				4								4			4
優先証券												0			0
新規連結及びその他の増加/(減少)												0			0
連結除外及びその他の減少												0		(9)	(9)
資本に認識された当期の包括利益合計					1,661	1,223	264	46	473	439		2,884	226	14	3,124
2012年6月30日現在残高	408	35,949	(1,079)	(37)	27,010	(8,409)	(6,604)	284	3,244	(5,334)	0	53,841	3,351	48	57,240
2013年1月1日現在残高	409	36,139	(1,142)	(39)	22,705	(9,085)	(7,414)	265	3,180	(5,124)	6	48,986	3,315	45	52,346
株式発行	0											0			0
自己株式の取得			(771)									(771)			(771)
自己株式の売却			878 ¹									878			878

自己株式処分益/(損)及び自己持分のデリバティブ															
取引に係るプレミアム/(ディスカウント)純額	194														
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム	26														
従業員持株制度及び株式オプション制度	(104)														
資本剰余金に認識された(税金費用)/税務上の便益	1														
配当金	(601) ²														
買戻し義務付自己株式 変動				(22)											
優先証券															
新規連結及びその他の増加/(減少)															
連結除外及びその他の減少	(12)														
資本に認識された当期の包括利益合計					1,789	(181)	349	(134)	(1,219)	824	0	1,609	671	1	2,279
2013年6月30日現在残高	409	35,643	(1,034)	(61)	24,494	(9,267)	(7,065)	131	1,962	(4,301)	6	50,185	2,093	39	52,317

¹ 2013年度上半期において、インベストメント・バンクのマーケット・メーカー及びヘッジ活動に関連する自己株式の正味売却12百万株(175億円)は、自己株式の売却として表示されている。2012年度上半期において、自己株式の正味取得4百万株(54億円)は、自己株式の取得として表示されている。

² UBS AG(親銀行)において1株(額面10.66円)当たり15.99円(2012年度:10.66円)の資本準備金からの配当を行ったことを反映している。

[次へ](#)

キャッシュ・フロー計算書

	累計期間			
	2013年6月30日		2012年6月30日	
	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円
営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)				
当期純利益 / (損失)	1,884	2,009	1,781	1,899
当期純利益から営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)への調整				
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：				
有形固定資産の減価償却費及び減損	404	431	337	359
無形資産の償却費及び減損	40	43	48	51
貸倒引当金繰入額 / (戻入額)	18	19	(35)	(37)
関連会社持分純利益	(24)	(26)	(36)	(38)
繰延税金費用 / (税務上の便益)	342	365	743	792
投資活動から生じた純損失 / (利得)	(228)	(243)	(54)	(58)
財務活動から生じた純損失 / (利得)	3,435	3,662	1,151	1,227
その他の調整純額	(1,369)	(1,459)	54	58
営業活動に係る資産及び負債の(増加) / 減少純額：				
銀行預け金 / 銀行預り金純額	(3,720)	(3,966)	6,615	7,052
リバース・レポ契約及び借入有価証券に係る担保金	28,792	30,695	65,284	69,599
トレーディング・ポートフォリオ、再調達価額純額及び公正価値での測定を指定された金融資産	34,582	36,868	17,532	18,691
貸出金 / 顧客預り金	(7,077)	(7,545)	11,066	11,797
未収収益、前払費用及びその他の資産	(2,478)	(2,642)	1,049	1,118
レポ契約及び貸付有価証券に係る担保金	(16,089)	(17,152)	(8,121)	(8,658)
デリバティブに係る担保金純額	(10,521)	(11,216)	(346)	(369)
未払費用、繰延収益及びその他の負債	4,078	4,348	(1,281)	(1,366)
支払税金、還付金控除後	(213)	(227)	(101)	(108)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	31,857	33,963	95,686	102,011
投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)				
子会社、関連会社及び無形資産取得	(49)	(52)	(8)	(9)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ¹	117	125	40	43
有形固定資産購入	(590)	(629)	(526)	(561)
有形固定資産処分	93	99	5	5
売却可能金融投資に係る(投資) / 売却純額 ²	2,323	2,477	(7,043)	(7,509)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	1,894	2,019	(7,533)	(8,031)
財務活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)				
短期借入債務発行 / (償還)純額	5,942	6,335	(27,916)	(29,761)
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	(360)	(384)	(1,129)	(1,204)
配当金の支払	(564)	(601)	(379)	(404)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む 長期借入債務発行	14,355	15,304	36,817	39,251

公正価値での測定を指定された金融負債を含む 長期借入債務償還	(39,396)	(42,000)	(30,881)	(32,922)
配当金の支払及び優先証券の償還	(1,384)	(1,475)	(241)	(257)
非支配持分の変動純額	(6)	(6)	(6)	(6)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入 / (支出)	(21,412)	(22,827)	(23,735)	(25,304)

¹ 関連会社からの受取配当金を含む。

² ウェルス・マネジメント・アメリカズの売却可能ポートフォリオに関連する、売却と満期到来によるキャッシュ・フロー収入総額(2013年6月30日に終了した6ヶ月間：5,081百万スイス・フラン(5,417億円)、2012年6月30日に終了した6ヶ月間：4,074百万スイス・フラン(4,343億円))及び購入によるキャッシュ・フロー支出総額(2013年6月30日に終了した6ヶ月間：3,362百万スイス・フラン(3,584億円)、2012年6月30日に終了した6ヶ月間：3,432百万スイス・フラン(3,659億円))を含む。

キャッシュ・フロー計算書（続き）

	累計期間			
	2013年6月30日		2012年6月30日	
	百万 スイス・フラン	億円	百万 スイス・フラン	億円
為替変動による影響	1,712	1,825	1,557	1,660
現金及び現金同等物の増加 / (減少)純額	14,051	14,980	65,974	70,335
現金及び現金同等物期首残高	99,108	105,659	85,609	91,268
現金及び現金同等物期末残高	113,159	120,639	151,583	161,603
現金及び現金同等物の構成：				
現金及び中央銀行預け金	80,544	85,868	96,147	102,502
マネー・マーケット・ペーパー ¹	2,841	3,029	2,582	2,753
銀行預け金 ²	29,774	31,742	52,854	56,348
合計	113,159	120,639	151,583	161,603

追加情報

営業活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)は以下を含む。

利息として受領した現金	6,051	6,451	7,374	7,861
利息として支払った現金	4,122	4,394	4,961	5,289
株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当として 受領した現金 ³	904	964	976	1,041

¹ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「トレーディング・ポートフォリオ資産」及び「売却可能金融投資」に含まれる。

² 貸借対照表上の「銀行預け金」及び銀行が契約相手先の「デリバティブに係る差入担保金」に認識されたポジションを含む。

³ 投資活動によるキャッシュ・フロー収入 / (支出)に計上された関連会社からの受取配当金を含む。

[次へ](#)

中間連結財務書類に対する注記

注記1 会計の基礎

UBSの連結財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）により発行されている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されており、スイス・フラン（UBS AGが設立されたスイスの通貨）建てで表示されている。当中間連結財務書類はIAS第34号「中間財務報告」に準拠して作成されている。

当中間連結財務書類の作成にあたっては、当行の2013年度第1四半期報告書における「財務情報」のセクション（訳者注：原文の「Financial information」のセクションである。以下同じ。）の「注記1 会計の基礎」に記載している変更を除いて、2012年12月31日現在の年次財務書類に適用された会計方針及び評価方法が適用されている。これらの中間連結財務書類は監査を受けておらず、2012年度の当行の年次報告書に含まれている監査済財務書類とともに閲覧されるべきものである。経営者は、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローを適正に表示するために必要な全ての調整が行われたと考えている。

最新の会計動向

IFRIC解釈指針第21号「賦課金」

2013年5月、IASBはIFRIC解釈指針第21号「賦課金」を公表した。IFRIC解釈指針第21号は、IAS第12号「法人所得税」の適用範囲に含まれない、政府が課す賦課金の支払義務に関する会計処理を定めている。本解釈指針は、事業体が債務発生事象を回避する現実的な能力を有するか否かにかかわらず、特定の債務発生事象の発生より前に賦課金に係る負債を認識すべきではないと規定している。本基準は、2014年1月1日以降に開始する事業年度から遡及適用され、早期適用も認められている。UBSは現在、本基準が当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに及ぼす影響について評価中である。

「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続」(IAS第39号修正)

2013年6月、IASBは「デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続」（IAS第39号「金融商品：認識及び測定」の修正）を公表した。本基準は、ヘッジ手段に指定されたデリバティブが、法令又は規制により、契約更改されてカウンターパーティーが中央清算機関となる場合で、かつ特定の基準を満たす際に、ヘッジ会計の中止に対する例外措置を提供するものである。本基準は、2014年1月1日以降に開始する事業年度から遡及適用され、早期適用も認められている。UBSは現在、本基準が当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに及ぼす影響について評価中である。

リストラクチャリング費用の定義

第2四半期に、UBSはリストラクチャリング費用の定義を拡大し、リストラクチャリング計画を実施するために必要な非経常的なその他の一時費用を含めることとした。詳細については、「注記19 組織変更」を参照。

注記2 セグメント報告

	ウェルス・ ウェルス・ マネジメント マネジメント	ウェルス・ マネジメント・ アメリカズ	インベスト メント・ バンク	グローバル・ アセット・ マネジメント	リテール& コーポレート	コーポレート・センター	UBS
							非中核業務及 びレガシー・ ポートフォリ オ
単位：百万スイス・フラン						中核業務 ¹	

2013年6月30日に終了し
た6ヶ月間

受取利息純額	1,031	424	258	(13)	1,072	62	(145)	2,689
受取利息以外	2,847	2,887	4,772	1,019	798	(558)	729	12,493
収益 ²	3,877	3,311	5,030	1,006	1,870	(496)	584	15,182
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	(11)	0	3	0	(3)	0	(6)	(18)
営業収益合計	3,866	3,310	5,033	1,006	1,867	(496)	577	15,164
人件費	1,704	2,297	2,246	450	746	218	295	7,955
一般管理費	807	444	902	208	401	146	1,390	4,298
他の事業部門(に対する) / からのサービス	40	8	6	(7)	(73)	1	26	0
有形固定資産の減価償却費及び減損	91	59	122	23	70	1	38	404
無形資産の償却費及び減損	3	25	6	4	0	0	1	40
営業費用合計	2,646	2,833	3,281	679	1,143	365	1,750	12,697
税引前営業利益 / (損失)	1,221	477	1,752	328	724	(861)	(1,173)	2,467
税金費用 / (税務上の便益)								583
当期純利益 / (損失)								1,884

2013年6月30日現在

資産合計 ³	112,437	64,265	271,573	13,190	142,860	224,485	300,261	1,129,071
-------------------	---------	--------	---------	--------	---------	---------	---------	-----------

¹ 特定の事業部門に対する費用配分は、定期的に合意され、月次で事業部門に賦課される標準レートに基づき行われている。この処理により、実際に発生したコーポレート・センター - 中核業務の費用と事業部門へ計上されている費用との間に相違が生じる可能性がある。² 当グループのセグメント間収益合計は、収益の大部分が収益分配契約により事業部門全体にわたって配分されるため、重要ではない。

³ セグメント資産は第三者の観点に基づいており、この基礎は経営者への内部報告に整合している。すなわち当該金額には連結会社間残高は含まれていない。コーポレート・センター - 中核業務で一元管理される一部の資産（有形固定資産及び一部の金融資産を含む。）は、その関連費用の配分とは異なる基礎によって各セグメントに配分される。特に、一部の資産については、その関連費用の全て又は一部が内部決定された様々な配分に基づいて各セグメントに配分されるが、当該資産はコーポレート・センター - 中核業務に含めて報告されている。同様に、一部の資産は、その関連費用の全て又は一部がコーポレート・センター - 中核業務に配分されるが、当該資産は事業部門に含めて報告されている。

注記2 セグメント報告¹ (続き)

	ウェルズ・ ウェルズ・ マネジメント	ウェルズ・ マネジメント・ アメリカズ	インベスト メント・ バンク	グローバル・ アセット・ マネジメント	リテール& コーポレート	コーポレート・センター	UBS	
単位: 百万スイス・フラン						中核業務 ²	非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ	
2012年6月30日に終了した6ヶ月間								
受取利息純額	975	393	456	(13)	1,086	91	(10)	2,978
受取利息以外	2,528	2,530	3,251	937	772	(994)	888	9,912
収益 ³	3,503	2,922	3,708	924	1,857	(903)	878	12,890
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	0	(1)	(1)	0	6	0	32	35
営業収益合計	3,503	2,922	3,707	924	1,863	(903)	910	12,925
人件費	1,185	2,076	2,250	415	577	138	281	6,921
一般管理費	619	382	1,055	193	436	99	265	3,050
他の事業部門(に対する) / からのサービス	193	(6)	(127)	(2)	(289)	9	222	0

有形固定資産の減価償却 費 及び減損	76	49	105	19	67	2	18	337
無形資産の償却費及び減 損	4	25	7	4	0	0	9	48
営業費用合計	2,077	2,527	3,289	629	792	248	794	10,356
税引前営業利益 / (損失)	1,426	394	418	295	1,070	(1,150)	116	2,569
税金費用 / (税務上の便 益)								788
当期純利益 / (損失)								1,781

2012年12月31日現在

資産合計 ⁴	104,620	63,492	261,511	12,916	145,320	243,313	428,625	1,259,797
-------------------	---------	--------	---------	--------	---------	---------	---------	-----------

¹ 本表の数値は、組織変更に伴う修正、新しい会計基準の遡及適用による修正再表示、あるいは自己クレジットの利得及び損失をコーポレート・センター - 中核業務の一部として報告するための変更により、当初公表された四半期及び年次報告書の数値と異なる場合がある。

² 特定の事業部門に対する費用配分は、定期的に合意され、月次で事業部門に賦課される標準レートに基づき行われている。この処理により、実際に発生したコーポレート・センター - 中核業務の費用と事業部門へ計上されている費用との間に相違が生じる可能性がある。³ 当グループのセグメント間収益合計は、収益の大部分が収益分配契約により事業部門全体にわたって配分されるため、重要ではない。

⁴ セグメント資産は第三者の観点に基づいており、この基礎は経営者への内部報告に整合している。すなわち当該金額には連結会社間残高は含まれていない。コーポレート・センター - 中核業務で一元管理される一部の資産（有形固定資産及び一部の金融資産を含む。）は、その関連費用の配分とは異なる基礎によって各セグメントに配分される。特に、一部の資産については、その関連費用の全て又は一部が内部決定された様々な配分に基づいて各セグメントに配分されるが、当該資産はコーポレート・センター - 中核業務に含めて報告されている。

注記3 受取利息純額及びトレーディング収益純額

	2013年 6月30日 終了四半期	2013年 3月31日 終了四半期	2012年 6月30日 終了四半期	対2013年 第1四半期 変化率	対2012年 第2四半期 変化率	2013年 6月30日 累計期間	2012年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
受取利息純額及び トレーディング収益純額							
受取利息純額	1,208	1,481	1,389	(18)	(13)	2,689	2,978
トレーディング収益純額	1,760	2,222	1,364	(21)	29	3,982	2,340
受取利息純額及び トレーディング収益純額合計	2,968	3,703	2,753	(20)	8	6,671	5,318
ウェルス・マネジメント	744	727	683	2	9	1,470	1,370
ウェルス・マネジメント・ アメリカズ	327	307	311	7	5	633	633
インベストメント・バンク	1,281	1,833	646	(30)	98	3,114	1,974
内、コーポレート・クライアン ト・ソリューション	231	498	253	(54)	(9)	728	346
内、インベスター・クライアン ト・サービス	1,050	1,335	393	(21)	167	2,386	1,628
グローバル・アセット・マネジ メント	5	6	2	(17)	150	10	7
リテール&コーポレート	636	609	610	4	4	1,245	1,213
コーポレート・センター	(24)	223	501			199	120
内、中核業務	(61)	(276)	208	(78)		(337)	(829)
内、公正価値での測定を 指定された金融負債に係る 自己クレジット ¹	138	(181)	239		(42)	(43)	(925)
内、非中核業務及びレガシー・ ポートフォリオ	37	499	293	(93)	(87)	535	949
受取利息純額及び トレーディング収益純額合計	2,968	3,703	2,753	(20)	8	6,671	5,318

受取利息純額							
受取利息							
貸出金及び前渡金に係る受取利息	2,191	2,297	2,434	(5)	(10)	4,488	4,782
借入有価証券及びリバース・レボ契約に係る受取利息	262	238	392	10	(33)	500	791
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び受取配当金	923	797	1,384	16	(33)	1,719	2,565
公正価値での測定を指定された金融資産に係る受取利息	93	94	87	(1)	7	187	185
売却可能金融投資からの受取利息及び受取配当金	71	59	101	20	(30)	130	203
合計	3,541	3,484	4,397	2	(19)	7,025	8,527
支払利息							
銀行及び顧客預り金への支払利息	238	262	412	(9)	(42)	501	859
貸付有価証券及びレボ契約に係る支払利息	301	217	392	39	(23)	519	705
トレーディング・ポートフォリオからの支払利息 ²	806	491	993	64	(19)	1,297	1,529
公正価値での測定を指定された金融負債に係る支払利息	313	335	448	(7)	(30)	648	935
社債利息	674	697	763	(3)	(12)	1,371	1,521
合計	2,333	2,003	3,008	16	(22)	4,336	5,549
受取利息純額	1,208	1,481	1,389	(18)	(13)	2,689	2,978

トレーディング収益純額							
インベストメント・バンク コーポレート・クライアント・ソリューション	105	372	230	(72)	(54)	477	302
インベストメント・バンク インベスター・クライアント・サービス	1,174	1,205	335	(3)	250	2,379	1,215
その他の事業部門及びコーポレート・センター	481	645	800	(25)	(40)	1,127	823
トレーディング収益純額	1,760	2,222	1,364	(21)	29	3,982	2,340
内、公正価値での測定を指定された金融負債からの純利得／(損失) ^{1,3}	1,994	(1,144)	1,761		13	850	(2,021)

¹ 自己クレジットの詳細については「注記12 公正価値測定」を参照。² トレーディング負債に係る配当金の支払義務に関連する費用を含む。³ 公正価値での測定を指定された金融負債に関連するヘッジの公正価値の変動もまた、トレーディング収益純額に報告されている。

注記4 受取報酬及び手数料純額

	2013年 6月30日 終了四半期	2013年 3月31日 終了四半期	2012年 6月30日 終了四半期	対2013年 第1四半期 変化率	対2012年 第2四半期 変化率	2013年 6月30日 累計期間	2012年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
株式引受報酬	227	205	163	11	39	431	379
債券引受報酬	137	190	137	(28)	0	327	320
引受報酬合計	363	395	300	(8)	21	758	699
M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬	166	119	136	39	22	285	310
仲介報酬	1,131	1,094	930	3	22	2,226	1,970
投資信託報酬	988	1,031	871	(4)	13	2,019	1,765
ポートフォリオの運用及びアドバイザー報酬	1,677	1,556	1,451	8	16	3,233	2,855
保険関連及びその他の報酬	120	123	106	(2)	13	243	208

有価証券取引及び投資活動に係る報酬合計	4,446	4,318	3,795	3	17	8,764	7,807
信用関連報酬及び手数料	94	99	109	(5)	(14)	193	207
その他のサービスからの手数料	226	198	218	14	4	424	419
受取報酬及び手数料合計	4,766	4,616	4,121	3	16	9,381	8,433
支払仲介手数料	256	236	218	8	17	492	448
その他	274	256	256	7	7	530	498
支払報酬及び手数料合計	530	492	474	8	12	1,022	945
受取報酬及び手数料純額	4,236	4,123	3,648	3	16	8,360	7,487
内、仲介報酬純額	876	858	712	2	23	1,733	1,523

注記5 その他の収益

	2013年 6月30日 終了四半期	2013年 3月31日 終了四半期	2012年 6月30日 終了四半期	対2013年 第1四半期 変化率	対2012年 第2四半期 変化率	2013年 6月30日 累計期間	2012年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
関連会社及び子会社							
子会社処分純利得 / (損失) ¹	21	82	(6)	(74)		103	(23)
関連会社投資処分純利得 / (損失)	0	0	0			0	0
関連会社の当期純利益に対する持分	12	12	26	0	(54)	24	36
合計	34	94	20	(64)	70	127	13
売却可能金融投資							
処分純利得 / (損失)	68	52	58	31	17	119	112
減損損失	(9)	(18)	(28)	(50)	(68)	(27)	(57)
合計	59	34	30	74	97	92	55
不動産収益純額 ²	10	9	8	11	25	19	17
不動産投資純利得 / (損失) ³	0	1	1	(100)	(100)	1	3
その他 ⁴	86	(173)	(56)			(87)	(4)
その他の収益合計	188	(37)	3			152	84

¹ 処分された又は休眠状態の子会社に関連してその他の包括利益から振り替えられた為替換算損益を含む。² 第三者から受け取った賃貸料純額及び営業費用純額を含む。³ 公正価値で評価された投資不動産及び担保権実行資産からの未実現及び実現利得 / 損失を含む。⁴ 貸出金及び債権並びに自己利用の不動産処分純利得 / (損失)を含む。2013年度第1四半期には、既発債の公開買付けによる買戻しにかかわる純損失119百万スイス・フランが含まれている。

注記6 人件費

	2013年 6月30日 終了四半期	2013年 3月31日 終了四半期	2012年 6月30日 終了四半期	対2013年 第1四半期 変化率	対2012年 第2四半期 変化率	2013年 6月30日 累計期間	2012年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
給与及び変動報酬	2,415	2,689	2,352	(10)	3	5,104	5,165
契約社員給与	42	43	52	(2)	(19)	85	99
社会保険	215	218	166	(1)	30	432	365
年金及びその他の退職後給付制度	218	216	90 ¹	1	142	434	(435) ¹
ウェルス・マネジメント・アメリカズ： ファイナンシャル・アドバイザー 報酬 ²	813	776	713	5	14	1,588	1,392
その他の人件費	153	159	170	(4)	(10)	312	335

人件費合計 ³	3,855	4,100	3,544	(6)	9	7,955	6,921
--------------------	-------	-------	-------	-----	---	-------	-------

¹ 2012年度第2四半期における米国の退職者医療及び生命保険給付制度の変更に関連する貸方計上額116百万スイス・フラン、並びに2012年度第1四半期におけるスイスの年金制度の変更に関連する貸方計上額730百万スイス・フランを含む。詳細については、当行の2012年度年次報告書の「注記30 年金及びその他の退職後給付制度」を参照。² ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが直接上げた収益に基づく評価表を基礎とした報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数に基づき算定される補助報酬により構成されている。これには、権利確定要件を条件とした報酬コミットメント及び採用時にファイナンシャル・アドバイザーに付与された前払金に関連する費用も含まれている。³ リストラクチャリング費用を含む。詳細については、「注記19 組織変更」を参照。

注記7 一般管理費

	2013年 6月30日 終了四半期	2013年 3月31日 終了四半期	2012年 6月30日 終了四半期	対2013年 第1四半期 変化率	対2012年 第2四半期 変化率	2013年 6月30日 累計期間	2012年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
賃借料	255	261	266	(2)	(4)	516	527
ITその他の機器の使用料及び 維持管理費	114	115	120	(1)	(5)	229	240
通信及び市場データサービス費 用	158	152	158	4	0	311	316
管理費	118	128	107	(8)	10	246	240
マーケティング及び広報費用	108	112	153	(4)	(29)	220	236
旅費及び交際費	112	101	119	11	(6)	212	225
専門家報酬	238	206	182	16	31	444	369
ITその他の業務の外部委託費用	325	302	337	8	(4)	628	634
訴訟、規制上の問題及び類似の 問題に対する引当金 ^{1, 2}	658	378	181	74	264	1,036	229
その他 ³	213	243	28	(12)	661	456	33
一般管理費合計 ⁴	2,299	1,999	1,652	15	39	4,298	3,050

¹ 損益計算書で認識された訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金の純増加 / 取崩が反映されている。さらに、第三者からの回収が2013年6月30日、2013年3月31日及び2012年6月30日終了四半期において、それぞれ2百万スイス・フラン、3百万スイス・フラン及び4百万スイス・フラン含まれている。「注記17a 引当金」に表示されているように、2013年度第2四半期に損益計算書に認識された訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金の純増加 / 取崩の一部(14百万スイス・フラン)は、一般管理費ではなく、その他の収益のマイナスとして計上された。² 詳細については、「注記17 引当金及び偶発負債」を参照。³ 2013年度第2四半期において、スイス・英国間の租税合意に関連する借方計上額106百万スイス・フラン及び特定の係争中の債権に関連する87百万スイス・フランの減損損失計上額を含む。⁴ リストラクチャリング費用を含む。詳細については、「注記19 組織変更」を参照。

注記8 1株当たり利益(以下「EPS」という。)及び社外流通株式数

	2013年 6月30日 終了四半期	2013年 3月31日 終了四半期	2012年 6月30日 終了四半期	対2013年 第1四半期 変化率	対2012年 第2四半期 変化率	2013年 6月30日 累計期間	2012年 6月30日 累計期間
	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン	%	%	百万 スイス・フラン	百万 スイス・フラン
基本的利益							
UBS株主に帰属する当期純利益 / (損失)	690	988	524	(30)	32	1,678	1,558
希薄化後利益							
UBS株主に帰属する当期純利益 / (損失)	690	988	524	(30)	32	1,678	1,558
控除: UBS株式デリバティブ契約に係る(利益)/損失	0	(1)	(2)	(100)	(100)	0	(1)
希薄化後EPS算定のためのUBS株主に帰属する当期純利益 / (損失)	690	987	522	(30)	32	1,678	1,557

	株	株	株	%	%	株	株
加重平均社外流通株式数							
基本的EPS算定のための加重平均社外流通株式数	3,761,280,365	3,754,790,008	3,766,724,109	0	0	3,758,035,187	3,760,680,830
概念上の株式、イン・ザ・マナー・オプション及びワラントによる潜在的社外流通株式の希薄化効果	74,928,363	85,707,866	60,877,830	(13)	23	79,387,434	63,441,849
希薄化後EPS算定のための加重平均社外流通株式数	3,836,208,728	3,840,497,874	3,827,601,939	0	0	3,837,422,621	3,824,122,679
	スイス・フラン	スイス・フラン	スイス・フラン	%	%	スイス・フラン	スイス・フラン
1株当たり利益							
基本的	0.18	0.26	0.14	(31)	29	0.45	0.41
希薄化後	0.18	0.26	0.14	(31)	29	0.44	0.41

	株	株	株	%	%
社外流通株式数					
発行済普通株式数	3,839,378,864	3,836,939,178	3,833,127,261	0	0
自己株式数	71,621,067	79,083,158	84,869,397	(9)	(16)
社外流通株式数	3,767,757,797	3,757,856,020	3,748,257,864	0	1
転換可能株式数	416,708	418,526	433,701	0	(4)
EPS算定のための社外流通株式数	3,768,174,505	3,758,274,546	3,748,691,565	0	1

以下の表は、表示期間においては希薄化されていなかったが、将来における基本的1株当たり利益を潜在的に希薄化させる可能性のある潜在的株式の概要である。

潜在的に希薄化効果のある商品							
株式数	2013年 6月30日 終了四半期	2013年 3月31日 終了四半期	2012年 6月30日 終了四半期	対2013年 第1四半期 変化率(%)	対2012年 第2四半期 変化率(%)	2013年 6月30日 累計期間	2012年 6月30日 累計期間
従業員の株式に基づく報酬	129,331,020	134,285,814	195,398,130	(4)	(34)	129,331,020	195,398,130
その他の株式デリバティブ契約	15,263,515	11,004,435	28,928,879	39	(47)	14,986,238	27,587,057
SNBワラント ¹	100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	0	100,000,000	100,000,000
合計	244,594,535	245,290,249	324,327,009	0	(25)	244,317,258	322,985,187

¹ これらのワラントは、SNBとの取引に関連している。SNBは同行が所有及び支配しているファンド（以下「SNBスタブファンド」という。）に対して貸付を行った。UBSは当該ファンドに特定の非流動性証券及びその他のポジションを譲渡した。この取り決めの一環として、UBSはSNBに対してワラントを付与した。これらのワラントはSNBが当該SNBスタブファンドへの貸付に関して損失を被った場合に行使可能となる。

注記9 法人所得税

当行は、2013年度第2四半期において、125百万スイス・フランの法人所得税費用を認識している。これには、グループ企業の課税所得に係る税金費用104百万スイス・フラン及び当四半期における繰延税金資産の純減少に係る税金費用21百万スイス・フランが含まれている。実効税率は、UBS AG（親銀行）における重要な税務調整により低下した。この税務調整は主に、IFRS上では公正価値で認識されるが、スイスGAAP及び税務上では償却原価で会計処理される金融商品に関連するものである。

注記10 トレーディング・ポートフォリオ

単位：百万スイス・フラン	2013年6月30日現在	2013年3月31日現在	2012年12月31日現在
商品タイプ別トレーディング・ポートフォリオ資産			

負債性商品			
国債	14,955	17,949	28,737
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	18,714	21,632	23,887
貸出金	4,467	6,134	6,129
投資信託受益証券	11,308	10,558	12,895
資産担保証券	3,979	4,430	8,556
内、不動産担保証券	2,105	2,526	6,760
負債性商品合計	53,423	60,702	80,205
資本性金融商品	41,370	53,773	48,035
ユニットリンク型投資契約金融資産	15,021	15,534	15,230
トレーディング目的保有金融資産	109,814	130,009	143,471
貴金属及びその他のコモディティ	9,943	15,023	17,093
トレーディング・ポートフォリオ資産合計	119,756	145,032	160,564

商品タイプ別トレーディング・ポートフォリオ負債

負債性商品			
国債	10,427	9,047	14,741
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	4,147	4,799	5,479
投資信託受益証券	479	551	383
資産担保証券	6	6	22
内、不動産担保証券	5	5	22
負債性商品合計	15,060	14,403	20,626
資本性金融商品	14,708	13,825	13,621
トレーディング・ポートフォリオ負債合計	29,768	28,228	34,247

注記11 売却可能金融投資

単位：百万スイス・フラン	2013年6月30日現在	2013年3月31日現在	2012年12月31日現在
商品タイプ別売却可能金融投資			
負債性商品			
国債	44,701	45,733	47,031
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	12,090	10,528	10,940
投資信託受益証券	377	413	375
資産担保証券	6,448	5,270	7,313
内、不動産担保証券	6,448	5,270	7,313
負債性商品合計	63,616	61,943	65,659
株式	659	567	547
プライベート・エクイティ投資	15	18	24
資本性金融商品合計	673	586	572
売却可能金融投資合計	64,290	62,529	66,230

注記12 公正価値測定

本注記は、金融商品及び非金融商品の双方に関する公正価値測定の情報を提供するものであり、構成は以下の通りである。

- a) 評価原則
- b) 評価ガバナンス

- c) 評価手法
- d) 評価調整
- e) 公正価値測定及び公正価値ヒエラルキーの区分
- f) 公正価値ヒエラルキーにおけるレベル1とレベル2の間の振替
- g) レベル3の商品の変動
- h) レベル3に分類される資産及び負債の評価
- i) 取引初日の損益の繰延

a) 評価原則

公正価値とは、測定日現在において、主たる市場又は最も有利な市場における市場参加者間の秩序ある取引で、資産の売却により受け取る、又は負債の移転により支払うであろう価格と定義される。公正価値の測定に際し、当グループは様々な評価アプローチを活用し、観察可能な市場情報があればそれらを最大限に活用した価格やインプットに対してヒエラルキーを適用する。

公正価値で測定又は開示される金融及び非金融資産・負債は全て、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのうち1つのレベルに分類される。状況によっては、公正価値の測定に用いられるインプットで、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルのものが使われている場合がある。開示の目的上、ポジション全体に比して重要な最も低いレベルのインプットに相当するヒエラルキーに当該商品全体を分類する。

- レベル1 活発な市場における同一の資産又は負債に関する（未調整の）相場価格
- レベル2 全ての重要なインプットが観察可能な市場データである場合、又はそのデータに基づいている場合の評価手法
- レベル3 重要なインプットが観察可能な市場データに基づかない評価手法

該当するものがある場合、公正価値は、同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格を用いて算定される。活発な市場とは、当該資産又は負債に係る取引が、継続的に価格情報を提供するために十分な頻度と規模で行われる市場をいう。活発な市場で価格が形成され、取引される資産及び負債は、現在の相場価格に保有している商品の単位数を乗じて評価される。

金融商品又は非金融商品の市場が活発でない場合は、公正価値は価格算定モデルなどの評価手法を用いて算定される。評価手法には一定の見積りが含まれ、その程度は当該商品の複雑性や市場に基づくデータによって異なる。モデル・リスク、流動性リスク及び信用リスク（これらのリスクは、評価手法では明確に捉えられないが、価格形成時に市場参加者が検討すると考えられる。）を含む別の要因を考慮して評価調整が行われる場合がある。特定の評価手法に内在するリスクは、商品をどの公正価値ヒエラルキーに分類するかを決定する際に考慮される。

現物商品や店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ契約の多くは、市場で観察可能なビッドプライス及びオファープライスを有している。ビッドプライスは、当事者が自発的に資産に支払う最高価格を反映しており、オファープライスは、当事者が資産の購入に自発的に受け入れる最低価格を表している。一般的に、商品におけるロング・ポジションはビッドプライスで測定され、ショート・ポジションはオファープライスで測定される。これらの価格は、当該商品が通常の市場条件の下で移転され得る価格を反映している。同一の金融商品におけるポジションの相殺は、ビッド・オファースプレッドの仲値で評価される。

通常、金融商品の会計単位は個々の商品であり、UBSは、会計単位と整合する個別の商品レベルで評価調整を行っている。しかしながら、適切な場合には、UBSは、実質的に類似した相殺リスク・エクスポージャーを有する金融資産及び金融負債をポートフォリオとして正味のオープン・リスクに基づいてその公正価値を見積る場合がある。

公正価値を測定するために用いられる評価手法が、観察可能な市場データに基づいていない重要なインプットを必要とするような取引については、当該金融商品は当初、取引価格で認識される。この当初認識額は、評価手法を用いて入手した公正価値と異なる場合がある。詳細については、注記12iを参照。

b) 評価ガバナンス

UBSの公正価値測定及びモデルのガバナンスの枠組みには、財務書類上報告される公正価値測定の質を最大限高めることを目的とした多数の統制及び手続上の予防策が含まれている。新規の商品及び評価手法は、リスク及び財務統制部門の主要利害関係者によるレビュー及び承認を必要とする。金融商品及び非金融商品を公正価値で継続して測定する責任は事業部門にあるが、事業部門から独立したリスク及び財務統制部門が検証を行っ

ている。この評価責任を遂行する際に、事業部門は、外部の市場情報の入手可能性及び質を検討し、その公正価値の見積りに関する正当性及び論理的根拠を示すことが求められる。

公正価値で測定される金融商品及び非金融商品の独立した価格検証は、財務統制部門により実施される。この独立した価格検証手続の目的は、事業部門の公正価値の見積りを入手可能な市場情報とその他の関連データで確かめることにある。事業部門の公正価値の見積りを観察可能な市場価格及びその他の独立した情報源をもって評価することで、当該評価に内在する評価の不確実性の程度を管理の枠組みの中で要求されているように、評価し、管理する。この独立した価格検証手続の重要な点は、評価手法から算定される公正価値の見積りを生成するモデリング手法及びインプットの仮定の正確性を評価することである。評価対象の具体的な商品について可能であれば、見積りの公正価値は観察された価格及び市場レベルと比較される。この調整分析を実施することで、主たる市場における特定の商品进行评估するモデル及びそのインプット（観察可能なデータ及び観察が困難なパラメーターの組み合わせに基づく場合が多い）の能力を評価する。独立したモデル・レビュー・グループは、定期的に又は設定した事由が生じた場合に、UBSの評価モデルを評価し、特定の商品进行评估するために承認する。このような評価統制が取られることから、独立した市場情報及び会計基準に整合するように、事業部門による公正価値の見積りに評価調整が行われる場合がある。

c) 評価手法

市場価格を入手できないポジションを評価する場合に評価手法が用いられる。例えば、流動性の低い負債性商品及び資本性金融商品、直接入手可能な価格から一定の修正を行って評価される投資不動産、並びにOTC市場で売買される全てのデリバティブなどである。UBSは、活発に売買されず相場が形成されない金融商品及び非金融商品の公正価値の算定に、広く認められた評価手法を用いている。最も頻繁に適用される評価手法は、予想キャッシュ・フローの割引価値、相対的価値モデル及びオプション価格算定モデルである。

予想キャッシュ・フローの割引価値は、将来の予想キャッシュ・フローを見積り、次にこのキャッシュ・フローを割引率又はディスカウント・マージン（類似のリスク特性や流動性特性を有する商品の「現在価値」をもたらすために市場が要求する信用スプレッド及び/又は資金調達スプレッドを反映したもの）で割り引くことにより公正価値を測定する評価手法である。かかる評価手法を利用する場合、将来の予想キャッシュ・フローは、当該将来キャッシュ・フローの観察された又は推定された市場価格を用いて見積られるか、あるいは業界の標準的なキャッシュ・フロー予測モデルを用いて見積られる。計算に使用される割引係数は、業界の標準的なイールド・カーブのモデル化技法及びモデルを用いて算出される。

相対的価値モデルは、同等又は比較可能な資産又は負債の市場価格に基づいて公正価値を測定し、観察された商品と評価対象の商品における特性の違いにより調整するものである。

オプション価格算定モデルは、原参照資産の将来の価格変動動向を予想し、オプションに対する将来の確率加重期待ペイオフを算出する。結果として得られた確率加重期待ペイオフは、業界の標準的なイールド・カーブのモデル化技法及びモデルから算出された割引係数を用いて割り引かれる。オプション価格算定モデルは、閉形の解析公式やその他の数値計算手法（例えば、二項分布ツリー又はモンテカルロ・シミュレーション）を用いて適用される場合がある。

入手可能な場合、評価手法は市場で観察可能な仮定やインプットを利用する。そのような情報が入手できない場合は、インプットは、同種の活発な市場における類似資産を参照して、比較可能な取引の最新価格又は他の観察可能な市場データから導出されることがある。公正価値を測定する際、UBSは、過去の実績、観察可能な価格水準の類似商品に基づくパラメーターの水準の導出、並びに現在の市況及び評価アプローチに対する知識の組合せに基づき、評価手法に使用されるこれらの市場で観察不能なインプットを選択する。

より複雑な商品及び活発な市場で取引されない商品の場合、公正価値は、観察された取引価格、コンセンサス方式のプライシング・サービス及び関連する相場を組み合わせで見積られることがある。相場の性質（例えば、気配値又は確定気配値）及び裏付けのある最近の市場活動とコンセンサス方式のプライシング・サービスにより提供された価格との関係性が考慮される。また、UBSでは、内部で開発したモデルを使用するが、かかるモデルは通常、業界内での標準として認識されている評価モデル及び手法に基づいている。

評価手法に利用される仮定及びインプットには、基準金利のイールド・カーブ、割引率を見積る際に用いられる信用スプレッド及び資金調達スプレッド、債券価格及び株価、株式指数の基準価格、外国為替レート並びに市場ボラティリティ及び相関の程度が含まれる。当グループが用いるディスカウント・カーブには、適用される商品の資金調達及び信用特性が組み込まれている。

d) 評価調整

評価によるアウトプットは、完全な確実性をもって決定できない推定値又は近似値であるのが常である。その結果、取引解消費費用、信用エクスポージャー、モデルに起因する評価の不確実性、取引制限及びその他の要因について公正価値測定時に市場参加者が考慮する場合にはこれらの要素を反映して、適宜評価の調整が行われる。評価調整は、評価手法を用いて測定される資産又は負債の公正価値の重要な構成要素である。このような調整は、公正価値測定プロセス内の不確実性を反映すること、特定されたモデル簡略化に合わせて調整を行うこと、また、個々の商品レベルの特性に基づく評価ではなくポートフォリオ全体としての角度から公正価値を評価することを目的として適用される。

評価調整の主な種類について以下に詳述する。

市場のビッド・オファーレベルの反映

ロング・ポジションとショート・ポジションを組み合わせたポートフォリオの一部として測定される商品は、ロング及びショートの構成商品のリスクを一貫して評価するために仲値レベルで評価される。その後、正味のロング又はショート・ポジションのエクスポージャーに対して評価調整が行われ、現在の市場流動性の水準を反映して公正価値を適宜、ビッド又はオファー価格に修正する。評価調整の計算に用いられるビッド・オファースプレッドは、市場及びブローカーから入手され、定期的に更新される。

モデルの不確実性の反映

モデルに基づく評価の適用に関連する不確実性は、モデル引当金の適用により公正価値の測定に反映されている。モデル引当金には、関係するモデル仮定条件、使用されたモデル及び市場インプットの不確実性を修正するために、あるいは既知のモデル自体の欠陥を修正する目的でモデルのアウトプットを調整するために、モデルから直接計算された評価額から差し引くことが適切であると当グループが見積る金額が反映されている。かかる見積額を算定するに当たり、当グループは、他の市場参加者がこれらの不確実性についてどのように見積るかを含め、一連の市場慣行を勘案している。モデル引当金は、市場取引、コンセンサス方式のプライシング・サービス及びその他の関連情報筋からの情報に照らして定期的に再評価される。

取引初日損益引当金

評価調整として適宜、取引初日損益引当金が反映される。詳細については、注記12iを参照。

取引相手先の信用リスク

公正価値を見積るためには、OTCデリバティブ、公正価値での測定を指定された資産に組み込まれたデリバティブ及び流通性のある負債性商品に組み込まれたデリバティブに内在する取引相手先の信用リスクを反映するために、信用評価調整（以下「CVA」という。）を行う必要がある。この金額は、当該商品の取引相手先の信用リスクをヘッジするために必要なプロテクションの見積公正価値を表している。CVAは、取引相手先別の当該取引相手先に対する全てのエクスポージャーを考慮して算定され、予測されるエクスポージャーの将来価値、デフォルト確率及び回収率、適用される担保又はネットティング契約、並びに中途解約条項及びその他の契約上の要素によって決まる。

OTCデリバティブの評価における自己クレジット・リスク

当グループは、CVAの手法と効果的に整合するようにデリバティブの評価に自己クレジットを組み込むために負債評価調整（以下「DVA」という。）を見積る。DVAは、UBSの信用リスク・エクスポージャーをヘッジする取引相手先にかかる理論上の費用又は取引相手先がUBSへの信用リスク・エクスポージャーに対して積み立てることが合理的に期待される信用リスク引当金を表す。DVAは、取引相手先別の当該取引相手先の全てのエクスポージャーを検討し、担保ネットティング契約、予測される将来の時価変動及びUBSのクレジット・デフォルト・スプレッドを考慮して算定される。

e) 公正価値測定及び公正価値ヒエラルキーの区分

公正価値で測定される当グループの金融及び非金融資産・負債の公正価値ヒエラルキーの分類は、以下の表の通り要約される。表に続いて、公正価値で測定される資産及び負債の各クラスに係る重要な評価インプット及び仮定、公正価値の測定に用いられた評価手法（該当する場合）並びに公正価値ヒエラルキーの区分を決定する要因の説明が記載されている。

市場相場価格又は評価手法による公正価値の決定¹

単位：十億スイス・フラン	2013年6月30日現在				2013年3月31日現在				2012年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される資産												
トレーディング目的保有金融資産 ²	70.5	33.4	5.9	109.8	83.6	40.7	5.7	130.0	91.4	46.4	5.7	143.5
内、												
国債	9.6	5.3	0.0	15.0	12.3	5.6	0.1	17.9	22.2	6.4	0.1	28.7
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	1.1	16.0	1.6	18.7	1.6	18.4	1.6	21.6	0.8	21.4	1.6	23.9
貸出金	0.0	2.0	2.5	4.5	0.0	3.8	2.3	6.1	0.0	4.1	2.0	6.1
投資信託受益証券	5.1	6.0	0.2	11.3	3.7	6.8	0.1	10.6	2.6	10.2	0.1	12.9
資産担保証券	0.0	2.8	1.2	4.0	0.0	3.1	1.4	4.4	3.6	3.4	1.5	8.6
資本性金融商品	40.1	1.0	0.3	41.4	51.0	2.6	0.2	53.8	47.6	0.3	0.1	48.0
ユニットリンク型投資契約金融資産	14.5	0.4	0.1	15.0	14.9	0.5	0.1	15.5	14.5	0.4	0.3	15.2
再調達価額-借方	3.2	318.7	9.8	331.7	3.3	369.3	9.4	382.0	2.9	408.0	8.1	419.0
内、												
金利契約	0.0	190.7	0.8	191.5	0.0	242.8	0.4	243.1	0.0	267.3	0.4	267.8
クレジット・デリバティブ契約	0.0	24.2	3.8	28.1	0.0	28.7	4.3	33.0	0.0	33.2	3.6	36.9
外国為替契約	0.7	82.0	0.9	83.6	0.3	81.0	1.1	82.4	0.3	92.7	1.2	94.3
株式/株式指数契約	1.8	15.0	4.3	21.1	2.5	13.1	3.5	19.1	2.2	10.9	2.9	15.9
コモディティ契約	0.0	6.7	0.0	6.7	0.0	3.6	0.0	3.6	0.1	3.8	0.0	3.8
公正価値での測定を指定された金融資産	0.1	3.3	7.6	11.1	0.1	3.9	8.1	12.0	0.1	4.1	4.9	9.1
内、												
貸出金（仕組ローンを含む）	0.0	1.2	3.0	4.2	0.0	1.3	3.5	4.7	0.0	1.4	1.4	2.8
仕組リバース・レボ契約及び有価証券												
借入契約	0.0	1.7	4.4	6.1	0.0	2.2	4.3	6.5	0.0	2.2	3.3	5.5
その他	0.1	0.5	0.2	0.8	0.1	0.5	0.3	0.8	0.1	0.5	0.2	0.8
売却可能金融投資	45.8	17.5	1.0	64.3	46.8	14.9	0.8	62.5	48.5	16.9	0.7	66.2
内、												
国債	43.9	0.8	0.0	44.7	44.8	0.9	0.0	45.7	46.4	0.6	0.0	47.0
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	1.8	10.2	0.1	12.1	1.8	8.6	0.1	10.5	2.1	8.8	0.1	10.9
投資信託受益証券	0.0	0.0	0.3	0.4	0.1	0.0	0.3	0.4	0.0	0.1	0.2	0.4
資産担保証券	0.0	6.4	0.0	6.4	0.0	5.3	0.0	5.3	0.0	7.3	0.0	7.3
資本性金融商品	0.1	0.0	0.5	0.7	0.1	0.0	0.4	0.6	0.1	0.0	0.4	0.6
非金融資産												
公正価値で測定される投資不動産	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
貴金属及びその他のコモディティ	10.0	0.0	0.0	10.0	15.1	0.0	0.0	15.1	17.1	0.0	0.0	17.1
非継続的に公正価値で測定される資産												
その他の資産 ³	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
資産合計	129.5	373.1	24.5	527.1	148.7	428.9	24.2	601.8	160.0	475.4	19.6	655.1

¹ 貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示される区分された組込デリバティブは、この表から除外されている。2013年6月30日現在、公正価値で保有される区分された組込デリバティブ負債純額合計2億スイス・フラン（内、3億スイス・フランはレベル2資産純額、5億スイス・フランはレベル2負債純額であった。）は、貸借対照表において社債に計上されている。2013年度第2四半期に、区分された組込デリバティブの比較数値は修正再表示された。修正再表示後ベースで、2013年3月31日現在、公正価値で保有される区分された組込デリバティブ負債純額合計0億スイス・フラン（内、3億スイス・フランはレベル2資産純額、3億スイス・フランはレベル2負債純額で

あった。)は、貸借対照表において社債に計上されている。修正再表示後ベースで、2012年12月31日現在、公正価値で保有される区分された組込デリバティブ負債純額合計1億スイス・フラン(内、2億スイス・フランはレベル2資産純額、3億スイス・フランはレベル2負債純額であった。)は、貸借対照表において社債に計上されている。² トレーディング目的保有金融資産には貴金属及びコモディティは含まれない。³ その他の資産は主に、正味帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定される売却目的保有資産で構成されている。

単位：十億スイス・フラン	2013年6月30日現在				2013年3月31日現在				2012年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される負債												
トレーディング目的保有金融負債	25.2	4.4	0.2	29.8	23.3	4.7	0.2	28.2	28.6	5.4	0.2	34.2
内、												
国債	9.9	0.5	0.0	10.4	8.7	0.4	0.0	9.0	14.1	0.6	0.0	14.7
社債及び地方債(金融機関が発行した債券を含む)	0.5	3.6	0.1	4.2	0.6	4.0	0.1	4.8	0.9	4.5	0.1	5.5
投資信託受益証券	0.3	0.1	0.0	0.5	0.3	0.2	0.0	0.6	0.1	0.2	0.0	0.4
資産担保証券	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
資本性金融商品	14.5	0.2	0.0	14.7	13.7	0.1	0.1	13.8	13.5	0.1	0.0	13.6
再調達価額-貸方 ⁴	3.0	305.7	5.8	314.5	2.4	354.4	6.4	363.2	2.9	385.9	6.5	395.3
内、												
金利契約	0.0	167.8	0.7	168.5	0.0	215.2	0.7	216.0	0.0	241.1	0.4	241.5
クレジット・デリバティブ契約	0.0	23.3	2.5	25.9	0.0	28.3	3.0	31.3	0.0	31.1	3.3	34.4
外国為替契約	0.7	90.5	0.9	92.1	0.3	89.8	1.0	91.1	0.3	96.8	1.5	98.5
株式/株式指数契約	1.6	17.7	1.7	21.0	1.6	17.1	1.6	20.3	2.2	12.9	1.3	16.4
コモディティ契約	0.0	6.3	0.0	6.3	0.0	3.9	0.0	3.9	0.1	3.9	0.0	4.0
公正価値での測定を指定された金融負債	1.0	61.1	13.3	75.4	0.0	74.5	13.9	88.4	0.0	77.2	14.7	91.9
内、												
仕組債以外の債券	0.0	3.1	0.8	3.9	0.0	3.9	0.5	4.4	0.0	4.2	0.8	5.0
仕組債	1.0	51.2	8.4	60.6	0.0	57.7	8.7	66.4	0.0	57.4	10.0	67.4
仕組債(店頭)	0.0	6.7	2.5	9.2	0.0	12.8	2.7	15.5	0.0	15.5	2.2	17.7
仕組レボ契約	0.0	0.0	1.6	1.6	0.0	0.0	2.0	2.0	0.0	0.0	1.7	1.7
ローン・コミットメント	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2
その他の負債-ユニットリンク型投資契約に基づく金額	0.0	15.4	0.0	15.4	0.0	15.9	0.0	15.9	0.0	15.3	0.0	15.3
負債合計	29.2	386.6	19.3	435.1	25.7	449.5	20.5	495.8	31.5	483.8	21.4	536.7

⁴ 2013年6月30日現在において、デリバティブに係る負債評価調整の現時点までの利得423百万スイス・フランを含む。

トレーディング目的保有金融資産及び金融負債、公正価値での測定を指定された金融資産、並びに売却可能金融投資

国債

国債には、主権を有する政府が発行する固定利付、変動利付及びインフレ連動型の債券、並びにこれらの債券に基づく金利及び元本のストリップ債が含まれる。このような商品は通常、活発な市場で取引され、当該市場から価格を直接入手することができるため、レベル1に分類される。残りのポジションの大部分はレベル2に分類される。活発な市場のデータを用いて直接価格算定ができない商品は、類似の政府金融商品の市場データに基づき推定されたイールド・カーブを組み込む割引キャッシュ・フローによる評価手法を用いて評価される。このイールド・カーブは、将来の指数水準を予測するとともに、必要に応じて将来の予想キャッシュ・フローを割り引くために使用される。これらの商品の評価手法に投入される主要なインプットは、債券価格と変動利付又は物価連動商品の将来の指数水準を見積るインプットである。レベル3に分類される商品は限定され

ており、通常、活発な市場取引のレンジ外にイールド・カーブを外挿して求める必要がある場合にはレベル3に分類される。

社債及び政府機関債

社債には、企業が発行するシニア債、ジュニア債及び劣後債が含まれる。政府機関債は、政府系機関から発行される債券である。商品の大部分は標準的な固定利付又は変動利付証券であるが、一部には複雑なクーポンや組込オプションを有する債券もある。社債及び政府機関債は通常、市場から直接入手される価格を用いて評価される。直接比較可能な価格が入手できない場合は、商品は、同一発行体による他の証券から算定された利回りを用いて評価されるか、又は弁済順位、満期及び流動性を調整したうえで類似の証券にベンチマーキングした価額によって評価されている。活発な市場のデータを用いて直接価格設定ができない商品は、発行体の信用スプレッドを組み込む割引キャッシュ・フローによる評価手法を用いて評価される。この信用スプレッドは、他の発行や発行体のCDS情報から算定するか、若しくは他の同等の発行体の観察された価格を参照するか又は信用モデルによる手法から見積ることができる。社債は通常、レベル2に分類される。これは、市場データは容易に入手できるが、活発な市場とそれに対応するレベル1の分類を妥当だと証明するには、第三者による売買取引データが不十分であることが多いためである。政府機関債は通常、価格情報源の裏付けになる取引活動の活発度によってレベル1又はレベル2に分類される。レベル3の商品には、保有する証券の、又は同一発行体が発行した他の証券を参照した、入手できる適切な価格が存在しない。従って、このような商品は、類似の発行体の価格水準から期間と発行体の質を相対的に調整して測定される。

転換社債は通常、市場から直接入手される価格を用いて評価される。直接比較可能な価格が入手できない場合は、転換社債モデルを用いて価格設定されることがある。このモデルは、組み込まれた株式オプションと負債の構成要素を評価し、その評価額を発行体の信用スプレッドを組み込んだカーブで割り引く。市場データは容易に入手できるが、レベル1の分類を妥当だと証明するには第三者による売買取引データが不十分であることから、転換社債は通常、レベル2に分類される。

売買された貸出金及び公正価値での測定を指定された貸出金

売買された貸出金及び公正価値での測定を指定された貸出金は、最近の取引価格又は入手可能な場合はディーラーの相場価格などの市場価格を用いて評価される。市場価格情報が入手できない流動性が欠如した貸出金については、代替的な評価手法が用いられ、この方法には、同業他社の負債性商品又は同一の企業の異なる商品から算定された価格を用いる相対的価値をベンチマークとする手法が含まれる。企業の貸出ポートフォリオは、典型的にはプロバイダーが合意した価格から直接的に観察可能な市場価格、又はクレジット・デフォルト・スワップの評価手法（信用スプレッド、信用回収率及び金利に係るインプットが必要となる。）のいずれかを用いて評価されている。このような商品の市場は活発に取引されておらず、価格情報が入手できるとしても、その情報は直接観察可能ではないため、企業への貸出金は通常、レベル1の分類基準を満たさない。適度に取引実績があり、流動性のある価格情報が入手可能な商品はレベル2に分類されるが、評価手法の利用が必要なポジションや価格情報源に十分な取引の実績のないポジションは、レベル3に分類される。レベル3に分類される最近組成した商業用不動産ローンは、格付機関の指針に基づく証券化アプローチを用いて測定される。証券化による将来の損益には認識されないが、全体的なスプレッドの変動は貸出金の評価に反映される。

貸出金には、各種の条件付貸出取引が含まれており、その評価は保険数理上の死亡率や生命保険契約失効率によって決定される。死亡率や失効率の仮定は、大規模な同種のプールに対する外部の保険数理上の見積りに基づいている。偶発事象は、保険数理計算による予想額に対するレンジから算定される。さらに、価格算定手法は死亡率のボラティリティをインプットとして使用する。

投資信託受益証券

投資信託受益証券は、大半が取引所で取引されており、流動性のある市場における相場価格を容易に入手することができる。市場価格が入手できない場合、公正価値は、償還に何らかの制限がある場合はそれを考慮し、純資産価値（以下「NAV」という。）に基づき測定することができる。上場受益証券は、活発な市場の分類基準を満たす十分な取引がある限りレベル1に分類されるが、その他のポジションはレベル2に分類される。NAVが入手できず、測定日又は近い将来において償還可能ではないポジションは、レベル3に分類される。

資産担保証券

住宅モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）、商業用モーゲージ担保証券（以下「CMBS」という。）、その他の資産担保証券（以下「ABS」という。）及び担保債務証券（以下「CDO」という。）

RMBS、CMBS、ABS及びCDOは、原利付資産の証券化プロセスを通じて発行された商品である。裏付けとなる担保は、RMBSの場合は住宅モーゲージ、CMBSの場合は商業用モーゲージ、ABSの場合はクレジット・カード債権、自動車又は学生ローン、リース債権、CDOの場合はRMBS、CMBS又はABSなど他の証券化ポジションである。これらの証券の市場は活発に取引が行われていないため、公正価値の測定には様々な評価手法が使用されている。流動性が高い証券については、保有商品の取引や相場に関する情報を定期的に取得できる場合があり、評価プロセスは、このような取引価格情報を用いることになる。この情報は取引時と評価時との間の市場価格の変動に合わせて更新される。流動性の低い商品は、類似のリスク特性を有する商品や指数の価格情報を組み込んだ割引予想キャッシュ・フローを用いて測定される。予想キャッシュ・フローの見積りには、資産を所有していると仮定したモデル、ファンダメンタル分析及び/又は現在及び将来の経済環境に関する経営者の定量的・定性的評価に基づく市場調査から導出されたインプットの仮定を用いて、担保資産からの予想キャッシュ・フローのモデル化を行う。このように見積られた担保資産からの予想キャッシュ・フローは、証券化の信用補完や劣後特約に基づく条件を考慮し、証券の予想収益へ転換される。予想キャッシュ・フローのスケジュールは、類似のリスク特性及び流動性特性を有する商品に市場が要求する割引レベルを反映した割引率又はディスカウント・マージンを用いて割り引かれる。割引予想キャッシュ・フロー手法に対するインプットには、資産の期限前償還率、ディスカウント・マージン又は割引利回り、資産のデフォルト確率及び損失度が含まれ、これらのインプットは、LTV、住宅価格評価、担保権行使に伴う費用、賃料収入水準、空室期間及び雇用水準など、当該貸出金や経済状況に関するファンダメンタル情報を用いて見積られる。RMBS、CMBS及びABSは通常、レベル2に分類される。ただし、重要なインプットが観察不能である場合、あるいは保有ポジションと十分に類似したリスク特性を有する商品や担保に関する市場又はファンダメンタル情報が入手できない場合は、レベル3に分類される。

資本性金融商品

資本性証券の大部分は、相場価格が容易かつ定期的に入手できる公的な証券取引所で活発に売買が行われていることから、レベル1に分類される。ヘッジ・ファンドのユニットも、資本性金融商品に分類される。これらのユニットは、公表されたNAVに基づき、償還の制限がある場合はそれを考慮した上で、測定される。これらのユニットはレベル2に分類されるが、公表されたNAVが入手できず、測定日又は近い将来に償還できないポジションは、レベル3に分類される。

プライベート・エクイティのポジションなど未上場の保有株式は当初取引価格で計上され、価格変動の信頼できる証拠が入手可能である、又は当該ポジションが減損しているとみなされるものについてのみ定期的に再評価される。

ユニットリンク型金融資産

ユニットリンク型投資契約により、投資家は発行された投資ユニットを通じて資産プールに投資することができる。ユニット保有者は、参照資産プールに関連する全ての報酬を受け取り、全てのリスクを負担する。ユニットリンク型投資契約に基づいて保有する資産は、トレーディング・ポートフォリオ資産として表示されている。資産の大部分は取引所に上場されており、活発に取引されている場合はレベル1に、そうでない場合はレベル2に分類される。ただし、価格が容易に入手できない商品は、レベル3に分類される。

仕組レポ契約

公正価値での測定を指定された仕組レポ契約は、割引予想キャッシュ・フロー手法を用いて測定される。適用される割引率は、当該契約における担保適格条件に対応する資金調達カーブに基づき算定される。これらのポジションについて担保条件は標準的でないため、評価に使用される資金調達スプレッドの水準は市場では観察することはできない。よって、これらのポジションはレベル3に分類される。

再調達価額

担保付商品及び無担保商品

担保付デリバティブの評価において予想キャッシュ・フローを割り引くために用いられるカーブは、評価対象商品に関連する担保契約の資金調達条件を反映している。当該担保契約は、適格通貨、金利条件が取引相手

先によって異なる。担保付デリバティブの大部分は、個々の取引相手先との担保契約に対して最も安価な適格通貨建ての翌日物金利から算定された資金調達レートに基づくディスカウント・カーブを用いて測定される。

無担保デリバティブは、対象商品の通貨のLIBOR（あるいはLIBOR相当の金利）カーブを用いて割り引かれる。注記12dに記載の通り、無担保デリバティブの公正価値は、資産及び負債の公正価値に、取引相手先の信用リスク及びUBSの自己クレジット・リスクによる影響の見積りを反映するようにCVAとDVAのプロセスを用いて調整される。

金利契約

金利スワップ契約には、金利スワップ、ベシス・スワップ、クロスカレンシー・スワップ、インフレーション・スワップ及び金利先渡契約（先渡金利契約と呼ばれることもある（以下「FRA」という。））が含まれている。これらの商品は、利息の将来キャッシュ・フローを見積り、かかるキャッシュ・フローを、測定対象のポジションに対する適切な資金調達レートを反映した金利を用いて割り引くことにより、評価されている。将来の指数水準と割引率を見積るために用いられるイールド・カーブは、標準的なイールド・カーブ・モデルに市場で取引されている金利を用いて算定される。当該モデルに対する主要なインプットは、金利スワップ・レート、FRAレート、短期金利先物価格、ベシス・スワップ・スプレッド及びインフレ・スワップ・レートである。多くの場合、イールド・カーブ・モデルのインプットを形成する標準的な市場における契約は、活発かつ観察可能な市場で取引されるため、これらの金融商品の大部分はレベル2に分類される。

金利オプション契約には、キャップ及びフロア、スワップション、複雑なペイオフ特性を有するスワップ、並びにその他のより複雑な金利オプションが含まれる。これらの契約は、金利イールド・カーブ、インフレーション・カーブ、ボラティリティ及び相関などのインプットを使用し、市場で標準的な各種オプション・モデルを用いて評価される。モデル内のボラティリティ及び相関などのインプットは、市場で取引される標準的なオプション商品について市場で観察された価格に基づくデータを使用する。よりエキゾチックな商品进行评估するために用いられるオプション・モデルは、エキゾチックモデルが標準的なオプション商品を市場で観察された価格水準に価格設定することを可能とするために調整が必要な複数のモデル・パラメーター・インプットを有している。これらのインプットは直接観察できないが、調整プロセスによりモデルのアウトプットを活発な市場水準であると正当化できるため、通常レベル2として取り扱われる。このように調整されたモデルはその後、標準的オプションとエキゾチック・オプションとの双方のポートフォリオを評価するために用いられる。多くの場合、イールド・カーブ・モデルで使用されるインプットやボラティリティ及び相関などのインプットを形成する標準的な市場の商品には、活発かつ観察可能な市場があるため、これらの商品の大部分はレベル2に分類される。金利オプション契約のうち、ボラティリティ又は相関インプットを適切な観察可能な市場データから導出できないエキゾチック・オプションは、レベル3に分類される。このようなオプションは、市場以外の情報から得られるボラティリティ及び相関を用いて評価される。

金利スワップ及びオプション契約は、当該契約の満期までの期間が、重要なインプット・パラメーターについて標準的な相場価格が観察可能である期間を超える場合、レベル3に分類される。かかるポジションは、標準的な仮定を用いて最後に観察された相場価格を外挿することにより、又はその期間について代理となる観察可能なインプット・パラメータを参照することにより評価される。

クレジット・デリバティブ契約

シングル・クレジット・ネームに基づくクレジット・デリバティブには、企業及びソブリンのシングルネームによるクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）、貸出金に係るCDS、及びトータル・リターン・スワップ（以下「TRS」という。）が含まれる。これらの契約は、市場信用スプレッド、アップフロント・プライシング・ポイント及びインプライドの回収率に基づく業界で標準的なモデルを用いて将来のデフォルト確率を見積ることにより評価される。これらの債務不履行及び回収の仮定は、将来の予想キャッシュ・フローを算定するために使用される。この予想キャッシュ・フローはその後、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルとポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を用いて割り引かれる。デリバティブに基づく信用スプレッドが直接入手できないTRS及び一部のシングルネームのCDS契約は、現物債券と複合商品のファンディングの差を調整することにより、クレジット・デリバティブが参照する現物債券の価格から導出される信用スプレッドを用いて評価される。信用スプレッドが直接観察できないローンCDSは、可能であれば、ローン及び債券のデフォルト定義と回収率の仮定との差異で調整した当該企業固有の債券イールド・カーブを用いて評価される。シングルネーム及びローンCDSを評価するために使用される評価モデルに対するインプットには、シングルネーム信用スプレッド及びアップフロント・プライシング・ポイント、回

収率、並びに資金調達カーブが含まれる。加えて、上述のとおり、社債の価格はTRS及び一部のシングルネーム又はローンCDSの評価モデルに対するインプットとして用いられる。シングルネーム・クレジット・デフォルト・スワップの多くは、これらの契約を評価するために使用される信用スプレッドと回収率が活発に取引され、観察可能な市場データが入手可能であるため、レベル2に分類される。対象となる参照ネームが活発に取引されていない場合は、レベル3に分類される。

複数のクレジット・ネームからなるポートフォリオに基づくクレジット・デリバティブ契約には、信用指数に係るクレジット・デフォルト・スワップ、ビスポーク型ポートフォリオに基づくクレジット・デフォルト・スワップ又はファースト・トゥ・デフォルト・スワップ(以下「FTD」という。)が含まれる。これらの契約の評価は、シングルネームCDSにおける上述の評価と同様であり、市場信用スプレッド、アップフロント・プライシング・ポイント及びインプライドの回収率に基づく業界で標準的なモデルを用いる将来のデフォルト確率の見積りが行われる。これらの債務不履行及び回収の仮定は、将来の予想キャッシュ・フローを算定するために使用される。この予想キャッシュ・フローはその後、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルとポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を用いて割り引かれる。トランシェとFTD商品は、上記の債務不履行及び回収の仮定に加えて、ポートフォリオ・レベルの期待信用損失を全体構成内の異なるトランシェやネームに配分することを目的としてインプライドの相関を使用する業界で標準的なモデルを用いて評価される。相関に係る仮定は、活発に取引されるインデックス・トランシェ又はその他のFTDバスケットの価格から導出される。ポートフォリオのクレジット・デフォルト・スワップ全てに用いられる評価モデルに対するインプットには、シングルネーム又はインデックス信用スプレッド及びアップフロント・プライシング・ポイント、回収率並びに資金調達カーブが含まれる。さらに、トランシェとFTD商品に用いられるモデルは、インプライドの信用相関をインプットとして採用している。複数のクレジット・ネームからなるポートフォリオに基づくクレジット・デリバティブ契約は、信用スプレッド及び回収率が活発に取引される観察可能な市場データから算定される場合、並びにビスポーク型及びインデックス・トランシェを評価するために用いられる相関データが活発に取引されるインデックス・トランシェ商品に基づいている場合は、レベル2に分類される。この相関データでは、ポートフォリオの資本構成全体における相対的なトランシェのアタッチメント/デタッチメント・ポイントとポートフォリオの構成の両方を考慮に入れるマッピング・プロセスが行われる。マッピング・プロセスにおいて入手可能で活発な市場情報のレンジを超えた推定が求められる場合、当該ポジションはレベル3に分類される。このケースは少数のインデックス・トランシェ及び全ビスポーク型トランシェ契約に関連するものである。FTDは、FTDポートフォリオ内の特定のネーム間の相関が活発に取引されていないことから、レベル3に分類される。「オフ・ザ・ラン」インデックスと呼ばれる複数の古いクレジット・インデックス・ポジションは、インデックス信用スプレッドについて活発な市場が不足しているため、同様にレベル3に分類される。

証券化商品に係るクレジット・デリバティブ契約は、証券化商品(RMBS、CMBS、ABS又はCDO)である参照原資産を有し、クレジット・デフォルト・スワップ及び特定のTRSが含まれる。これらのクレジット・デフォルト・スワップ(通常「pay-as-you-go」又は「PAYG CDS」と呼ばれる。)とTRSは原証券と類似の評価手法を用いて(市場で取引される同等の証券を参照して、あるいはキャッシュ・フローの見積りと上記「資産担保証券」の項で説明した割引キャッシュ・フロー手法を使用して)評価され、キャッシュと複合型との資金調達の差額を反映するよう調整が行われる。PAYG CDSとTRSに対するインプットは、原証券の評価に使用されるインプット(期限前償還率、デフォルト率、損失の度合い、ディスカウント・マージン/割引率など)及びキャッシュと複合型との資金調達ベースの差額を反映するインプットである。PAYG CDSとTRSの分類は原証券の特性に従うため、レベル2とレベル3にわたって分布している。

外国為替契約

未決済の直物為替契約は、市場で観察される直物為替レートを用いて評価されている。先物為替契約については、標準的な市場に基づくデータから得られるフォワード・プライシング・ポイントに応じて調整された直物為替レートで評価されている。外国為替直物及びフォワード・プライシング・ポイントの市場はともに活発に取引され、観察可能であるため、外国為替契約は通常、レベル2に分類される。

OTC通貨オプション契約には、標準的なコール及びプット・オプション、複数の行使日を有するオプション、経路依存型オプション、平均化特性を有するオプション、不連続なペイオフ特性を有するオプション、並びに複数の対象為替レートに係るオプションが含まれる。OTC通貨オプション契約は、市場の標準的なオプション・モデルを用いて評価されている。短期物オプション（すなわち、5年以内に満期到来）に用いられるモデルは、長期物オプションに用いられるモデルと異なる傾向がある。これは、長期物OTC通貨契約に必要とされるモデルは、金利と為替レートの相互依存性をさらに考慮に入れることを求められるからである。オプション評価モデルに対するインプットには、直物為替レート、為替フォワード・ポイント、為替ボラティリティ、金利イールド・カーブ、金利ボラティリティ及び相関が含まれている。ボラティリティと相関のインプットは、市場内の標準的なオプション契約取引で観察された価格の調整を通じて導出される。

インプットは、その多くが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られるため、OTC通貨オプション契約は、かなりの割合でレベル2に分類される。レベル3に分類されるOTC通貨オプション契約には、ボラティリティや相関のインプットを得る活発な市場がない長期物為替エキゾチック・オプションが含まれる。これらのOTC通貨オプション契約は、市場に基づかない情報(過去のデータやコンセンサス方式のプライシング・サービス等)から得られるインプットを参照するか、又は推定法により評価される。

残高保証スワップ（以下「BGS」という。）は、証券化ビークルに基づく想定元本を有する金利スワップ又は通貨スワップであり、評価には想定元本の将来における未知の変動性を組み込むことが求められる。BGSを評価するインプットは、スワップに係る標準的な市場リスクを評価するために用いられるインプットと裏付けとなる証券化プールの想定元本を見積るために用いられるインプット（すなわち、期限前償還率、デフォルト率及び金利）である。BGSは、予定外の想定元本の変動とBGSの原市場リスクとの相関が活発な市場を有しておらず、観察することができないため、レベル3に分類される。

株式/株式指数契約

株式/株式指数契約には、株式先渡契約及び株式オプション契約が含まれる。株式先渡契約は対象となる個別株式又は指数を有し、市場で標準的なモデルを用いて評価される。モデルに対する主要なインプットは、株価、予想配当率及びエクイティ・ファンディング・レート（市場で観察された先渡契約の価格から算出）である。見積キャッシュ・フローは、ポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を使用する市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて割り引かれる。インプットは、その多くが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られるため、株式先渡契約はかなりの割合でレベル2に分類される。レベル3に分類されるポジションは、商品の満期に関する市場情報がなく、入手可能なデータで一種の外挿を行うか、配当の実績情報、又は関連株式のデータを用いて評価されるものが該当する。

株式オプション契約には、市場で標準的な個別又はバスケット株式若しくは指数のコール及びプット・オプション、並びにより複雑な特性を有する株式オプション契約（複数又は連続した行使日を有するオプション契約、ペイオフがバスケットの構成要素の相対的又は平均実績に基づくオプション契約、不連続なペイオフ・プロファイルを有するオプション契約、経路依存型オプション及び価格以外の株式特性に直接基づいて算定されるペイオフを有するオプション契約（例：配当率、ボラティリティ又は相関））が含まれる。株式オプション契約は、上記株式先渡契約で説明の通り、株式先渡水準を見積り、株式のボラティリティとバスケット内の株式銘柄間の相関に係るインプットを組み込む、市場で標準的なモデルを用いて評価される。オプションから生じる確率加重期待ペイオフは、ポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を使用する、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて割り引かれる。インプットが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られるポジションは、レベル2に分類される。レベル3のポジションは、ボラティリティ、フォワード又は相関のインプットが観察不能なため、入手可能なデータの外挿、配当の実績、又は関連する株式の同等データを用いて評価される。

SNBスタブファンドの株式を取得するUBSのオプションも、株式/株式指数契約に含まれている。このオプションの公正価値は主に、ファンドの純資産価値（以下「NAV」という。）に影響を受ける。このNAVは、ファンドの構成資産から算出されるが、その一部はレベル3に分類されている。

コモディティ・デリバティブ契約

コモディティ・デリバティブ契約には、個別のコモディティ及びコモディティ指数に係る先渡、スワップ及びオプション契約が含まれる。コモディティ先渡及びスワップ契約は、標準的な商品に関する市場先渡水準を使用する、市場で標準的なモデルを用いて測定される。コモディティ・オプション契約は、上記のコモディティ先渡及びスワップ契約で説明の通り、コモディティ先渡水準を見積り、対象となるインデックス又はコモディティのボラティリティに係るインプットを組み込む、市場で標準的なオプション・モデルを用いて測定される。オプション・モデルは、最初にオプションの確率加重期待ペイオフを計算し、次にこのペイオフを、ポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映したレートを使用する、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて割り引かれる。コモディティのバスケット又はビスポーク型コモディティ指数のコモディティ・オプションについては、評価手法にコモディティとコモディティ指数との間の相関に係るインプットも組み込まれる。個別のコモディティ契約は通常、先渡及びボラティリティの活発な市場データが入手できるため、レベル2に分類される。ビスポーク型指数のボラティリティ水準又はコモディティ間の相関を観察する活発な市場がないことから、コモディティ・デリバティブ契約のかなりの部分はレベル3に分類される。

投資不動産

投資不動産は、様々な保有不動産から構成されている。評価は、認められた評価手法に基づいており、入手可能な場合、市場類似不動産の取引事例比較などが含まれる。不動産は立地と物理的特徴が個別性を有しているため、評価には通常、かかる要因を反映するように重要な観察不能な見積りが組み込まれる。従って、投資不動産はレベル3に分類される。

公正価値での測定を指定された金融負債

発行済仕組債

発行済仕組債は、メディアム・ターム・ノート（以下「MTN」という。）で構成されており、公正価値オプションに基づいて公正価値で保有されている。これらのMTNは、特にストラクチャード・クーポンやペイオフに関する保有者のリスクや投資の選好度に合わせて組成されている。これらのMTNのリスク管理及び評価アプローチは、同種のデリバティブや対象となるリスクと緊密に連携しているため、この構成要素に用いられる評価手法は上記の関連する評価手法と同一である。例えば、エクイティ・リンク債は、「再調達価額」のセクション（訳者注：原文「Replacement values」のセクション）の株式/株式指数契約を参照すべきであり、クレジット・リンク債は、クレジット・デリバティブ契約を参照すべきである。

公正価値での測定を指定された金融負債の評価におけるUBSの自己クレジット・リスク

デリバティブのリスク要素の評価を検討することに加え、公正価値オプションを適用する負債の評価には、資金調達要素と、特に公正価値の自己クレジット要素を考慮することも求められる。自己クレジット・リスクは、この要素が評価の目的上、市場参加者によって考慮されている場合に反映される。従って、自己クレジット・リスクは、全額担保された契約及び自己クレジット要素を含めないことが市場慣行として確立しているその他の契約には反映されない。自己クレジット要素は、無担保資金調達商品を割り引く単一の市場に基づく水準を得るために資金振替価格（以下「FTP」という。）のイールド・カーブに基づいて見積られる。UBSのシニア債のイールド・スプレッドは、FTPのイールド・カーブになるように、シニア無担保債の市場におけるUBSの債券のスプレッドとUBSのMTNの現時点の発行額の金利水準との間の差異を反映した割引率で割り引かれる。FTPのイールド・カーブは、公正価値での測定を指定された、無担保の資金調達取引の評価にUBSが使用するもので、UBSの信用リスクを表すと考えられ、市場参加者がUBSのMTNを購入する際に要求するプレミアムを反映している。

2013年6月30日、2013年3月31日及び2012年2011年6月30日現在それぞれの公正価値での測定を指定された金融負債（主に発行済仕組商品）に関連する自己クレジットの調整の影響は、以下の表に要約されている。

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己クレジット

現在又は終了四半期

当期累計

単位：百万スイス・フラン	2013年 6月30日	2013年 3月31日	2012年 6月30日	2013年 6月30日	2012年 6月30日
終了期間の利得 / (損失) 合計	138	(181)	239	(43)	(925)
現時点までの保有期間累計の利得 / (損失)	(339)	(482)	983		

当期累計額は当期の変動を表し、現時点までの保有期間累計額は当初認識後の変動累積額を反映している。期間中の自己クレジットの変動額は以下の2つの構成要素から構成される。(1)期間中のUBSの信用スプレッドの変動に起因する公正価値の変動額、及び(2)量的変動の影響、すなわち、信用スプレッド以外の要素(例えば、償還、時の経過に伴う影響、金利の変動及び第三者が発行した参照商品の価値の変動額)。自己クレジットの金額は外国為替相場の変動による影響も反映される。

その他の負債 ユニットリンク型契約未払額

上記のユニットリンク型投資に係る金融資産を参照。関連する金融負債は、ユニット保有者に対する未払額を表し、参照資産プールの公正価値の額に等しい。投資契約負債の公正価値は、対応する資産の公正価値を参照して算定される。負債自体は活発に取引されないが、活発に取引される商品を参照するため、レベル2に分類される。

f) 公正価値ヒエラルキーにおけるレベル1とレベル2の間の振替

資産合計約32億スイス・フラン(主にトレーディング目的保有資産及び売却可能金融投資で構成)及び負債合計約18億スイス・フラン(公正価値での測定を指定された負債約10億スイス・フランを含む)が、2013年度第2四半期においてレベル2からレベル1に振り替えられた。これは主に、市場内で観察される取引活動が増加したことによる。

資産合計約20億スイス・フラン(主にトレーディング目的保有資産及び売却可能金融投資で構成)及び負債合計約4億スイス・フランが、2013年度第2四半期においてレベル1からレベル2に振り替えられた。これは主に、市場内で観察される取引活動が減少したことによる。

g) レベル3の商品の変動

レベル3の商品の重要な変動

次の表は、継続的に公正価値で測定されるレベル3資産及び負債の追加情報を示したものである。レベル3資産及び負債は公正価値ヒエラルキーのレベル1又はレベル2に分類される商品でヘッジされる場合があることから、表に計上された実現及び未実現利得 / (損失)には、関連するヘッジ活動の影響が含まれないことがある。さらに、評価は通常、観察可能なパラメーターと観察不能なパラメーターの両方から算定されるため、表に表示された実現及び未実現利得 / (損失)は、レベル3のインプットから生じるものに限定されない。

レベル3へ / レベル3から振り替えられた資産及び負債は、かかる資産及び負債が当該四半期報告期間の期首時点ですでに振り替えられていたものとして表示されている。

2013年6月30日現在、市場で観察不能な重要なインプットを使用した評価手法によって測定された金融商品(レベル3)は、主に以下により構成されていた。

- リバース・レボ契約及び有価証券借入契約
- 発行済仕組債(エクイティ・リンク債及びクレジット・リンク債)
- クレジット・デリバティブ契約
- 仕組ローン

2013年6月30日終了四半期におけるレベル3の商品の重要な変動は以下の通りである。

トレーディング目的保有金融資産

トレーディング目的保有金融資産は57億スイス・フランから59億スイス・フランに増加した。売却額の22億スイス・フランは、発行額の17億スイス・フランと購入額の4億スイス・フランにより大部分が相殺された。これらは主に商業用ローンと商業用モーゲージで構成されている。当期中のレベル3への振替額及びレベル3からの振替額はそれぞれ15億スイス・フラン及び7億スイス・フランであった。レベル3への振替は主に、信用スプレッド及び価格のインプットの観察可能性の低下による不動産担保証券、資本性金融商品及び商業用ローンから成る。レベル3からの振替は主に、観察可能な参照ディスカウント・マージン及び信用スプレッドのデータが入手できるようになったことによる資産担保証券及び社債から成る。

公正価値での測定を指定された金融資産

公正価値での測定を指定された金融資産は81億スイス・フランから76億スイス・フランに減少した。これは主に、当四半期における8億スイス・フランの決済によるものであり、内5億スイス・フランは仕組リバーシ・レポ契約及び有価証券借入契約に関連している。

再調達価額 - 借方

当四半期において、再調達価額 - 借方は94億スイス・フランから98億スイス・フランに増加した。発行及び決済は、それぞれ12億スイス・フラン及び17億スイス・フランであった。12億スイス・フランの発行は、主にクレジット・デリバティブ、金利及び株式/株式指数契約から成る。17億スイス・フランの決済は、主にクレジット・デリバティブ契約から成る。レベル3への振替及びレベル3からの振替はそれぞれ9億スイス・フラン及び3億スイス・フランである。これは主にクレジット・デリバティブ契約から成り、クレジット・スプレッドの観察可能なインプットの入手可能性における変更及び保有するポートフォリオと市場データを独自に検証するために使用される代表的なマーケット・ポートフォリオとの相関性が変動したことによる。

再調達価額 - 貸方

再調達価額 - 貸方は64億スイス・フランから58億スイス・フランに減少した。発行及び決済は、それぞれ3億スイス・フラン及び11億スイス・フランであった。発行は主にクレジット・デリバティブ、外国為替及び株式/株式指数契約から成り、決済は主にクレジット・デリバティブ契約から成る。レベル3への振替及びレベル3からの振替はそれぞれ8億スイス・フラン及び3億スイス・フランである。これは主にクレジット・デリバティブ契約から成り、クレジット・スプレッドの観察可能なインプットの入手可能性の変更及び保有するポートフォリオと市場データを独自に検証するために使用される代表的なマーケット・ポートフォリオとの相関性が変動したことによる。

公正価値での測定を指定された金融負債

当四半期において、公正価値での測定を指定された金融負債は139億スイス・フランから133億スイス・フランに減少した。19億スイス・フランの決済（主にエクイティ・リンク及びクレジット・リンク仕組債並びに店仕組債（店頭）から成る）は、13億スイス・フランの発行（主に発行済エクイティ・リンク仕組債から成る）により一部相殺された。レベル3への振替及びレベル3からの振替はそれぞれ12億スイス・フラン及び6億スイス・フランであった。レベル3への振替は、エクイティ・リンク及びクレジット・リンク仕組債、仕組債（店頭）及び仕組債以外の固定利付債にわたって分布している。この振替は、これらのストラクチャーに組み込まれたオプションの公正価値を算定するために使用される株式及び金利のボラティリティのインプット並びに信用相関の観察可能性が低下したことによる。レベル3からの振替は、主に発行済エクイティ・リンク及びクレジット・リンク仕組債から成る。この振替は、これらのストラクチャーに組み込まれたオプションの公正価値の算定に使用される株式のボラティリティのインプットが観察可能となったこと及び金利の相関の観察可能性が向上したことによる。

レベル3の商品の変動

単位：十億スイス・フラン	損益計算書に含まれる利得 / 損失合計														
	2012年12月31日現在残高	トレーディング収益純額	内、報告期間未現在で保有されるレベル3の商品に関するもの			内、報告期間未現在で保有されるレベル3の商品に関するもの			購入	売却	発行	決済	レベル3への振替	レベル3からの振替	為替換算
			その他	の	の	の	の								
トレーディング目的保有資産 ¹	5.7	(0.3)	(0.3)	0.0	0.0	2.2	(1.6)	0.0	0.0	0.7	(0.9)	0.0			
内、															
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	(0.2)	0.0	0.0	0.2	(0.3)	0.0			
貸出金	2.0	(0.4)	(0.4)	0.0	0.0	1.9	(1.0)	0.0	0.0	0.2	(0.2)	0.0			
資産担保商品	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.3)	0.0	0.0	0.2	(0.2)	0.0			
その他	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0			
公正価値での測定を指定された金融資産	4.9	0.9	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	(0.6)	0.1	0.0	0.1			
内、															
貸出金（仕組ローンを含む）	1.4	(0.2)	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.1	0.0	0.1			
仕組リバース・レボ契約及び有価証券借入契約	3.3	1.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	(0.6)	0.0	0.0	0.1			
その他	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
再調達価額 - 借方	8.1	0.1	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	(0.8)	1.0	(0.1)	0.0			
内、															
クレジット・デリバティブ契約	3.6	(0.3)	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	(0.7)	0.8	(0.1)	0.0			
外国為替契約	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	(0.1)			
株式 / 株式指数契約	2.9	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1			
その他	0.4	(0.1)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0			
再調達価額 - 貸方	6.5	(0.1)	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	(1.8)	0.9	(0.4)	0.0			
内、															
クレジット・デリバティブ契約	3.3	(0.2)	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	(1.2)	0.8	(0.2)	0.0			
外国為替契約	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.4)	0.0	0.0	0.0			
株式 / 株式指数契約	1.3	0.2	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0			
その他	0.4	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.1	(0.1)	0.0			
公正価値での測定を指定された金融負債	14.7	0.5	0.4	0.2	0.2	0.0	0.0	2.5	(4.3)	1.3	(1.0)	0.0			
内、															
仕組債以外の固定利付債	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	(0.5)	0.0	(0.1)	0.0			
発行済仕組債	10.0	0.2	0.1	0.2	0.2	0.0	0.0	1.7	(3.5)	1.0	(0.8)	(0.1)			
仕組債（店頭）	2.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	(0.3)	0.3	(0.1)	0.0			
仕組レボ契約	1.7	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0			

¹ 担保として差し入れた資産で、取引相手による売却又は再担保差入が可能なものを含む。

レベル3の商品の変動(続き)

単位：十億スイス・フラン	損益計算書に含まれる利得 / 損失合計												2013年 6月30 日現在 残高 ²
	2013年 3月31 日現在 残高	トレー ディン グ収益 純額	内、報 告期間 未現在 で保有 される レベル 3の商 品に関 連する もの	内、報告期 間未現在で 保有される レベル3の 商品に関連 するもの	購入	売却	発行	決済	レベル 3への 振替	レベル 3から の振替	為替 換算		
トレーディング目的保有資産 ¹	5.7	(0.5)	(0.4)	0.0	0.0	0.4	(2.2)	1.7	0.0	1.5	(0.7)	(0.1)	5.9
内、													
社債及び地方債（金融機関が 発行した債券を含む）	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	0.0	0.3	(0.2)	0.0	1.6
貸出金	2.3	(0.2)	(0.1)	0.0	0.0	0.1	(1.8)	1.7	0.0	0.3	0.0	0.0	2.5
資産担保商品	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.2)	0.0	0.0	0.5	(0.4)	0.0	1.2
その他	0.4	(0.3)	(0.2)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.7
公正価値での測定を指定された 金融資産	8.1	0.3	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	(0.8)	0.0	(0.3)	0.0	7.6
内、													
貸出金（仕組ローンを含む）	3.5	(0.2)	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	(0.2)	0.0	3.0
仕組リバース・レポ契約及び 有価証券借入契約	4.3	0.6	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	(0.5)	0.0	(0.1)	0.0	4.4
その他	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
再調達価額 - 借方	9.4	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	(0.1)	1.2	(1.7)	0.9	(0.3)	(0.1)	9.8
内、													
クレジット・デリバティブ契約	4.3	0.3	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	(1.6)	0.5	(0.3)	0.0	3.8
外国為替契約	1.1	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.9
株式／株式指数契約	3.5	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.4	0.0	0.2	0.0	0.0	4.3
その他	0.4	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	(0.1)	0.2	0.0	0.0	0.8
再調達価額 - 貸方	6.4	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	(1.1)	0.8	(0.3)	(0.1)	5.8
内、													
クレジット・デリバティブ契約	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.9)	0.7	(0.2)	0.0	2.5
外国為替契約	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	(0.1)	0.9
株式／株式指数契約	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.1	0.0	0.0	1.7
その他	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
公正価値での測定を指定された 金融負債	13.9	(0.4)	(0.4)	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	1.3	(1.9)	1.2	(0.6)	(0.1)	13.3
内、													
仕組債以外の固定利付債	0.5	(0.3)	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.3	0.0	0.0	0.8
発行済仕組債	8.7	0.4	0.4	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.6	(1.2)	0.7	(0.5)	(0.1)	8.4
仕組債（店頭）	2.7	(0.3)	(0.3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	(0.5)	0.3	0.0	0.0	2.5
仕組レポ契約	2.0	(0.2)	(0.2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.2)	0.0	0.0	0.0	1.6

¹ 担保として差し入れた資産で、取引相手による売却又は再担保差入が可能なものを含む。² 2013年6月30日現在のレベル3資産の合計は、245億スイス・フラン（2013年3月31日現在：242億スイス・フラン、2012年12月31日現在：196億スイス・フラン）であった。2013年6月30日現在のレベル3負債の合計は、193億スイス・フラン（2013年3月31日現在：205億スイス・フラン、2012年12月31日現在：214億スイス・フラン）であった。

h) レベル3に分類される資産及び負債の評価

次の表は、公正価値で認識され、レベル3に分類される当グループの資産及び負債、並びに公正価値の測定に用いられた評価手法、当該評価手法に使用された観察不能とみなされた重要なインプット及びかかる観察不能なインプットの値のレンジを表示している。

値のレンジとは、評価手法に使用される最高レベルと最低レベルのインプットを表している。従って、このレンジは特定のインプットに係る不確実性のレベルではなく、関連する原資産・負債の特性を反映している。このレンジは、各貸借対照表日に保有される商品の特性に基づいて、期間ごと及びパラメーターごとに異なることとなる。さらに、観察不能なインプットのレンジは、各社の保有商品が多様であるため、他の金融機関ごとに異なる場合がある。

レベル3ポジションにおける重要な観察不能なインプット

このセクションでは、次の表で特定された重要な観察不能なインプットについて説明し、観察不能な各インプットの変動が単独で公正価値測定に及ぼす可能性がある潜在的な影響を評価する。表のとおりインプットのレンジに幅が生じる要因についての理解の手助けとなる情報の説明も合わせて行う。観察可能なインプットと観察不能なインプットとの関係については、以下の要約に含まれていない。

債券相当価格：債券の市場価格が入手できない場合、公正価値は類似商品の観察可能な価格データと比較して測定される。比較可能な商品の選択時に考慮される要素には、信用の質、満期及び発行体の業種が含まれる。公正価値は、直接価格を比較するか、又は商品の価格を利回り（完全利回り又はLIBORスプレッドのいずれかとして）に転換して測定することができる。債券価格は、100を想定元本（すなわち、額面）と等しい公正価値とする場合の額面に対するポイントで表される。

国債の価格レンジが7から116ポイントである場合において、価格レンジの下限である7ポイントは、債務不履行となった新興市場のソプリンのポジション（7から55ポイントのレンジを用いて評価される）から生じる。国債ポートフォリオは、これらのポジションと額面か額面以上で値付けされる残りのポジションとで区分されている。

社債及び地方債における0から130のレンジは、公正価値の算定に使用される参照発行の価格レンジを表している。価格が0の債券は、回収が全く見込まれない債務不履行債券であり、一方100すなわち「額面」を大きく上回る価格は、測定日現在の市場のベンチマークを超えるクーポンを支払うインフレ連動又は仕組発行に関連している。このインプットのレンジの加重平均価格は約90ポイントで、ポジションの大部分はこの価格近辺に集中している。

資産担保証券における0から102の債券相当価格レンジは、公正価値の算定に使用される参照証券の価格レンジを表している。価格が0の商品は、元本又は利息の支払いが見込まれない商品であり、一方価格が102ポイントの商品は全額返済が見込まれ、かつ、市場の利回りよりは高い利回りを支払うと予想される商品である。ポートフォリオの80%超が80ポイント以上の価格であり、レベル3ポートフォリオのこの部分に該当するレベル3資産の加重平均価格は86ポイントである。

クレジット・デリバティブについて、クレジット・デリバティブの項目で開示されている1から100ポイントの債券相当価格レンジは、通常、評価プロセスの一部として同等利回り又は信用スプレッドに転換される参照商品に用いられる価格のレンジを表している。このレンジは、上記の社債及び資産担保証券のレンジに相当する。

SNBスタブファンドの株式を購入するUBSのオプションの公正価値は、主としてファンドのNAVに影響を受ける。このNAVは、ファンドの構成資産から算出されるが、その一部は社債及び地方債、資産担保証券及びクレジット・デリバティブにわたるレベル3資産である。これらの資産を評価するために用いられる債券相当価格は、上記で見積られたレンジと整合している。

貸出金相当価格：売買された貸出金の市場価格が入手できない場合、公正価値は類似商品の観察可能な価格データと比較して測定される。比較可能な商品の選択時に考慮される要素には、業種セグメント、担保の質、満期及び発行体に固有の制限条項が含まれる。公正価値は、直接価格を比較するか、又は商品の価格を利回りに転換して測定することができる。0から101ポイントのレンジは、レベル3に分類される貸出金の公正価値測定時に使用される類似の信用の質を有する参照発行から得られた価格のレンジを表している。価格が0の貸出金は、回収が全く見込まれない不良貸出金であり、一方現在の価格が101である貸出金は、全額返済が見込ま

れ、さらに市場の利回りよりは高い利回りを支払う貸出金である。ポートフォリオは、開示されているレンジの下限及び上限付近の両方に分布しており、加重平均は約95ポイントである。

SNBスタブファンドの株式を購入するUBSのオプションの公正価値は、主としてファンドのNAVに影響を受ける。このNAVは、ファンドの構成資産から算出されるが、その一部はレベル3の売買された貸出金である。これらの資産を評価するために用いられる貸出金相当価格は、上記で見積られたレンジと整合している。

信用スプレッド：多くのクレジット・デリバティブの評価モデルには、関連するクレジット・ネームの信用の質を反映している信用スプレッドのインプットが必要である。特定の証券の信用スプレッドは、ベンチマークとなる証券の利回り又は参照金利(通常は米国債利回り又はLIBOR)に対して見積られ、一般的にベース・ポイントを単位として表される。信用スプレッドの上昇/(低下)により、CDS及び他のクレジット・デリバティブ商品によって提供される信用プロテクションの価値は上昇/(下落)することになる。かかる信用スプレッドの変動が当グループの経営成績に及ぼす影響は、保有ポジションの性質及び方向に左右される。資産の信用度が、スプレッドの算定対象であるベンチマークよりも高い場合には、信用スプレッドはマイナスになる可能性がある。信用スプレッドの拡大は、信用度の低下を表す。貸出金における5から599ベース・ポイントのレンジとクレジット・デリバティブにおける0から1279ベース・ポイントのレンジは、原商品の多様性を示しており、レンジの下限は最高の質(例：LIBORのリスクに近似)を表し、レンジの上限は最大レベルの信用リスクを表している。クレジット・デリバティブ・ポートフォリオの公正価値の大部分は、このレンジの下限を反映している。貸出金については、このレンジの上限及び下限付近の両方に分布している。

期限前償還率：期限前償還率とは、貸出金プールに係る予定外の元本返済額を示している。期限前償還率は、類似プールの貸出金の期限前償還率実績や将来の経済の見通しなど複数の要素に基づき、将来の金利を含む(ただし、これに限定されない)要素を考慮して見積られる。一般的に、この観察不能なインプットが単独で大幅に上昇(低下)すると、ディスカウントで取引される債券の公正価値は著しく高く(低く)なると推測される。プレミアムで取引される債券はその逆が当てはまり、期限前償還率が上昇すると公正価値は下落する。ただし、特定の状況においては、期限前償還率の変動が商品の価格に与える影響はより複雑で、証券化商品の正確な条件と証券化商品の資本構成における当該商品のポジションの両方に依存する。

資産担保証券における0から15%のレンジは、様々な種類の資産担保証券にわたるインプットを表している。インプットが0%の証券は通常、原担保に現時点で期限前償還の実績がなく近い将来に変動が予想されないことを示している。一方、上限の15%は、現に期限前償還率が高い証券に関連している。資産担保証券の種類が異なれば、借換能力(早期返済)及び貸出金原担保プールの質又は特性などの要素の組合せ次第で期限前償還の特性レンジも異なる。ポートフォリオの加重平均期限前償還率は、上記レンジ内の1.4%である。

クレジット・デリバティブにおける0から20%のレンジは、資産担保証券に係るクレジット・デリバティブのインプットの仮定を表している。レンジは、資産担保証券のレンジと同様の影響を受ける。

為替契約における0から10%のレンジは、BGSポートフォリオを原資産とする証券化商品に関する期限前償還の仮定を表している。このポートフォリオは他の資産担保証券ポートフォリオほど分散していないため、期限前償還率のレンジは、より狭くなっている。

デフォルト率(以下「CDR」という。)：CDRとは、債務不履行となり清算されると予測されるプール内の残存している元本残高の割合を示すものであり、モーゲージ又は貸出金グループに対する年率換算したデフォルト率である。CDRは、プール内の担保延滞率や将来の経済の見通しなどの複数の要素に基づいて見積られる。一般的に、この観察不能なインプットが単独で大幅に上昇(低下)すると、取引に係るキャッシュ・フローは著しく減少(増加)する(従って評価が低下(上昇)する)と推測される。ただし、資本構成内の商品が異なると、CDRの変動はこれとは異なる反応を示す可能性がある。通常、CDRが上昇すると劣後債の価値は下落するが、十分に保護されたシニア債については、CDRの上昇が、価格の上昇をもたらす場合がある。加えて、ある証券の担保プールに保証人の元利支払保証があることにより、資本構成の後順位側にある債券の価格は、デフォルト率の上昇に伴って上昇する場合がある。

資産担保証券における0から12%のレンジ及びクレジット・デリバティブにおける3から15%のレンジは、個々の商品の原担保プールにわたる予想デフォルト割合を表している。資産担保証券の加重平均CDRは3%であり、上記レンジ内にある。

損失度/回収率：損失度/回収率の予測値は、予想されるデフォルト発生時に実現するであろう見積損失を反映している。損失度は通常、資産担保証券内の担保に適用され、回収率は企業又はソブリン・クレジットに用いられるものと同様の価格算定用インプットである。回収は損失度の反対であるため、100%の回収率は0%の損失度に相当する。損失度が上昇/回収率が低下すると、商品のデフォルト時にストラクチャーにもたらされる予想キャッシュ・フローは減少することになる。一般的に、損失度のみが大幅に低下(上昇)すると、個々の資産担保証券の公正価値は著しく高く(低く)となると推測される。回収率の変動がクレジット・デリバティブのポジションに与える影響は、信用プロテクションが売買されているかどうかによって左右される。

損失度は、貸出金の元本(場合によっては担保権行使時点での未収利息も含む)に対する、担保権行使後に保有する担保からの回収可能額に最終的な影響を受ける。資産担保証券における30から100%のレンジは、資産担保証券ポートフォリオの担保の質及び特性が異なることを表している。このレンジの加重平均損失度は65%である。クレジット・デリバティブについては、損失度のレンジ39から100%が資産担保証券に係るデリバティブに適用され、そのレンジは保有キャッシュ・ポジションのレンジとほぼ類似している。回収率のレンジ0から95%は、レベル3ポートフォリオ内の事業資産に係る幅広い予想回収水準を表している。

レベル3資産及び負債の公正価値測定に使用される評価手法及びインプット

単位：十億スイス・フラン	2013年6月30日 現在の公正価値		評価手法	重要な観察不能な インプット ¹	インプットのレンジ		
	資産	負債			最低値	最高値	単位 ¹
トレーディング目的金融資産/トレーディング・ポートフォリオ負債、公正価値での測定を指定された金融資産/負債及び売却可能金融投資							
国債	0.1	0.0	市場類似商品の相対的価値	債券相当価格	7	116	ポイント
社債及び地方債(金融機関が発行した債券を含む)	1.6	0.1	市場類似商品の相対的価値	債券相当価格	0	130	ポイント
売買された貸出金、公正価値での測定を指定された貸出金及びローン・コミットメント	5.7	0.0	市場類似商品の相対的価値	貸出金相当価格	0	101	ポイント
			割引予想キャッシュ・フロー	信用スプレッド	5	599	ベース・ポイント
			市場類似商品及び証券化モデル	ディスカウント・マージン/スプレッド	1	16	%
			死亡率依存キャッシュ・フロー	死亡率のボラティリティ	27	92	%
投資信託受益証券 ²	0.6	0.0	割引予想キャッシュ・フロー	割引率			
資産担保証券	1.2	0.0	割引予想キャッシュ・フロー	期限前償還率	0	15	%
				デフォルト率	0	12	%
				損失度	30	100	%
				ディスカウント・マージン/スプレッド	1	19	%
資本性金融商品 ²	0.8	0.0	市場類似商品の相対的価値	債券相当価格	0	102	ポイント
			市場類似商品の相対的価値	価格			
仕組(リバース・)レボ契約	4.4	1.6	割引予想キャッシュ・フロー	資金調達スプレッド	10	163	ベース・ポイント
ユニットリンク型投資契約金融資産 ²	0.1		市場類似商品の相対的価値	価格			
仕組債		11.0	仕組債は以下のデリバティブと同様に評価				

¹ 重要な観察不能なインプットのレンジは、ポイント、パーセント(%)及びベース・ポイントで表示される。ポイントは額面に対する割合である。例えば、100ポイントとは、額面の100%である。² インプットのレンジは、投資の性質が多様であり、予想される値が分散しているため、開示されていない。

レベル3資産及び負債の公正価値測定に使用される評価手法及びインプット(続き)

単位: 十億スイス・フラン	2013年6月30日現在の公正価値		評価手法	重要な観察不能なインプット ¹	インプットのレンジ		単位 ¹
	資産	負債			最低値	最高値	
再調達価額							
金利契約	0.8	0.7	オプション・モデル	金利のボラティリティ	2	110	%
				金利/金利相関	0	96	%
				カーブ内相関	49	95	%
クレジット・デリバティブ契約	3.8	2.5	モデル化されたデフォルト及び回収に基づく割引予想キャッシュ・フロー	信用スプレッド	0	1,279	ベース・ポイント
				アップフロント・プライス・ポイント	(9)	61	%
				回収率	0	95	%
				信用指数相関	30	90	%
				信用ベア相関	10	92	%
			原債券に係る割引予想キャッシュ・フロー	期限前償還率	0	20	%
				デフォルト率	3	15	%
				損失度	39	100	%
				ディスカウント・マージン/スプレッド	1	15	%
			市場類似商品の相対的価値	債券相当価格	1	100	ポイント
				ディスカウント・マージン/スプレッド	1	40	%
外国為替契約	0.9	0.9	オプション・モデル	為替のボラティリティ	5	20	%
				金利/為替相関	(75)	70	%
				為替/為替相関	(80)	80	%
			割引予想キャッシュ・フロー	期限前償還率	0	10	%
株式/株式指数契約 ³	4.3	1.7	先渡価格による予想キャッシュ・フロー及びオプション・モデル	株式配当利回り	0	17	%
			オプション・モデル	株式、株価及びその他の指数のボラティリティ	2	85	%
				株式/為替相関	(69)	91	%
				株式/株式相関	12	96	%
			SNBオプション・モデル	ファンドの純資産価値 ³			
非金融資産 ^{2,4}	0.2		市場類似商品の相対的価値	価格			
			割引予想キャッシュ・フロー	特定不動産に係る費用と収益の予測			
				割引率			
				特定不動産の状態に関する評価			

¹ 重要な観察不能なインプットのレンジは、ポイント、パーセント(%)及びベース・ポイントで表示される。ポイントは額面に対する割合である。例えば、100ポイントとは、額面の100%である。² インプットのレンジは、投資の性質が多様であり、予想される値が分散しているため、開示されていない。³ SNBオプションの評価に係る重要な観察不能なインプットは、SNBスタブファンドの純資産価値(以下「NAV」という。)である。このNAVはファンドの構成資産から算出されるが、その主たる観察不能なパラメーターは債券相当価格及び貸出金相当価格並びにディスカウント・マージン/スプレッドである。インプットのレンジに関する詳細については、本注記のセクション「レベル3ポジションの重要な観察不能なインプットの債券相当価格」(訳者注:原文の「Significant unobservable inputs in Level 3 positions - Bond price equivalent」のセクション)、「貸出金相当価格(訳者注:原文の「Loan price equivalent」のセクション)及び「ディスカウント・マージン(以下「DM」という。)・スプレッド」(訳者注:原文の「Discount Margin (DM) Spread」のセクション)を参照。⁴ 非金融資産には公正価値で測定される投資不動産及び主に売却可能資産で構成されるその他の資産が含まれる。

ディスカウント・マージン(以下「DM」という。)・スプレッド:DMスプレッドは、見積キャッシュ・フローの不確実性に対して市場が要求するリターンを反映するよう資産のキャッシュ・フローを現在価値に割り引くために用いられる割引率を表している。DMスプレッドは、予想キャッシュ・フローを割り引くために変動金利の指標(例:LIBOR)に上乘せられて適用される利率である。一般的に、この観察不能なインプットが単独で低下(上昇)すると、公正価値が著しく高く(低く)なると推測される。

割引率のレンジは、貸出金(1から16%)、資産担保証券(1から19%)及びクレジット・デリバティブ(1から15%と1から40%)とそれぞれ異なっている。レンジの上限は、予想キャッシュ・フローに対して市場で非常に低く価格設定される証券に関連するもので、予想キャッシュ・フローに対して大幅に割り引かれる。これは、市場が、予想キャッシュ・フローの生成プロセスで取り込まれているリスクより大きな信用損失リスクを当該証券の価格に織り込んでいることを示している。レンジの下限は、信用度の高い商品に係る資金調達レートの特徴を示すものである。資産担保証券の場合、1から19%のレンジ内の加重平均DMは4.5%である。貸出金の場合、開示されているレンジの1から16%に対して平均実効DMは2から3%である。

SNBスタブファンドの株式を購入するUBSのオプションの公正価値は、主としてファンドのNAVに影響を受ける。このNAVはファンドの構成資産から算出され、当該資産の一部は、DMが主たる観察不能なインプットであるレベル3の貸出金、資産担保証券及びクレジット・デリバティブである。これらの資産を評価するために用いられるDMのレンジは上記レンジ内にある。

株式配当利回り:先渡契約又はスワップ契約の公正価値を測定するためにも、また、オプション価格算定モデルを用いて公正価値を測定するためにも、個別株式又は指数に係る先渡価格を導出することが重要である。現在の株価と先渡価格との関係は、将来の予想配当水準及び支払時期に加え、若干ではあるが当該株式に適用される資金調達レートに基づいている。配当利回りは通常、株価に対する年率で表示され、下限の0%は配当が支払われる見込みのない株式を表している。配当利回りと時期は、株式の先渡価格の影響を受けやすい商品の公正価値を算定するに当たり最も重要なパラメーターである。0から17%のレンジは、ポートフォリオの配当率の予想レンジを反映している。

ボラティリティ:ボラティリティは、特定の商品に係る将来の価格の変動を測定するものであり、通常パーセント(%)で表示される。数値が高くなると、将来の価格変動が発生する可能性が高い、より変動しやすい商品を反映する。ボラティリティの最小値は0%で、最大値は理論上、存在しない。ボラティリティはオプション・モデルに投入される主要なインプットである。オプション・モデルにおいて、このインプットは、将来の原資産価格の確率分布を導出するために用いられる。ボラティリティがポートフォリオ内の個々のポジションに及ぼす影響は、主としてオプション契約がロング・ポジションであるのか又はショート・ポジションであるのかによって左右される。多くの場合、オプションの公正価値は、ボラティリティの上昇に伴って高くなり、ボラティリティの低下に伴って低くなる。一般的に、公正価値の測定に用いられるボラティリティは、活発な市場のオプション価格(以下「インプライド・ボラティリティ」という。)から得られる。インプライド・ボラティリティの主な特徴は、ボラティリティ・「スマイル」又は「スキュー」である。これは、インプライド・ボラティリティが異なれば、異なるオプション行使価格の価格設定となることを表している。

- 金利のボラティリティ 2から110%のレンジは、異なる通貨及び原資産の金利の観察不能なボラティリティのレンジを反映している。低金利のボラティリティは高金利のボラティリティよりかなり高くなる傾向がある。さらに、通貨によってインプライド・ボラティリティが大幅に異なる場合がある。
- 為替のボラティリティ 5から20%のレンジは、様々な為替レートにわたる差異を反映している。
- 株式、株価及びその他の指数のボラティリティ 2から85%のレンジは、原資産の株式のボラティリティのレンジを反映している。
- 死亡率のボラティリティ 27から92%のレンジは、死亡率に依存する貸出金ポートフォリオの異なる構成要素に係る死亡率ボラティリティの仮定を表している。ボラティリティのインプットのレンジは、ポートフォリオ内の契約の特性の違いによって影響を受ける。ボラティリティが上昇すると、概念上の支払が増加するため、貸出金の価値は上昇することになる。

相関:相関は2つの変数の変動間の相互関係を測定するものである。-100%から+100%までのパーセント(%)で表示される。+100%とは、完全に相関している変数であり(すなわち、1つの変数の変動が他の変数の同方向への変動に関連している)、-100%とは逆相関の変数である(すなわち、1つの変数の変動が他の変数の逆

方向への変動に関連している)。相関が公正価値の測定に及ぼす影響は、商品ごとにペイオフ特性のレンジが異なることから、評価対象の商品の特定の条件に左右される。

- **金利／金利相関** 2つの異なる通貨の金利間の相関である。0から96%のレンジは、通貨ペアが異なることにより生じる。
- **カーブ内相関** 同一のイールド・カーブの異なる時点間の相関である。相関は通常、比較的高く、49から95%のレンジである。
- **信用指数相関** 30から90%のレンジは、ベンチマーク指数の資本構成の異なる部分にわたる各種指数から導出された相関を反映している。ピスポーク型及びレベル3のインデックス・トランシェにとって特に重要なインプットである。
- **信用ペア相関** FTD信用構成にとって特に重要である。10から92%のレンジは、低相関の信用と類似の組織構成の信用との差異を反映している。
- **金利／為替相関** 金利と為替レートの相関を捕捉するものである。ポートフォリオのレンジはマイナス75から70%で、これは金利と為替水準の関係を示している。かかる相関の符号は、原為替レートの相場基準によって決まる(例えば、同一金利に対するユーロ/ドル及びドル/ユーロの相関は、異なる符号を持つことになる)。
- **為替／為替相関** 予測ペイオフに異なる為替レートを組み込む複雑なオプションにとって特に重要である。マイナス80から80%のレンジは、当グループがエクスポージャーを有する主要な通貨ペアにわたる原特性を反映している。
- **株式／株式相関** 予測ペイオフに一部異なる株式を組み込む複雑なオプションにとって特に重要である。相関が100%に近づくほど、株式同士の関連性が高まる。例えば、非常に高い相関性を有する株式は、同一の法人組織の異なる部分から生じる可能性がある。12から96%のレンジは、このような状況を反映している。
- **株式／為替相関** 原株式の通貨とは異なる通貨に基づく株式オプションにとって重要である。マイナス69から91%のレンジは、原株式のボラティリティと為替のボラティリティとの間の関係のレンジを示している。

資金調達スプレッド：ストラクチャード・ファイナンス取引は、当該取引の担保として差し入れられた資産を最も良く示す複合型の資金調達カーブを用いて評価される。このカーブは、当グループが無担保ベースで資金調達できる水準ではなく、当グループが特定の担保で担保付資金調達を取引相手先と行うことができる水準を示している。資金調達スプレッドはLIBORプラス/マイナスのベース・ポイントとして表示され、資金調達スプレッドが拡大した場合、割引の影響が増加する。仕組レポ契約及び仕組リバース・レポ契約の両方に対する10から163ベース・ポイントのレンジは、資産担保型資金調達カーブのレンジを表している。このカーブにおいて、資金調達を目的とする原担保の流動性が低下すると、スプレッドは拡大する。

アップフロント・プライス・ポイント：クレジット・デリバティブ契約の気配値は、信用スプレッド(上記の通り契約期間にわたって継続するベース・ポイント)と、新規契約履行時に見積られ、前払いで決済される構成要素とに分割される。後者の構成要素はアップフロント・プライス・ポイントと呼ばれ、市場で取引される少数の標準的な契約の、現在の契約に係るプロテクションのプレミアムとして支払われる信用スプレッドとの差額を示している。破綻クレジット・ネームでは、CDSのプロテクションは、現在の信用スプレッドではなくアップフロント・ポイントでのみ取引され、相場が形成されることが多くなる。アップフロント・ポイントが上昇(低下)すると、CDSや他のクレジット・デリバティブ商品から提供される信用プロテクションの価値は上昇(下落)することになる。アップフロント・プライス・ポイントの上昇又は低下が当グループの経営成績に及ぼす影響は、保有ポジションの特性や方向に左右される。アップフロント・プライス・ポイントは、契約が市場の標準よりも少ないプレミアムで取引される場合はマイナスになる場合があるが、通常は、信用度の悪化に伴い市場が要求する信用プレミアムが増加することを反映してプラスとなる。上記の表にあるマイナス9から61%のレンジは、見積気配値の基準として用いられるベンチマークと比較した現在の市場の様々な信用スプレッドを示している。マイナス9%のアップフロント・ポイントは、原見積商品よりもタイトな信用スプレッドで取引されている商品を反映し、61%のアップフロント・ポイントは、信用状態が破綻していることを示している。

感応度情報

以下の表は、合理的に利用可能な代替的仮定を反映するように1つ又は複数の観察不能なインプットを変更した場合、公正価値が大幅に変動すると推測される、レベル3に分類された金融資産と金融負債、及びその変

更による影響の見積額を要約したものである。2013年6月30日現在、レベル3に分類された金融商品に係る合理的に利用可能な代替的仮定を反映するために1つ又は複数の観察不能なインプットを変更することによる有利な影響及び不利な影響の合計額は、それぞれ15億スイス・フラン及び13億スイス・フラン（2013年3月31日現在：17億スイス・フラン及び13億スイス・フラン、2012年12月31日現在：18億スイス・フラン及び14億スイス・フラン）であった。以下の表は、公正価値の潜在的な変動が重要であるとみなされる金融資産及び金融負債の種類ごとの有利な影響及び不利な影響を表示している。この感応度情報は、貸借対照表日現在におけるレベル3のインプットの合理的に利用可能な代替値に基づく不確実性の見積りであり、ストレス・シナリオの影響を見積ったものではない。一般的に、これらの金融資産及び金融負債はレベル1から3のインプットの組合せに影響を受ける。レベル1及び2とレベル3のパラメーター間（例：通常、レベル1かレベル2である金利と通常、レベル3である期限前償還率との間）には明白な相互依存性が存在する場合があるが、このような相互依存性は以下の表に組み込まれていない。さらに、以下に説明するレベル3パラメーター間の直接的相互関係は、評価の不確実性の重要な要素ではない。

感応度情報は、異なる市場参加者間の価格分散の見積り、モデル化アプローチの違い、公正価値測定プロセスで用いられる仮定に対する合理的に可能性のある変更など、複数の手法を用いて見積られている。感応度のレンジは、評価に使用されるインプットが必ずしも有利と不利の厳密な仲値であるとは限らないため、公正価値に対して必ずしも対称とはならない。

感応度情報は商品又はパラメーター・レベルで算定され、分散効果を想定せずに集計される。計算された感応度は、アウトライト・ポジション及び関連するヘッジのどちらにも適用される。分散を考慮しない集計とは、個々の結果を単純合計することである。分散には異なる感応度結果間の予測相関が組み込まれることから、全体の感応度が個々の構成要素の感応度の合計より小さくなると推測される。従って、感応度の合計は、仮に合理的に可能性のある有利又は不利なレベルへ同時に変動する場合、評価に重要な変動をもたらす全ての観察不能なインプットの影響を示している。これらの感応度の数値を示すポートフォリオ内に分散効果はあるが、本分析にとって重要ではないと当グループは考えている。単一の観察不能なインプット・パラメーターに対する商品間の主要な相互依存は、エクスポージャーを相殺する計算の基礎に含まれている。よって、この感応度情報には、商品タイプ全般にわたって相殺とヘッジ関係の影響が組み込まれている。

観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定の感応度

単位：十億スイス・フラン	2013年6月30日現在		2013年3月31日現在		2012年12月31日現在	
	有利な変動 ¹	不利な変動 ¹	有利な変動 ¹	不利な変動 ¹	有利な変動 ¹	不利な変動 ¹
国債	27	(7)	27	(1)	29	(2)
社債及び地方債（金融機関が発行した債券を含む）	77	(78)	142	(125)	102	(70)
売買された貸出金、公正価値での測定を指定された貸出金及びローン・コミットメント	209	(66)	276	(71)	204	(40)
資産担保証券	64	(58)	73	(42)	74	(48)
資本性金融商品	146	(110)	159	(72)	151	(76)
金利デリバティブ契約（純額）	97	(92)	29	(25)	27	(30)
クレジット・デリバティブ契約（純額）	438	(438)	433	(476)	577	(556)
外国為替契約（純額）	70	(50)	84	(57)	89	(94)
株式/株式指数デリバティブ契約（純額） ²	170	(144)	247	(241)	272	(272)
発行済仕組債	177	(170)	166	(153)	219	(151)

¹ 有利な変動の合計額の内、2013年6月30日現在、191百万スイス・フラン（2013年3月31日現在：182百万スイス・フラン、2012年12月31日現在：163百万スイス・フラン）は、評価の変動がその他の包括利益（以下「OCI」という。）に認識された商品に関連するものである。不利な変動の合計額の内、2013年6月30日現在、136百万スイス・フラン（2013年3月31日現在：137百万スイス・フラン、2012年12月31日現在：124百万スイス・フラン）は、評価の変動がOCIに認識された商品に関連するものである。² これらの契約（純額）の大部分は、SNBスタブファンドの株式を取得するUBSのオプションに起因するものである。SNBスタブファンドの株式を取得する当該オプションに関する詳細については、2012年度年次報告書の「リスク、財務及び資本管理」のセクション（訳者注：原文の「Risk, treasury and capital management」のセクション）を参照。

i) 取引初日の損益の繰延

上記で説明の通り、レベル3に分類される金融商品をもたらす新規の取引については、当該金融商品は当初、取引価格で認識される。この当初の金額は、評価手法を用いて取得した公正価値とは異なる場合があり、かかる差異は損益計算書での認識は繰延べられ、取引初日の損益の繰延と呼ばれる。以下の表は、これらの金融商品に係る取引初日の損益の繰延における変動を反映している。この変動には、報告期間の期首及び期末時点において損益計算書に未だ計上されていない当該差額の合計、並びに報告期間中の当該残高の増減の調整が含まれる。同等の商品の価格が入手可能となった又は原パラメーターが観察可能となった時点で、繰延べられた金額は損益計算書に振り替えられ、トレーディング収益純額に計上される。

取引初日の損益の繰延

単位：百万スイス・フラン	終了四半期		
	2013年6月30日	2013年3月31日	2012年6月30日
期首残高	483	474	406
新規取引に係る繰延利益 / (損失)	140	424	170
損益計算書で認識された(利益) / 損失	(94)	(433)	(88)
為替換算調整	(16)	19	20
期末残高	512	483	508

注記13 金融資産の分類変更

2008年度第4四半期及び2009年度第1四半期において、金融資産がトレーディング目的保有から貸出金及び債権に分類変更された。分類変更日におけるこれらの資産の公正価値は、それぞれ260億スイス・フラン及び6億スイス・フランであった。

貸出金及び債権に分類変更されたトレーディング目的保有資産

単位：十億スイス・フラン	2013年6月30日現在	2013年3月31日現在	2012年12月31日現在
帳簿価額	2.7	3.2	3.2
公正価値	2.6	3.1	3.1
プロフォーマの公正価値利得 / (損失)	0.0	0.0	(0.1)

以下の表は、残存する分類変更された金融資産について、商品区分ごとに想定元本、公正価値及び帳簿価額を示している。

貸出金及び債権に分類変更されたトレーディング目的保有資産

単位：十億スイス・フラン	2013年6月30日現在			
	想定元本	公正価値	帳簿価額	帳簿価額の想定元本に対する比率(%)
米国学生ローン及び地方債オークション・レート証券	1.4	1.2	1.4	95
モノラインにより保証されている資産	0.6	0.6	0.6	92
レバレッジド・ファイナンス	0.3	0.3	0.3	90
米国リファレンス・リンク債	0.1	0.0	0.0	68
その他の資産	0.5	0.5	0.4	83
合計	2.9	2.6	2.7	91

2013年度第2四半期では、残存する分類変更された金融資産の帳簿価額は5億スイス・フラン減少した。これは主として米国学生ローン・オークション・レート証券を売却したことによるものであった。分類変更された金融資産からの2012年度第2四半期の税引前営業利益への正味影響額は、48百万スイス・フランの利益であった(以下の表を参照)。仮に当該金融資産の分類変更がなかった場合、2013年度第2四半期の税引前営業利益への影響額は、合計約1億スイス・フランの利益となったと考えられる。

分類変更された資産の損益計算書への影響

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2013年6月30日	2013年3月31日	2012年6月30日	2013年6月30日	2012年6月30日
受取利息純額	16	21	33	38	66
貸倒引当金(繰入額) / 戻入額	10	(2)	(17)	8	5
その他の収益 ¹	22	4	(71)	26	(47)
税引前営業利益への影響額	48	23	(55)	71	24

¹ 分類変更された金融資産の処分に係る純利得 / (損失) を含む。

注記14 デリバティブ¹

単位：十億スイス・フラン	2013年6月30日現在				
	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本 ²	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本 ²	その他の 想定元本 ³
デリバティブ					
金利契約	191	4,794	168	4,481	17,802
クレジット・デリバティブ契約	28	858	26	823	249
外国為替契約	84	3,424	92	3,347	11
株式 / 株式指数契約	21	258	21	286	32
コモディティ契約 (貴金属契約を含む。)	7	82	6	60	13
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の購入 ⁴	0	41	0	27	0
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の売却 ⁴	0	26	0	37	0
IFRSに準拠したネットティングに 基づくデリバティブ合計 ⁵					
	332	9,483	315	9,061	18,106
自己資本比率規制に基づいた 再調達価額のネットティング	(255)		(255)		
自己資本比率規制に基づいた 現金担保のネットティング	(37)		(17)		
自己資本比率規制に準拠した ネットティングに基づいた デリバティブ合計 ⁶	40		43		

単位：十億スイス・フラン	2013年3月31日現在				
	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本 ²	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本 ²	その他の 想定元本 ³
デリバティブ					
金利契約	243	5,184	216	5,036	17,667
クレジット・デリバティブ契約	33	1,024	31	958	267
外国為替契約	82	3,388	91	3,353	15
株式 / 株式指数契約	19	241	20	283	33
コモディティ契約 (貴金属契約を含む。)	4	93	4	72	16

デリバティブ以外の金融資産の 未決済の購入 ⁴	0	32	0	26	0
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の売却 ⁴	0	27	0	29	0
IFRSに準拠したネットティングに 基づくデリバティブ合計 ⁵	382	9,990	363	9,757	17,997
自己資本比率規制に基づいた 再調達価額のネットティング	(296)		(296)		
自己資本比率規制に基づいた 現金担保のネットティング	(43)		(17)		
自己資本比率規制に準拠した ネットティングに基づいた デリバティブ合計 ⁶	42		50		

2012年12月31日現在

	再調達価額 - 借方	再調達価額 - 借方に関連する 想定元本 ²	再調達価額 - 貸方	再調達価額 - 貸方に関連する 想定元本 ²	その他の 想定元本 ³
デリバティブ					
金利契約	268	5,628	242	5,433	17,090
クレジット・デリバティブ契約	37	1,098	34	1,047	239
外国為替契約	94	3,468	99	3,213	14
株式/株指数契約	16	221	16	252	34
コモディティ契約 (貴金属契約を含む。)	4	88	4	92	16
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の購入 ⁴	0	20	0	9	0
デリバティブ以外の金融資産の 未決済の売却 ⁴	0	9	0	19	0
IFRSに準拠したネットティングに 基づくデリバティブ合計 ⁵	419	10,533	395	10,064	17,393
自己資本比率規制に基づいた 再調達価額のネットティング	(327)		(327)		
自己資本比率規制に基づいた 現金担保のネットティング	(49)		(17)		
自己資本比率規制に準拠した ネットティングに基づいた デリバティブ合計 ⁶	42		51		

¹ 分離された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、表から除外されている。2013年6月30日現在、当該デリバティブの合計は、PRV 3億スイス・フラン（関連する想定元本68億スイス・フラン）であり、NRV 5億スイス・フラン（関連する想定元本135億スイス・フラン）である。2013年度第2四半期に、分離された組込デリバティブの比較数値は修正再表示された。修正再表示後ベースで、2013年3月31日現在、分離された組込デリバティブの合計は、PRV 3億スイス・フラン（関連する想定元本82億スイス・フラン）であり、NRV 3億スイス・フラン（関連する想定元本120億スイス・フラン）である。修正再表示後ベースで、2012年12月31日現在、分離された組込デリバティブの合計は、PRV 2億スイス・フラン（関連する想定元本65億スイス・フラン）であり、NRV 3億スイス・フラン（関連する想定元本132億スイス・フラン）である。² 貸借対照表上で再調達価額が純額で表示される場合でも、ネットティングされる再調達価額のそれぞれの想定元本は総額で表示される。³ これらのデリバティブによる債権は、当グループの貸借対照表上において、2013年6月30日現在、デリバティブに係る差入担保金に合計30億スイス・フラン（2013年3月31日現在：24億スイス・フラン、2012年12月31日現在：33億スイス・フラン）認識されている。これらのデリバティブによる債務は、当グループの貸借対照表上において、2013年6月30日現在、デリバティブに係る受入担保金に合計38億スイス・フラン（2013年3月31日現在：49億スイス・フラン、2012年12月31日現在：40億スイス・フラン）認識されている。⁴ 約定日から決済日までの間に売買したデリバティブ以外の金融資産の公正価値の変動は、再調達

価額として認識されている。⁵ リスク特性が著しく異なるため想定元本が上記の表に含まれていない、再調達価額 - 借方が2013年6月30日現在、52億スイス・フラン（2013年3月31日現在：43億スイス・フラン、2012年12月31日現在：34億スイス・フラン）、及び再調達価額 - 貸方が2013年6月30日現在、53億スイス・フラン（2013年3月31日現在：43億スイス・フラン、2012年12月31日現在：34億スイス・フラン）の委託取引を含む。⁶ スイス連邦銀行法に従ったネットティング契約（現金担保を含む。）の影響を含む。

注記15 金融資産と金融負債の相殺

UBSは、主にレポ取引及びリバース・レポ取引、有価証券貸借、並びに店頭及び取引所取引デリバティブに伴う信用リスクを管理するため、取引相手先とネットティング契約を締結する。このようなネットティング契約及び類似の契約により、一般的に、契約の両当事者は、通常の事業の過程において及び/又は取引の相手先が契約上の義務を履行できない場合に、受領される資産と負債を相殺することができる。相殺権は、取引相手先に支払うべき金額の全て又は一部を、当該同一取引相手先から受け取るべき金額を充当することによって決済又は消去する法的な権利であり、信用エクスポージャーを軽減することになる。

ネットティング契約は通常、両当事者間の当該契約に関する一般取引条件及び関連取引に適用される条件を規定するマスター・ネットティング契約で構成される。複数の個別取引はこの一般的なマスター・ネットティング契約に包含され、両当事者が関連する相互の事業を行う際に準拠する単一の法的契約を形成する。信用リスクの軽減に加えて、個々の取引を、取引のネットティング範囲を規定する単一のマスター・ネットティング契約の対象とすることは、複数の法域での取引又は複数の契約にまたがる取引に伴う決済リスクの軽減にも有益である。このような契約には、デリバティブ清算契約(例：ISDAマスター・ネットティング契約あるいはデリバティブ取引所及び清算機関の規則)、グローバル・マスター・レポ契約、及びグローバル・マスター有価証券貸付契約が含まれる。

貸借対照表における表示の観点から、金融資産と金融負債の相殺は極めて限定的である。UBSは、認識された個々の金額を相殺する法的強制力のある権利を現に有しており、かつ、純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合にのみ、貸借対照表上で金融資産と金融負債を相殺する。関連する事実や状況の基準を評価するに当たって重視されるのは、決済時に両当事者間の全ての信用及び流動性エクスポージャーが消滅する際の純額又は同時決済を行う運用上の仕組みが有効に機能するかどうかである。これらの基準により、たとえ強制力のあるネットティング契約の対象となる場合であっても、当グループの金融資産及び金融負債の相当の金額は貸借対照表上で相殺されない。デリバティブ契約については、貸借対照表上の相殺は通常、日々の現金による証拠金決済プロセスを通じて純額決済を有効に行うことができる市場の決済メカニズム(例：取引所又は清算機関)が存在する状況においてのみ認められる。日次で証拠金の支払いが行われない相対のOTCデリバティブ及び取引所取引デリバティブは、これらの契約から生じるキャッシュ・フローの純額決済を規定するメカニズムが存在しない限り、一般に貸借対照表上の相殺から除外される。レポ契約及び有価証券貸借については、取引相手先と有する金融資産と金融負債が同一満期日であり、かつ、日中の信用及び流動性エクスポージャーが実質的に消滅する清算プロセスを通じて決済される範囲においてのみ、貸借対照表上の相殺が認められる場合がある。このように、清算機関や取引所など、正式なメカニズムを通じて清算されないレポ契約及び有価証券貸借契約は通常、貸借対照表上で相殺されない。

UBSは、ネットティング契約及び担保契約に加えて、取引相手先の信用リスクを軽減する様々な戦略を講じている。従って、以下の表に表示した純額は、当グループの実際の信用エクスポージャーを示すことを意図するものではない。

信用リスクの軽減に関する詳細については、2012年度年次報告書の「リスク、財務及び資本管理」のセクション（訳者注：原文の「Risk, treasury and capital management」のセクション）を参照。

a) 相殺、相殺強制力のあるマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産

次頁の表は、相殺、強制力のあるマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産、並びにこれらの金融資産に係る信用エクスポージャーを軽減するために受け入れた金融担保の概要を示したものである。相殺、強制力のあるマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産の総額は、貸借対照表上で相殺された同一取引相手先に対する金融負債及び強制力のあるマスター・ネットティング契約又は類似契約の対象とならないその他の金融資産の影響を考慮した上で、関連する貸借対照表の項目に表示された純額へ調整されている。さらに、貸借対照表上で相殺されない金融負債及び受入担保の関連金額が潜在的なネットティング考慮後の金融資産になるよう表示されている。

2013年6月30日現在								
貸借対照表上で認識されない								
ネットティング契約の対象となる資産			潜在的なネットティング ³			強制力のあるネットティング契約又は類似契約の対象とならない資産		
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上の相殺前の資産総額	負債総額との貸借対照表上の相殺 ²	貸借対照表上に認識された資産(純額)	金融負債	受入担保	潜在的なネットティング考慮後の資産	貸借対照表上に認識された資産合計	
借入有価証券に係る担保金	35.2	0.0	35.2	(3.0)	(31.9)	0.2	2.0	37.1
リバース・レポ契約	123.0	(32.8)	90.2	(3.5)	(86.7)	0.0	10.0	100.2
公正価値での測定を指定された金融資産	4.4	0.0	4.4	0.0	(4.2)	0.2	6.7	11.1
再調達価額 - 借方	327.8	(12.9)	314.9	(254.7)	(45.1)	15.1	16.8	331.8
デリバティブに係る 差入担保金 ¹	232.1	(207.5)	24.5	(18.7)	(1.2)	4.6	7.1	31.6
資産合計	722.5	(253.3)	469.3	(279.9)	(169.1)	20.2	42.5	511.8

2013年3月31日現在								
貸借対照表上で認識されない								
ネットティング契約の対象となる資産			潜在的なネットティング ³			強制力のあるネットティング契約又は類似契約の対象とならない資産		
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上の相殺前の資産総額	負債総額との貸借対照表上の相殺 ²	貸借対照表上に認識された資産(純額)	金融負債	受入担保	潜在的なネットティング考慮後の資産	貸借対照表上に認識された資産合計	
借入有価証券に係る担保金	36.2	0.0	36.2	(3.0)	(32.8)	0.3	0.0	36.2
リバース・レポ契約	151.9	(34.1)	117.8	(6.8)	(111.0)	0.0	11.0	128.8
再調達価額 - 借方	381.5	(13.2)	368.4	(296.4)	(51.2)	20.8	13.6	382.0
デリバティブに係る 差入担保金 ¹	294.1	(273.5)	20.7	(18.2)	(0.5)	2.0	9.8	30.5
資産合計 ⁴	863.7	(320.7)	543.1	(324.4)	(195.6)	23.1	34.4	577.5

2012年12月31日現在								
貸借対照表上で認識されない								
ネットティング契約の対象となる資産			潜在的なネットティング ³			強制力のあるネットティング契約又は類似契約の対象とならない資産		
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上の相殺前の資産総額	負債総額との貸借対照表上の相殺 ²	貸借対照表上に認識された資産(純額)	金融負債	受入担保	潜在的なネットティング考慮後の資産	貸借対照表上に認識された資産合計	
借入有価証券に係る担保金	37.4	0.0	37.4	(2.7)	(34.4)	0.3	0.0	37.4
リバース・レポ契約	154.5	(34.8)	119.7	(9.6)	(110.1)	0.0	11.2	130.9
再調達価額 - 借方	416.8	(14.6)	402.1	(327.4)	(57.3)	17.4	16.8	419.0
デリバティブに係る 差入担保金 ¹	351.8	(331.8)	20.1	(18.1)	0.0	2.0	10.2	30.4
資産合計	960.5	(381.2)	579.4	(357.8)	(201.8)	19.7	38.3	617.7

¹ 貸借対照表に認識された「デリバティブに係る差入担保金」の純額には、IAS第32号に基づいて日次で実質的に純額決済される一部のOTCデリバティブ及び日次で経済的に決済されるETDデリバティブが含まれている。さらに、この残高には、注記15bに表示された表の「再調達価額 - 貸方」項目に反映された、差入担保の現金部分に相当するOTC及びETD担保金残高が含まれている。2013年度第2四半期に、「ネットティング契約の対象となる資産」の過年度の数値が修正再表示された。2013年3月31日現在、貸借対照表上の相殺前の資産総額は370億スイス・フラン（2012年12月31日現在：170億スイス・フラン）減少し、2013年3月31日現在の負債総額との貸借対照表上の相殺は350億スイス・フラン（2012年12月31日現在：140億スイス・フラン）減少した。また、2013年3月31日現在、強制力のあるネットティング契約又は類似契約の対象とならない資産は20億スイス・フラン（2012年12月31日現在：30億スイス・フラン）増加した。この修正再表示は主に、「ネットティング契約の対象となる資産」の範囲に含まれないETD先物及び日次で証拠金が清算されるETDオプション契約の経済的

決済に関連している。² 本表のロジックから、「負債総額との貸借対照表上の相殺」欄の金額と注記15bの負債の表における「資産総額との貸借対照表上の相殺」欄の金額は一致している。³ 本開示の目的上、貸借対照表上で相殺されていない金融商品及び担保金の金額は、貸借対照表に表示される金融資産の純額を超えないように関連するネットティング契約によって上限が設けられている。すなわち、超過担保がある場合でも、本表には反映されない。⁴ 強制力のあるマスター・ネットティング契約又は類似契約の対象となる、公正価値での測定を指定された金融資産は、2013年3月31日現在、合計約50億スイス・フランであるが、本表には含まれていない。

b) 相殺、強制力のあるマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融負債

2013年6月30日現在								
貸借対照表上で認識されない								
ネットティング契約の対象となる負債								
潜在的なネットティング ³								
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上の相殺前の負債総額	資産総額との貸借対照表上の相殺 ²	貸借対照表上に認識された負債(純額)	金融資産	差入担保	潜在的なネットティング考慮後の負債	強制力のあるネットティング契約又は類似契約の対象とならない負債	貸借対照表上に認識された負債合計
貸付有価証券に係る担保金	7.6	0.0	7.6	(3.0)	(4.5)	0.0	0.8	8.3
レボ契約	45.3	(32.8)	12.5	(3.5)	(9.0)	0.0	10.8	23.3
公正価値での測定を指定された金融負債	5.5	0.0	5.5	0.0	(0.9)	4.6	69.9	75.4
再調達価額 - 貸方	311.6	(12.9)	298.7	(254.7)	(25.3)	18.7	15.8	314.5
デリバティブに係る受入担保金 ¹	258.7	(207.5)	51.1	(38.1)	(2.9)	10.1	8.1	59.2
負債合計	628.6	(253.3)	375.3	(299.3)	(42.6)	33.4	105.4	480.8

2013年3月31日現在								
貸借対照表上で認識されない								
ネットティング契約の対象となる負債								
潜在的なネットティング ³								
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上の相殺前の負債総額	資産総額との貸借対照表上の相殺 ²	貸借対照表上に認識された負債(純額)	金融資産	差入担保	潜在的なネットティング考慮後の負債	強制力のあるネットティング契約又は類似契約の対象とならない負債	貸借対照表上に認識された負債合計
貸付有価証券に係る担保金	8.3	0.0	8.3	(3.0)	(5.2)	0.0	0.0	8.3
レボ契約	49.4	(34.1)	15.3	(6.8)	(8.6)	0.0	11.3	26.7
再調達価額 - 貸方	357.8	(13.2)	344.6	(296.4)	(20.4)	27.9	18.6	363.2
デリバティブに係る受入担保金 ¹	328.1	(273.5)	54.7	(44.2)	(2.3)	8.2	11.0	65.7
負債合計 ⁴	743.6	(320.7)	423.0	(350.4)	(36.5)	36.1	40.9	463.8

2012年12月31日現在								
貸借対照表上で認識されない								
ネットティング契約の対象となる負債								
潜在的なネットティング ³								
単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上の相殺前の負債総額	資産総額との貸借対照表上の相殺 ²	貸借対照表上に認識された負債(純額)	金融資産	差入担保	潜在的なネットティング考慮後の負債	強制力のあるネットティング契約又は類似契約の対象とならない負債	貸借対照表上に認識された負債合計
貸付有価証券に係る担保金	9.2	0.0	9.2	(2.7)	(6.4)	0.1	0.0	9.2
レボ契約	56.2	(34.8)	21.4	(9.6)	(11.8)	0.0	17.1	38.6
再調達価額 - 貸方	390.8	(14.6)	376.2	(327.4)	(20.3)	28.5	19.1	395.3
デリバティブに係る受入担保金 ¹	391.3	(331.8)	59.6	(50.0)	(0.4)	9.3	11.5	71.1
負債合計	847.6	(381.2)	466.4	(389.7)	(38.9)	37.8	47.7	514.2

¹ 貸借対照表に認識された「デリバティブに係る受入担保金」の純額には、IAS第32号に基づいて日次で実質的に純額決済される一部のOTCデリバティブ及び日次で経済的に決済されるETDデリバティブが含まれている。さらに、この残高には、注記15aに表示された表の「再調達価額 - 借方」項目に反映された、受入担保の現金部分に相当するOTC及びETD担保金残高が含まれている。2013年度第2四半期に、「ネットティング契約の対象となる負債」の過年度の数値が修正再表示された。2013年3月31日現在、貸借対照表上の相殺前の負債総額は400億スイス・フラン（2012年12月31日現在：180億スイス・フラン）減少し、2013年3月31日現在の資産総額との貸借対照表上の相殺は350億スイス・フラン（2012年12月31日現在：140億スイス・フラン）減少した。また、2013年3月31日現在、強制力のあるネットティング契約又は類似契約の対象とならない負債は50億スイス・フラン（2012年12月31日現在：40億スイス・フラン）増加した。この修正再表示は主に、「ネットティング契約の対象となる負債」の範囲に含まれないETD先物及び日次で証拠金が清算されるETDオプション契約の経済的決済に関連している。² 本表のロジックから、「資産総額との貸借対照表上の相殺」欄の金額と注記15aの資産の表における「負債総額との貸借対照表上の相殺」欄の金額は一致している。³ 本開示の目的上、貸借対照表上で相殺されていない金融商品及び担保金の金額は、貸借対照表に表示される金融負債の純額を超えないように関連するネットティング契約によって上限が設けられている。すなわち、超過担保がある場合でも、本表には反映されない。⁴ 強制力のあるマスター・ネットティング契約又は類似契約の対象となる、公正価値での測定を指定された金融負債は、2013年3月31日現在、合計約120億スイス・フランであるが、本表には含まれていない。

注記16 その他の資産及び負債

単位：百万スイス・フラン	2013年6月30日現在	2013年3月31日現在	2012年12月31日現在
その他の資産			
プライム・ブローカレッジ債権	9,224	8,789	8,072
決済勘定	979	719	589
確定給付資産及び退職後給付資産	807	454	0
売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産	129	135	137
付加価値税その他の未収税金	236	266	214
その他	1,980	2,145	2,094
その他の資産合計	13,355	12,509	11,106
その他の負債			
プライム・ブローカレッジ債務	38,241	38,187	35,620
ユニットリンク型投資契約未払額	15,390	15,948	15,299
確定給付債務及び退職後給付債務	1,071	1,308	1,284
連結投資信託における第三者持分	953	993	965
決済勘定	1,637	1,568	991
付加価値税その他の未払税金	528	566	606
当期税金負債及び繰延税金負債	648	681	586
その他	3,537	3,151	4,254 ¹
その他の負債合計	62,005	62,402	59,606

¹ LIBOR及びその他の基準金利に関する規制当局の調査による罰金及び不正利得の返還から生じた費用14億スイス・フランを含む。

注記17 引当金及び偶発負債

a) 引当金

単位：百万スイス・フラン	オペレーショナル・リスク ¹	訴訟、 規制上及び 類似の 問題 ²	リストラク チャリング	ローン・ コミット メント 及び保証	従業員 給付	不動産	その他	引当金 合計
2012年12月31日現在残高	53	1,432	511	64	244	178	53	2,536

2013年3月31日現在残高	56	1,797	679	61	170	230	67	3,060
損益計算書で認識された引当金の増加	13	687	101	2	(3)	6	106 ³	912
損益計算書で認識された引当金の取崩	(3)	(14)	(8)	0	2	(1)	(0)	(25)
所定の目的に従って使用された引当金	(15)	(268)	(110)	0	(6)	(7)	(3)	(410)
原状回復費用資産計上額	0	0	0	0	(2)	0	0	(2)
振替	0	0	(2)	0	0	0	0	(2)
為替換算調整 / 割引の振戻し	0	(17)	0	0	(1)	(2)	0	(20)
2013年6月30日現在残高	52	2,185	659	63	161 ⁴	225	169	3,514

¹ 保証リスク及び取引過程におけるリスクにより発生する損失引当金から成る。² 法律、責任及びコンプライアンスに関するリスクにより生じる損失引当金から成る。³ スイス・英国間の租税合意に関連する106百万スイス・フランの借方計上額を反映している。⁴ 2013年6月30日現在のリース物件改良費の原状回復費用88百万スイス・フラン（2013年3月31日現在：92百万スイス・フラン、2012年12月31日現在：97百万スイス・フラン）及び2013年6月30日現在の不利なリース契約に係る引当金73百万スイス・フラン（2013年3月31日現在：78百万スイス・フラン、2012年12月31日現在：81百万スイス・フラン）を含む。

リストラクチャリング引当金は、主に不利なリース契約及び退職手当の金額に関連していた。不利なリース契約に係る引当金は、基礎となるリース契約の満期により取り崩され、最長で11年間になる。退職手当関連の引当金は、短期間（通常6ヶ月以内）に使用されるが、人員の自然減によりリストラクチャリングの影響を受ける人員数が減少し、ひいては費用の見積額が減少した場合には、計上金額に変動が生じる可能性がある。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に係る引当金及び偶発負債に関する情報が注記17bに含められている。信用リスクに対する当行の最大エクスポージャーを表す、ローン・コミットメント及び保証の元本に関する詳細は「注記18 貸借対照表上で認識されない金融商品」に開示されている。その他の種類の引当金に関連する重要な偶発負債はない。

b) 訴訟、規制上及び類似の問題

当グループは、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。その結果UBS（本注記の目的上、UBS AG及び/又は1社若しくは複数の子会社を適宜指す。）は、訴訟、仲裁、及び規制当局による調査、犯罪の捜査を含め、様々な紛争や法的手続に関与している。

こうした問題は多くの不確実性を伴い、訴訟の初期段階にある場合は特に、その結果を予測し難いことが多い。さらに、当グループが和解を締結する状況もある。これは、当グループに責任はないと当グループが考えている問題であっても、費用、経営者の混乱、又は責任に異議を唱え続けることによる風評上の影響を回避するために生じることがある。このような問題全てに内在する不確実性は、すでに引当金が設定されている問題及びその他の偶発負債の両方に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。当グループに対して発生したこのような問題に対して、当グループは、法的助言を求めた上で、過去の事象の結果として当グループが現在の法的又は推定的債務を有している可能性の方が高く、資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ金額について信頼性のある見積りが可能であると経営者が判断した場合に、引当金を設定する。これらの条件のいずれかが満たされない場合、そのような問題により偶発負債が生じる。

特定の訴訟、規制上及びその他の問題が下記に記載されており、これには経営者が重要であるとする全ての問題及び潜在的な財務上、風評上及びその他の影響により経営者が重要であるとするその他の問題が含まれている。請求された損害賠償金額、取引の規模又はその他の情報は、入手可能であり、潜在的なエクスポージャーの重要性を利用者が検討することを助ける上で適切である場合に記載されている。

下記の一部の問題に関して、当行はすでに引当金を設定していると述べており、そのような記載のないその他の問題もある。当行がそのような記載をしていて、引当金の額の開示は、発生する可能性が高くかつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えていることを明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると考える場合には、当行は金額を開示していない。また、このような開示を不可能とする守秘義務に当行が従っている場合もある。当行が引当金を設定しているかどうかに関及していない問題に関しては、a) 当行は引当金を設定していない（適用される会計基準に基づいて問題を偶発負債として処理している場合）か、又はb) 当行は引当金を設定しているが、そのような事実の開示は、発生する可

能性が高くかつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えている事実を明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると当行が考えているかのいずれかである。

1つの種類として、訴訟、規制上又は類似の問題に対して引き当てた金額の合計は、上記の注記17aに開示されている。偶発負債の1つの種類として、当行の訴訟、規制上及び類似の問題に対する負債の見積合計額を提供することは実務上不可能である。そのような見積りを行うことは、特異な種類の事実又は新たな法的理論に関わる、始まっていないか若しくは裁判の初期段階にある請求及び訴訟手続、又は原告が損害賠償の請求額を明らかにしていない請求及び訴訟手続について当行に推論的な法的評価を行うことを要求するものである。

単位：百万スイス・フラン	ウェルス・		グローバ		コーポレー ト・セン ター・中核 業務	コーポレー ト・センター 及びレガ シー・ポート フォリオ		UBS
	ウェルス・ マネジメン ト	マネジメン ト・アメリ カズ	インベスト メント・パ ンク	ル・アセッ ト・マネジ メント		リテール& コーポレー ト		
2012年12月31日現在残高	130	170	28	7	29	338	732	1,432
2013年3月31日現在残高	114	172	35	7	26	370	1,074	1,797
損益計算書で認識された引当金の増加	25	16	2	0	10	14	620	687
損益計算書で認識された引当金の取崩	(5)	(3)	(5)	0	0	0	(1)	(14)
所定の目的に従って使用された引当金	(17)	(12)	(13)	(5)	(1)	0	(221)	(268)
為替換算調整 / 割引の振戻し	0	(1)	(1)	0	0	(8)	(8)	(17)
2013年6月30日現在残高	117	173	19	2	34	376	1,465	2,185

1 クロスボーダーのウェルス・マネジメント事業に関する照会

米国でのクロスボーダー事業に関する問題の開示及び和解後、多数の国々における税務当局及び規制当局は、UBS及びその他の金融機関が提供するクロスボーダーのウェルス・マネジメント・サービスに関連して、それぞれの管轄区域に所在する情報に関する照会を行い、要求を出した。2013年5月及び6月のフランスにおける調査の結果、UBS(フランス)エス・エイ及びUBS AGは、フランスでクライアントの不法勧誘に共謀したとして予審開始決定(「mise en examen」)がなされ、脱税及び未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入を不正洗浄したことに伴って補佐付き証人(「témoin assisté」)を宣告された。2013年6月に、フランス銀行監督当局の懲戒委員会は、クロスボーダー事業及び「顧客確認」義務を取り巻く管理及びコンプライアンスの枠組みに不備があったとUBS(フランス)エス・エイに対し戒告を行った。当局から10百万ユーロの制裁金を科され、同額の引当金が2013年6月30日現在の貸借対照表に反映されている。UBSは、当行のクロスボーダー事業に関連する特定の問題に関してドイツの当局からも照会を受けている。UBSは、スイス連邦法及びその他の準拠法に基づく金融プライバシーの義務の制限を厳守した上でこれらの照会、要求及び調査に協力している。

2 金融危機関連問題

UBSは、2007年から2009年における金融危機並びに、とりわけモーゲージ関連証券及びその他の仕組取引やデリバティブに関連して、政府による多数の照会及び調査に対応しており、また多数の訴訟、仲裁及び紛争に関与している。UBSは、1つのCDOについて2007年にUBSが行った組成及び引受に関してSECと協議している。

UBSは、UBSが組成したCDOの機関購入者により提起された複数の訴訟の被告である。この訴訟の中で原告は、様々な法理論に基づきUBSがCDOの裏づけとなっている担保の品質を偽っていたと主張している。これらの訴訟における原告は集団で数百万ドルの損害賠償を要求している。2013年4月、第一審裁判所は、原告が最低でも331百万米ドルの賠償金を請求した、これらの訴訟のうち1件を再訴不能な形で却下した。2013年7月、原告は上訴申立書を提出し、さらに第一審裁判所に却下の再審議を申立てた。

この2の項で述べた問題に関して、2013年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に基づいてUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、この問題に関する将来の資源の流出は、現在入手可能な情報に基づいて、確実性をもって算定することはできない。従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る(又は下回る)ことがある。

3 リーマンの元本確保型債券

2007年3月から2008年9月まで、UBSファイナンシャル・サービス・インク（以下「UBSFS」という。）は、リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク（以下「リーマン」という。）が発行した、額面約10億米ドルの仕組債を販売した。このうちの大部分は、債券からの収益が市場の指数又はその他の基準にある程度連動しているが、投資家の元本の一部又は全部が債券の発行体であるリーマンの無条件の債務であるという事実を反映して、「元本確保型債券」と称されていた。リーマンの仕組債の引受会社としての役割に基づき、UBSFSは、連邦証券法の開示条項違反を主張する推定上の集団訴訟において被告となっている。2013年1月、UBSが異議を唱えていた、本件を集団訴訟として認定することを求める原告の申立てが一部の請求に関して認められた。UBSの上訴の申立ては第2巡回区控訴裁判所により却下され、開示手続が開始した。リーマンの仕組債以外のその他の証券を引き受けた会社は、同じ推定上の集団訴訟において被告となっているが、これらの引受会社とは和解が成立している。2011年に、当該債券の販売に関して、UBSFSは米国金融取引業規制機構（以下「FINRA」という。）と和解し、これにより2.5百万米ドルの罰金と、米国内の限られた投資家に対する損害補填及び利息として最高8.25百万米ドルを支払うことに合意した。UBSFSは、多数の個人による民事訴訟及び顧客との仲裁においても被告となっており、当該訴訟手続は様々な段階にある。個人の顧客の請求（一部はUBSFSが損害賠償金を支払う結果となった。）は、主にUBSFSが当該債券のリスクを顧客に対して適切に開示していたか否かに関連している。

4 住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求

米国住宅ローン市場の危機に先立つ2002年から2007年まで、UBSは、米国の住宅モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）の実質的な発行体及び引受会社であり、また、米国住宅モーゲージの購入者であり販売者であった。UBSの子会社であるUBSリアル・エステート・セキュリティーズ・インク（以下「UBS RESI」という。）は、オリジネーターから住宅用モーゲージ・ローンのプールを取得し、（関係会社を通じて）証券化信託に預け入れた。このようにして、2004年から2007年に、UBS RESIは、発行した証券の当初元本残高に基づく約800億米ドルをRMBSに出資した。

さらに、UBS RESIは、オリジネーターから購入したローンのプールを第三者の購入者に売却した。2004年から2007年までの期間に売却したホール・ローンは、当初元本残高で合計約190億米ドルであった。

当行は米国の住宅ローンの重要なオリジネーターではなかった。UBSの子会社1社が、当該期間（このうち2006年から2008年において活発であった。）に米国住宅モーゲージ・ローンを約15億米ドル実行していたが、このうち証券化されたものは半分に満たなかった。

RMBSの売出に係る文書における開示に関する証券訴訟：UBSは、多くの訴訟においてRMBSの引受会社及び発行体としての役割に係る件で被告となっている。2013年7月に公表された連邦住宅金融局（以下「FHFA」という。）との和解の結果（下記参照）、残りの係属中の訴訟はUBSが引き受けた又は発行したRMBSの当初の額面価額約400億米ドルに関するものである。これらの訴訟の一部は初期段階にあり、訴えの却下を申立てる段階より先には進展しておらず、その他は開示手続の様々な段階にある。これらの訴訟において争点となっているRMBSの当初額面価額400億米ドルのうち、約60億米ドルは売出によって発行された。当該売出において、UBSの子会社は原資産であるローン（大部分は第三者のオリジネーターから購入した。）を証券化信託に譲渡し、当該ローンに関する表明及び保証を行った（UBSがスポンサーとなっているRMBS）。これらの訴訟に関連するRMBSのうち、残りの340億米ドルについては、UBSが引受会社である第三者による証券化によって発行された（第三者RMBS）。

これらの訴訟の一部に関連して、UBSは、UBSが被った損失又は負債について、存続する第三者発行体又はオリジネーターに対して求償権を有しているが、UBSは、この求償権を行使することでどの程度回収できるのかを予測することはできない。2013年4月に第三者発行体から公表された和解が、裁判所の承認と最終決定を受けると、本件における発行済RMBSの当初額面価額は400億米ドルから160億米ドルに減額され、第三者発行体が関与する本件における発行済RMBSの当初額面価額は340億米ドルから100億米ドルに減額される可能性がある。UBSは、UBSによる金銭の拠出を要求されず、また、金銭の拠出が見込まれないこの第三者発行体による和解が裁判所の承認を受け、最終決定されることを保証できない。

これらの訴訟は、連邦住宅抵当公庫（以下「ファニー・メイ」という。）と連邦住宅金融抵当公庫（以下「フレディ・マック」といい、「ファニー・メイ」と併せて「GSE」という。）の資産保全管理人としてFHFAが提訴した訴訟を含んでおり、当初額面価額45億米ドルのUBSがスポンサーとなっているRMBS及び当初額面価額18億米ドルの第三者RMBSに対するGSEの投資に関連するものである。これらの訴訟は、連邦及び州の証券法並びに州のコモン・ローに基づき損害賠償と契約取消しを要求し、最低12億米ドルに利息を加えた額の損失を主張し

ている。2012年に、裁判所は訴えの却下を求めるUBSの申立てを否認した。2013年4月、UBSの却下の申立ての対象である2つの法的論点に関する裁判所の決定は、米国第2巡回区控訴裁判所への控訴により支持された。FHFAはまた2011年に、GSEが購入した第三者RMBSの引受会社としての役割に関連して、UBS及び他の金融機関を提訴し、連邦及び州の証券法及び州のコモン・ローの違反を含む様々な法理論に基づき要求を主張している。2013年7月、UBSはFHFAと和解に達した。当該和解に基づき、UBSは、これらの訴訟及び特定の他の潜在的請求を解決するため885百万米ドルを支払う予定である。具体的には、FHFAは係属中の訴訟を取り下げ、UBSがスポンサーとなっているRMBS及びUBSが引き受けた第三者RMBSに関連するGSEを代表して、UBSに対して主張可能な潜在的請求を放棄することに合意した。FHFAとGSEはまた、UBSがスポンサーとなっているRMBSに関連して第三者がローン買戻請求の主張あるいはローン買戻訴訟の提起を行う原因となるような手段は講じないことに合意している。しかしながら、この和解により、下記「モーゲージ及びRMBSに関する契約上の表明及び保証に関連する訴訟」に記載している係属中の訴訟2件を解決することにはならない。

2012年に、ニュー・ジャージー州の連邦裁判所は、当初の額面価額26億米ドルの、UBSがスポンサーとなっているRMBSに関連して、特に、UBSの複数の企業に対して連邦証券法違反を主張する推定上の集団訴訟を、出訴期限を根拠として再訴不能な形で却下した。却下についての原告による上訴は係属中である。

モーゲージ及びRMBSの販売に関連するローンの買戻請求：UBSは、RMBSのスポンサー又はモーゲージの販売者となった際に、通常、原資産のローンの性質に関連して一定の表明を行っていた。これらの表明に重大な違反が生じた場合、当行は、特定の状況において、関連するローンを買戻すか又は損失に対して特定の当事者に補償する契約上の義務を負っていた。UBSは、証券化信託にローンを譲渡した時点においてUBSが一定の表明を行っていた米国住宅モーゲージ・ローンを買戻す請求を受けている。当行は、フレディ・マックを含む、モーゲージ・ローン及びRMBSの特定の機関購入者及び保険業者から、表明違反の可能性は、UBSによるローンの買戻し又はその他の救済措置を要求する権利を購入者に与えるものであると主張している旨の通知を受けている。以下の表は、2006年から2013年7月23日までにUBSが受けた買戻請求及びUBSによる買戻しを要約している。当該表で、訴訟において解決された請求及び契約相手先により取り下げられた請求として表示された買戻請求は、最終的に解決したと考えられる。その他の全ての区分の買戻請求は最終的に解決していない。

受けた年別のローン買戻請求 - ローンの当初元本残高¹

単位：百万米ドル	2006年 から					2013年 7月23日 まで		合計
	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年			
解決された請求								
ローン買戻実額又は合意額 / UBSによる全額支払	12	1						13
取引相手先により取り下げられた請求	110	104	19	301	237			772
訴訟において解決された請求	1	21						21
第三者により解決される見込みの請求								
第三者のオリジネーターに対するUBSの求償権の行使により解決された又は解決される見込みの請求		77	2	45	142		1	267
係争中の請求								
訴訟中の請求			346	732	1,041			2,118
UBSが検討中の請求				6	8		9	23
UBSが反論しているが、取引相手先によりまだ取り下げられていない請求		1	2		10			14
合計	123	205	368	1,084	1,438		10	3,228

¹ 複数の契約相手先より請求されたローンは1件として数えられている。

現時点までの買戻請求を解決するためにUBSが支払った額又は支払を合意している額は、関連するローンの当初元本残高の約62%であった。UBSの支払った額又は支払を合意している額の大部分は、いわゆる「オプションARM」ローンに関連していた。損失の程度は、他の種類のローン又は異なる特性を有するオプションARMに応じて様々である可能性がある。買戻し時の実際の損失には、問題となっているローンの買戻し時点の見積価額が

反映され、また、一定の場合には買戻し前の借り手による一部返済額又はサービサーによる立替額が反映される。時期及び市場の不確実性等により、買戻しの際の将来の損失を予測することは不可能である。

当行が虚偽の表明によりローンの買戻しを請求される件の大半では、当行は、関連するローンをUBSに売却する際に表明を行った第三者のローンのオリジネーターに対する請求を主張することが可能である。ただし、これらの第三者の多くは支払不能であるか、又はすでに存在しない。当行は、2004年から2007年にかけてUBSが売却したか又は証券化したローンの当初元本残高の総額のうち、存続している第三者のオリジネーターから購入したものは50%未満であると見積っている。2010年に受けた買戻請求に対してUBSがすでに支払った又は支払いに合意したローン（当初元本残高）の約60%について、UBSはオリジネーターに対して補償又は買戻請求を主張している。2011年より、UBSは、UBSに対して行われた買戻請求について、存続しているオリジネーターに、UBSは損失の補填を受ける権利があることを通知し、このような請求はオリジネーターと請求を行う当事者により直接解決されるべきであると主張している。

当行は、将来の買戻請求の水準を信頼性をもって見積ることはできない。また、このような請求についての当行の反証が、将来の反証の割合の有効な指標となるかは不明である。当行は、そのような請求の時期も信頼性をもって見積ることはできない。

モーゲージ及びRMBSに関する契約上の表明及び保証に関連する訴訟：2012年に、金融保証保険会社のアシュアード・ギャランティ・ミュニシパル・コープ（以下「アシュアード・ギャランティ」という。）が、UBS RESIを提訴した。申立てによると、不良債権化したモーゲージ・ローン（当初の元本残高は最低でも997百万米ドルであり、アシュアード・ギャランティが一部を保証し、UBSがスポンサーとなっているRMBSの担保とされていた。）について、UBS RESIが買戻しを行わなかったことに基づく契約違反に対する賠償と宣言的救済を求めている。また、アシュアード・ギャランティは、UBS RESIのモーゲージ・ローンに関しての表明・保証違反、及びコミットメント・レターに基づく特定の義務違反があったと主張している。2013年5月、UBSはアシュアード・ギャランティと和解することで合意した。この和解により、本訴訟における全ての請求、及びUBSが発行した、引受けた又はスポンサーとなったRMBSに係る潜在的請求が解決する。この和解に従い、UBSはアシュアード・ギャランティに現金を支払い、さらにアシュアード・ギャランティによって付保された特定のRMBS取引に係る将来の損失の一部をアシュアード・ギャランティに補償することに同意した再保険契約を締結した。和解合意に基づく義務によりUBSが負担する税引前の費用は、第三者から受け取った賠償金を控除後で約310百万米ドルであり、その全額が2013年度第2四半期より前の期間において当行の訴訟引当金に計上されていた。

2012年に、特定のRMBS信託が、過去においてアシュアード・ギャランティが買戻しを請求した当初元本残高約20億米ドルのローンを買戻すUBS RESIの義務の履行を求めて、ニューヨーク州南部地区において訴訟を提起した。当該信託が提起した訴訟の却下を求めるUBSの申立ては係属中である。存続している機関が設定した信託により申立てられた訴訟の対象であるローンの部分に関して、UBSは、これらの機関に対して求償権の実行を予定している。現時点で、UBSでは、RMBS信託が申立てた訴訟において争点となっているローンの買戻請求の大半に関して、支払いが必要となることはないの見込んでいる。これは、少なくとも以下の理由による。(1) 当行は、ローンの実行ファイル及び/又はサービシングの記録を検討し、表明・保証違反の主張には根拠がないという結論に達した。(2) 契約上、実行されたローンに関する表明・保証違反には存続しているオリジネーターが責任を負う。UBSは、この訴訟で争点となっているローンの当初元本残高20億米ドル（掲載した表において「訴訟中」の区分に反映されている。）の約半分に関する求償権を有している。さらに、信託が提起した訴訟の却下を求める申立てにおいて、取引を管理する文書に基づき、UBSはこの訴訟において現在争点となっている買戻請求の対象である清算済みのローンの買戻しは要求されないと主張している。

住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求に対する引当金

単位：百万米ドル

2012年12月31日現在残高	658
2013年3月31日現在残高	962
損益計算書で認識された引当金の増加	653
損益計算書で認識された引当金の取崩	(1)
所定の目的に従って使用された引当金	(213) ¹

¹ 上記に記載したアシュアード・ギャランティとの和解に基づく現金支払に関連した引当金の使用は反映されているが、FHFAとの和解に関連した引当金の使用は反映されていない。

2012年に、フレディ・マックを代表してFHFAは、UBS RESIが一部のモーゲージ・ローンに関しての表明・保証に違反し、これらのモーゲージ・ローンの買戻しを行わなかったと主張し、契約違反を理由に宣言的救済を求めてUBS RESIに対する訴訟を起こす通知書及び召喚状をニューヨーク州高位裁判所に提出した。この訴訟についての訴状は2012年9月に提出された。損害賠償額は明示されていないものの、当該訴訟は、救済の中でも特に、フレディ・マックが過去に買戻請求を行ったローンの当初の元本残高のうち、最低でも94百万米ドルについて、UBS RESIにローン買戻義務があるとして、当該義務の特定履行を求めている。2013年6月、裁判所は、RMBSの受託者のみが訴状に記載された請求を主張できること、及び訴状は当該受託者が原告であり、訴訟を提起する適切な権限を有しているかどうかについて不明瞭であることに基づいて、当事者として適格でないとして訴状を却下した。受託者は2013年6月に修正訴状を提出し、UBSは2013年7月に却下を申立てた。当該申立ては係属中である。

当行はまた、RMBSの一部の機関購入者と、UBSがスポンサーとなっているRMBS又は第三者RMBSの購入の大部分に関連する潜在的な賠償請求に関して、出訴期限の期間進行停止協定を結んでいる。

前ページの表に反映されているように、この4の項で述べた問題に関して、2013年6月30日現在の当行の貸借対照表には、14億米ドルの引当金が計上されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様、この問題に関する将来の資源の流出は、現在入手可能な情報に基づいて、確実性をもって算定することはできない。従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

5 UBSの開示に関連する請求

ニューヨーク州南部地区の米国地方裁判所において、UBS、多数の現・旧の取締役及び上級役員並びにUBSの2008年5月の株主割当発行の引受を行った特定の銀行（UBSセキュリティーズ・エルエルシーを含む。）に対する推定上の併合集団訴訟が提起されている。この訴訟は、モーゲージ関連証券のUBSのポジション及び損失、オークション・レート証券のUBSのポジション及び損失並びにUBSの米国でのクロスボーダー事業に関するUBSの開示に関連する米国証券法違反を主張している。2011年に、裁判所は、米国外で行われたUBS普通株式の購入又は売却に基づく全ての訴えを却下した。また、2012年に、裁判所は、請求事項記載の欠如を理由として、米国内で行われたUBS普通株式の購入又は売却に基づく残りの訴えを再訴不能な形で却下した。原告は、裁判所の判決に対して上訴した。UBS、多数の上級役員及び従業員並びにUBSの各種委員会は、UBS株式を購入したUBSの従業員退職所得保障法（以下「ERISA」という。）の下での2つの退職制度の現・旧加入者を代表して提起された、受託者義務違反に対する推定上の併合集団訴訟においても訴えられている。2011年に、裁判所はERISAに係る訴えを却下した。2012年に、裁判所は原告の修正訴状の提出許可の申立てを受理しなかった。上訴において、第2巡回区控訴裁判所は、退職制度の1つに関して、全ての裁判所による却下の判決を支持した。2つ目の退職制度に関して、裁判所は一部の裁判所による却下の判決を支持し、被告は制度の投資のオプションを慎重に管理する受託者義務に違反したという主張及び当該義務から派生する賠償を請求する訴因を無効として、以後の手続を差し戻した。

2012年に、インベストメント・バンクにおいて発生し、2011年9月に公表された未承認取引に関連して、UBS AG及び当行の一部の現・旧役員に対して、マンハッタンの連邦裁判所で係属中の推定上の証券詐欺集団訴訟への併合訴状が提出された。訴訟は、2009年11月17日から2011年9月15日までの期間に、UBSの上場証券を米国の証券取引所で購入した、又は米国内で所有権を移転した当事者を代表して提起された。この訴状の却下を求めるUBSによる申立ては係属中である。

6 マドフ

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー（以下「BMIS」という。）の投資詐欺に関連して、UBS AG、UBS(ルクセンブルク)SA及びその他の一部のUBS子会社は、スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）及びルクセンブルク金融監督委員会（以下「CSSF」という。）を含む、多数の規制当局による照会の対象となっている。これらの照会は、ルクセンブルク法のもとで設定された2つの第三者ファンド（そのほぼ全ての資産はBMISに委託されていた。）、及びオフショア管轄区域で設定され、BMISへの直接的又は間接的なエクスポージャーを持つ特定のファンドに関するものであった。これらのファンドは現

在深刻な損失を被っており、ルクセンブルクのファンドは清算中である。マドフのスキームが明らかになる前の、この2つのルクセンブルクのファンドの最終報告の純資産額は、総額で約17億米ドルであった。ただし、この数値にはBMISが報告した架空の利益が含まれている可能性が高い。両ファンドを規定する文書は、保管会社、管理会社、運用会社、販売会社及びプロモーターを含む、様々な役割を担っているUBSの企業を特定しており、また、UBSの従業員が取締役会のメンバーを務めていることを示している。UBS(ルクセンブルク)SA及びその他の一部UBS子会社は、ルクセンブルグ調査当局からの照会に対応しているが、当該調査における当事者としては特定されていない。2009年及び2010年に、当該ルクセンブルクの2つのファンドの清算人が、当該ファンドを代表して、UBSの企業、UBS以外の企業及び特定の個人(UBSの現・旧従業員を含む。)に対して訴訟を提起した。請求金額は、それぞれ約890百万ユーロ及び305百万ユーロである。清算人は、当該ファンドがBMISの受託者に対する支払いの責任が生じる可能性のある金額についての補足的な請求を申立てている。清算人の請求額はそれぞれ約564百万ユーロ及び370百万ユーロである。さらに、受益者と称する多くの者が、マドフのスキームに関連して被ったとする損失の補償を求めて、UBSの企業(及びUBS以外の企業)を相手に請求を申立てている。これらの訴訟の大半は、ルクセンブルクにおいて係属中である。ルクセンブルクでは、多くのテスト・ケースにおける主張は容認できないと判決した2010年の裁判所の判決を不服として、原告により上訴が申立てられた。米国においては、BMISの受託者が、特にルクセンブルクの2つのファンド及びオフショアのファンドの1つに関連するUBSの企業等に対して請求を申立てている。1件目の請求は、2010年に関連するUBSの企業、ルクセンブルク及びオフショアのファンド並びに多数の個人(UBSの現・旧従業員を含む。)を含む23の被告に対して申立てられた。この訴訟の全被告に対する請求総額は、最低でも20億米ドルである。2件目の請求は、2010年に関連するUBSの企業及びルクセンブルクのファンドを含む16の被告に対して申立てられた。全被告に対する請求総額は、最低でも555百万米ドルになる。UBSの申立てを受けて、2011年に地方裁判所は、UBSに譲渡されたと主張される詐欺的譲渡の回収と優先的支払いに対する請求を除いて、BMISの受託者にはそのような訴訟を起こす資格がないとの理由から、BMISの受託者の請求の全てを却下した。2013年6月、第2巡回区控訴裁判所は、BMISの受託者の当該判決に対する上訴を棄却し、地方裁判所の判決を支持した。BMISの受託者は、米国連邦最高裁判所に上訴を求める可能性がある。ドイツでは、UBSの一部の顧客が、第三者ファンド及びドイツのUBSの企業が管理するファンドを通じてマドフが運用したポジションの影響を受けている。これらのファンドに関して、数件の請求が申立てられている。

7 イタリアの公共事業体との取引

UBSリミテッド及びUBS AGのそれぞれがイタリアにおける公共事業体である取引相手先と締結した多数の取引は、疑惑がもたれ、あるいは、法的手続並びに損害その他の賠償の請求の対象となっている。2012年、ミラノ市で、2005年の債券発行及び2005年から2007年にかけてミラノ市との間で行われた関連デリバティブ取引に関して、UBSリミテッド、UBSイタリア・エス・アイ・エム・エスピーエイ及びその他の国際的な銀行3行を相手にミラノ市が提起した民事訴訟は、責任を認めることなく和解となった。2012年に、ミラノ市の刑事裁判所は、UBSの現従業員2名及び旧従業員1名並びに他の銀行3行の従業員に対し、同一の債券の発行並びに関連するデリバティブ取引の実施及びその後の再編に関連した、公共事業体に対する詐欺についての有罪判決を下した。同一の手続で、ミラノ市の刑事裁判所はまた、従業員が有罪となった刑事犯罪を回避できる事業組織モデルの構築を怠った行政法上の違反に対して、UBSリミテッド及び他の銀行3行に責任があるとした。UBSリミテッドに対する制裁措置は、上訴が終了するまで有効とはならないが、刑事裁判において認定された利益の申立てによる水準での没収(16.6百万ユーロ)、行政法上の違反の認定に係る罰金(1百万ユーロ)及び弁護士費用である。UBSは、この潜在的エクスポージャーに対してすでに18.5百万ユーロの引当を行っている。UBSリミテッド及び当該個人は、2013年5月に上訴を申立てた。

カラブリア州、トスカーナ州、ロンバルディア州、ラツィオ州及びカンパニア州並びにフローレンス市とのデリバティブ取引も、疑惑がもたれ、あるいは、法的手続並びに損害その他の賠償の請求の対象となっている。2012年に、UBS AGとUBSリミテッドは責任を認めることなく、トスカーナ州、ロンバルディア州及びラツィオ州と全ての民事訴訟について和解した。フローレンス市との間においても原則的な合意に達している。これらの合意された、又は予想される和解に対して引当金が計上されている。

8 Kommunale Wasserwerke Leipzig GmbH(以下「KWL」という。)

2006年及び2007年に、KWLは、UBSを含むスワップ契約相手先である銀行と一連のクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)取引を締結した。UBSは、KWLとの各スワップ取引に関連して、別の契約相手先(すなわちデプファ・バンク・ピーエルシー(以下「デプファ」という。))及びバーデン・ヴュルテンベル

ク州立銀行（以下「LBBW」という。）とバック・トゥ・バックのCDS取引を締結した。KWLとのCDS取引及びデプファ及びLBBWとのバック・トゥ・バックのCDS取引の結果、UBS及びUBSリミテッドは、合計319.8百万米ドルに利息を加えた金額の支払を受ける権利があるが、当該金額はまだ支払われていない。とりわけ、KWLとUBSの間のCDS契約（最後の契約はUBSにより2010年に解約された。）に基づき、純額合計約137.6百万米ドルに利息を加えた金額がKWLからの支払期日を迎えたが支払われていない。2010年初めに、UBSは、KWLとUBSとの間のスワップ取引は有効であり、KWLに対して拘束力がありかつ法的強制力を持つことを立証するため、英国裁判所からの様々な宣言を求めて、英国高等裁判所においてKWLに対する訴訟手続を取った。2010年に、英国裁判所は、英国裁判所には管轄権があり審理を行う旨の裁定を下した。また、UBSは、KWLとの間の残りのCDS取引につき早期解約することの正当性に関する宣言を求めて、さらに申立てを行った。KWLはこの裁定への異議を取り下げ、現在は民事訴訟が英国裁判所において行われている。UBSは、訴訟手続に金額の請求を加えた。KWLは、UBSの請求に対して抗弁しており、UBSリミテッド及びデプファも訴訟手続に加え反訴状を送達した。主張の一部として、KWLはCDS契約の一部のUBSによる解約に関連して、最低でも68百万米ドルの損害を主張し、その一方で他のCDS契約に従ってUBSに対しいかなる金銭債務も負っていないと主張している。UBS、UBSリミテッド及びデプファは、KWLの反訴に対して抗弁しており、デプファは、UBS及びUBSリミテッドに対して追加の請求を主張している。

2010年に、KWLにはスワップ取引を締結する能力及び必要な内部承認がなく、銀行もその事実を知っていたというKWLの主張に基づき、KWLは当該スワップ取引が無効であり拘束力がないと主張して、ドイツのライプチヒにおいて、UBS、デプファ及びLBBWに対して訴訟手続をとった。KWLは、英国における管轄権に関する上訴を取り下げたため、ドイツの裁判所におけるUBS及びデプファに対するKWLの民事上の主張も取り下げられ、ドイツにおいてこれらの銀行のいずれに対しても民事上の訴訟は起こされることはない。KWLによるLBBWに対する訴訟手続はライプチヒで継続しており、2013年6月、ライプチヒ裁判所はLBBWに有利な判決を下した。ライプチヒ裁判所は、ライプチヒの訴訟手続において、LBBWによりUBSに送達された訴訟告知についての有効性と効力を決定するのはライプチヒ裁判所ではなくロンドン裁判所であるとの裁定を下した。

バック・トゥ・バックのCDS取引は2010年に解約された。2010年に、UBS及びUBSリミテッドは、バック・トゥ・バックのCDS取引に基づく当事者の義務及び金銭的請求に関する宣言を求めて、デプファ及びLBBWに対して、英国高等裁判所において別個の訴訟手続を行った。UBSリミテッドは、デプファが同社に83.3百万米ドルに利息を加えた金額の支払義務があると主張している。UBSは、LBBWが同社に75.5百万ユーロに利息を加えた金額の支払義務があると主張している。デプファ及びLBBWは請求に対して抗弁しており、また反訴している。さらに、デプファはKWLに対する訴訟手続に同社に対する請求を追加し、KWLは抗弁している。

2011年に、KWLの旧マネージング・ディレクター及び2名のファイナンシャル・アドバイザーは、UBS及びその他銀行とのスワップ取引など特定のKWLの取引に関連する刑事責任で有罪判決を受けている。当該被告は皆、UBS、LBBW及びデプファとの取引に関連する、ドレスデンにおいて継続中の刑事訴訟の対象である。

2011年に、SECは、特にKWLの取引の適合性に関する調査を開始した。UBSはSECに協力している。

9 プエルトリコ

2011年に、プエルトリコ米国自治連邦区の従業員退職制度（以下「当制度」という。）を代表して、推定上の派生訴訟が、UBSファイナンシャル・サービシズ・インク・オブ・プエルトリコ（以下「UBS PR」という。）並びに他のコンサルタント及び引受会社、当制度の受託者、及びプエルトリコ政府開発銀行の総裁及び取締役会を含む40を超える被告に対して提起された。原告は、2008年に当制度の債券約30億米ドルの発行及び引受に関連して、推定される受託者義務及び契約上の義務に被告が違反したと主張し、800百万米ドルを超える損害賠償を求めた。UBSは、引受及びコンサルティングのサービスに関連して被告となっている。2013年3月、本訴訟は、原告に訴訟を提起する当事者として適格でないことを理由にプエルトリコ裁判所によって却下された。UBSは、債券の売出に関するSECの調査にも協力している。さらに、2012年の終わりに、UBS PRの経営幹部2名に対する証券法違反の容疑に関してSECの行政審問が終了した。裁定は2013年の終わりに下される見込みである。この容疑は、2008年及び2009年におけるUBS PRによるクローズド・エンド型投資信託の販売に関するSECの調査に端を発するもので、UBS PRは2012年5月に和解した。

10 LIBOR及びその他の基準金利

SECを含む多くの政府機関、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、米国司法省（以下「DOJ」という。）、英国金融行為監督機構（以下「FCA」という。）（英国金融庁（以下「FSA」という。）の一部権限を委譲）、英国重大不正捜査局（以下「SFO」という。）、シンガポール通貨監督庁（以下「MAS」という。）、

香港金融管理局（以下「HKMA」という。）、FINMA、米国における様々な州司法長官、及び様々な管轄区域における競争当局が、英国銀行協会が決定するLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）及び他の基準金利（HIBOR（香港銀行間取引金利）及びISDAFIXを含む。）の呈示に係る調査をこれまで実施し、あるいは継続して実施している。これらの調査は、自社のみで行われたのか又は他社とともに行われたのかのいずれにしても、（特に）UBSによって一定の時点のLIBOR及び他の基準金利を操作する不適切な試みがあったのかどうかに焦点を当てている。

2013年6月、MASは、UBSを含む20行による基準金利の呈示に関する調査結果を公表した。この調査は、シンガポール銀行間取引金利やスワップ・オフワード・レートを含む様々な基準金利の呈示に関連するものであり、2007年から2011年の期間を対象としている。MASは、銀行の基準金利呈示プロセスに係るガバナンス、リスク管理、内部統制及び監視システムに不備を認め、各行に当該不備の是正と1年間、ゼロ金利での法定準備金の追加積立を指示した。さらにMASは、基準金利設定プロセスの適正性を高めるよう設計された金融指標に係る規制上の枠組みの変更案を公表した。

2012年、UBSは、基準金利の調査に関して、FSA、CFTC及びDOJの犯罪局との和解に至った。これと同じ時期に、FINMAが、基準金利に関連してUBSに関する正式な手続を終結する命令を発した。UBSは、合計約14億スイス・フランの罰金及び返還利得を支払う見込みである。これには、FSAに対する罰金160百万英ポンド、CFTCに対する罰金700百万米ドル、及びFINMAに対する返還利得59百万スイス・フランが含まれる。UBSがDOJと締結した不起訴合意（以下「NPA」という。）に基づき、UBSは、500百万米ドルの罰金の支払いに合意した。DOJ及び日本のUBS証券株式会社（以下「UBSSJ」という。）との間の個別の非訴追合意に従って、UBSSJは、日本円LIBORを含む特定の基準金利の操作に関連する送金不正の1訴因に対して罪を認め、DOJ及びUBSSJは、100百万米ドルの罰金（判決を下す裁判所の裁量に拠る。）を含む、UBSSJに課される処罰に合意した。NPAは、UBSSJの判決から10日以内に500百万米ドルの罰金をDOJに支払うことをUBSに要求し、判決（現在時点で2013年9月18日に予定されている。）でUBSSJに課される刑事処分による罰金はこの500百万米ドルの罰金から差し引かれることを定めている。各種の和解及びFINMAの命令で述べられた行為には特定のUBSの従業員による、取引ポジションを有利にする目的で特定の基準金利を操作して呈示する試み、他の銀行及びキャッシュ・ブローカーの取引ポジションを有利にする目的で特定の基準金利を操作するために当該銀行及びブローカーとの共謀、及び金融危機の間、市場及びメディアによる不公正かつ否定的な認知を回避したいという動機が一部にあったUBSの呈示者への不適切な指示が含まれている。こうした解決の1件又は複数に含まれる基準金利には、日本円LIBOR、英ポンドLIBOR、スイス・フランLIBOR、ユーロLIBOR、米ドルLIBOR、EURIBOR（ユーロ銀行間取引金利）及びユーロ円TIBOR（東京銀行間取引金利）が含まれている。当行は、解決に至った当局に協力し、基準金利の呈示に関する一定の是正を行う継続的な義務を有している。これらの解決にかかわらず、CFTCやその他の政府当局による調査は依然として継続している。

UBSは、日本円LIBOR及びユーロ円TIBORの呈示に関する反トラスト法及び競争法の違反の可能性に関連して、DOJの反トラスト局及びスイス競争委員会（以下「WEKO」という。）を含む一定の管轄区の当局から条件付の軽減措置又は条件付の免責が認められた。さらにWEKOは、スイス・フランLIBORの呈示及びスイス・フランLIBORに関連した特定の取引についての競争法違反の可能性に関連して、UBSに条件付免責を認めた。カナダ産業省競争政策局は、日本円LIBORの呈示についての競争法違反の可能性に関連して、UBSに条件付免責を認めた。この条件付の措置により、当行は、これらの条件付の措置の対象である問題に関連して、当行が条件付免責又は軽減措置を認められた管轄区域においては、反トラスト法及び競争法違反について、起訴、罰金又はその他の制裁の対象とならない。これは当行が継続して協力することを条件としている。ただし、当行に認められた条件付の軽減措置及び条件付の免責は、上記の和解及び継続中の調査で明らかにされているように、政府機関が当行に対してその他の請求を行なうこと及び制裁を課すことを妨げない。さらに、DOJと合意した条件付の軽減措置により、合意の対象である行為により米国の法律に基づく民事上の反トラスト訴訟において損害賠償が命じられた場合でも、当行は三倍額賠償ではなく、実際の損害賠償に対する責任を上限とすることができ、また、これらの民事上の反トラスト訴訟に関連した潜在的な連帯責任から解放される。これは当行の協力がDOJ及び民事上の訴訟を統括する裁判所にとって妥当なものであることを条件としている。ただし、条件付の軽減措置及び条件付の免責の認定は、当行に対して民事上の主張を行なう個人の当事者能力には影響を及ぼさない。

2011年、日本の金融庁は、UBS証券株式会社（以下「UBS証券」）及びUBS銀行東京支店に対し、日本円LIBOR及びユーロ円TIBORの調査に関連して、行政処分を行った。この行政処分は、証券取引等監視委員会（SESC）による調査結果に基づいており、UBS銀行東京支店の場合、UBS証券の元トレーダーが、ユーロ円TIBOR及び日本円LIBORに関する不適切な行為（取引ポジションを有利にする目的で、UBS銀行東京支店及び他の銀行に対して、

当該トレーダーの要請を反映したTIBORレートを呈示するよう働きかけた行為を含む。)に関わっていたという日本の金融庁の調査結果に基づいている。

直接的又は間接的に米ドルLIBOR、日本円LIBOR、ユーロ円TIBOR及びEURIBORに連動した、特定の基準金利に基づくデリバティブ取引を行なう当事者を代表した多くの推定上の集団訴訟及びその他の訴訟が、UBS及び多くの他の銀行に対して、ニューヨーク及び他の管轄区域において係属中である。さらに、変動利付モーゲージ、優先証券及び債券、担保差入債券、貸出金、預金勘定、投資及びその他の利付商品を含む、米ドルLIBORに金利が連動する様々な商品に関連した損失を主張する訴訟も係属中である。全ての申立ては、様々な方法による、様々な基準金利(LIBOR、ユーロ円TIBOR又はEURIBORを含む。)の操作について主張しており、米国商品取引法、連邦及び州の反トラスト法並びに連邦の恐喝防止法の違反を含む様々な法理論に基づいて金額未定の補償的損害賠償及び他の損害賠償(三倍額賠償及び懲罰的損害賠償を含む。)を求めている。2013年3月、ニューヨーク州の連邦裁判所は、特定の米ドルLIBORの原告による連邦反トラスト法及び恐喝防止法に係る請求並びに商品取引法に基づく請求の一部を却下した。原告は却下された特定の請求について再訴答する機会を得られない。ユーロ円TIBORに係る請求を主張する本訴訟の被告は、2013年6月に却下の申立てを行った。

上記の和解及び命令に含まれていない追加の問題及び管轄区域に関して、2013年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に基づいてUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、この問題に関する将来の資源の流出は、現在入手可能な情報に基づいて、確実性をもって算定することはできない。従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る(又は下回る)ことがある。

11 スイスにおける手数料返還

2012年にスイス最高裁判所は、UBSに対するテスト・ケースにおいて、第三者及びグループ会社の投資信託及び仕組商品の販売に関して銀行に支払われた販売手数料は、有効な権利放棄がない限り、銀行と投資一任契約を締結している顧客に対して開示され、返還されなければならないという判決を下した。

FINMAは、最高裁判所の判決に対応して、スイスの全銀行に監督者覚書を発行した。この覚書は、スイスの銀行が導入すべき施策を定めており、これには影響を受ける全ての顧客に最高裁判所の判決を伝え、詳細については銀行内部の連絡先を教えることが含まれている。UBSは、FINMAの要求事項を満たしており、年度末の口座明細書を送付する際に影響を受ける可能性のある全顧客に通知した。

最高裁判所の判決により、相当数の顧客がUBSに手数料の開示及び返還を請求することが見込まれる。顧客の請求は1件ごとに検討されている。これらの検討に当たり考慮すべき事項には、特に、投資一任契約の存在及び販売手数料に関する有効な権利放棄が顧客への文書に含まれているか否かがある。

この11の項で述べた問題に関して、2013年6月30日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に基づいてUBSが適切であると考えられる金額の引当金が反映されている。最終的なエクスポージャーは、顧客の請求及びその解決、特に現時点までの限られた実績に照らして予測が困難である要素により決定する。このため、当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、この問題に関する将来の資源の流出は、現在入手可能な情報に基づいて、確実性をもって算定することはできない。従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る(又は下回る)可能性がある。

12 バンコUBSパクチュアルの税金補償

UBSによるBTGインベストメント・エルピー(以下「BTG」という。)へのバンコUBSパクチュアル・エスエー(以下「パクチュアル」という。)の2009年における売却によって、BTGは契約上の補償請求を提示した。UBSは金額を約25億ブラジル・レアル(利息及び罰金を含む。)と見積っている。当該請求は、UBSがパクチュアルを所有していた2006年12月から2009年3月までの期間に関連する、ブラジル税務当局がパクチュアルに対して交付した複数の課税評価に主に関連している。これらの評価は、行政手続において異議が申立てられているか、又は異議が申立てられる見込みである。BTGはまた、ブラジル税務当局によるUBSのパクチュアル所有期間におけるパクチュアル関連の複数の追加質問をUBSに通知しているが、関連する金額は概ね少額である。

13 ECによるCDS情報市場への調査

2013年7月、欧州委員会(以下「EC」という。)は、UBSを含むクレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)のディーラー13社、並びにデータ・サービス・プロバイダーのマークイット及び国際スワップデリバティブ協会(以下「ISDA」という。)に対し、異議告知書を発行した。これは2011年に開始したCDS情報市場の調査を受けたものであり、UBSは全面的に協力した。当該異議告知書は、ディーラーが2006年から2009

年までの間に、証券取引所がクレジット・デリバティブ市場へ参入することを阻止するために談合し、EUの反トラスト規則に違反したと幅広く主張している。2009年半ば以降、DOJの反トラスト局もまた、UBSを含む複数のディーラーが互いに、また、マークイットと共謀してCDSの売買、清算及びその他のサービスの市場における競争を制限したかどうかを調査している。2013年5月及び7月に、米国シャーマン反トラスト法に違反したとして、UBSを含むディーラー12社、並びにマークイット及びISDAに対する2件の推定上の集団訴訟の訴状がイリノイ州北部地区連邦裁判所に提出された。本訴状では、ディーラーがマークイット及びその他の業界団体に対して不法な集团的支配を行使し、CDSを取引所ではなく引き続き店頭で取引することを確保しようとしたと主張されている。原告は、救済の中で特に金額未定の三倍額賠償を求めている。

注記18 貸借対照表上で認識されない金融商品

以下の表は保証、コミットメント及び先日付スタートの取引の取消不能金額の上限を表している。

	2013年6月30日現在			2013年3月31日現在			2012年12月31日現在		
	サブ・ パーティ シペー ション	純額	総額	サブ・ パーティ シペー ション	純額	総額	サブ・ パーティシ ペーション	純額	総額
単位：百万スイス・フラン	総額	純額	総額	総額	純額	総額	総額	純額	総額
保証									
信用保証及び類似商品	8,045	(699)	7,346	8,581	(882)	7,699	8,313	(734)	7,579
契約履行保証及び類似商品	3,566	(731)	2,835	3,617	(757)	2,860	3,673	(829)	2,844
信用状	7,595	(681)	6,915	7,584	(730)	6,855	8,072	(660)	7,412
保証合計	19,206	(2,110)	17,096	19,782	(2,368)	17,414	20,058	(2,223)	17,835
コミットメント									
貸出コミットメント	60,303	(1,161)	59,142	61,173	(883)	60,290	59,818	(867)	58,950
引受コミットメント	196	(192)	4	289	(214)	75	167	(167)	0
コミットメント合計	60,499	(1,353)	59,146	61,462	(1,097)	60,365	59,985	(1,034)	58,951
先日付スタートの取引 ¹									
リバース・レボ契約	16,619			21,380			18,576		
有価証券借入契約	358			198			249		
レボ契約	11,986			14,126			9,993		

¹ UBS又は取引相手先のいずれかによって将来に支払われる予定の現金。

注記19 組織変更

リストラクチャリング費用は、当グループの事業範囲又は当該事業の遂行方法を著しく変更する計画から生じる。リストラクチャリング費用は、かかる計画を実施するために必要な非経常的なその他の一時費用であり、退職金及びその他の人件費関連費用、重複人員コスト、資産の減損及び加速償却費、契約終了費用、コンサルティング料、並びに関連インフラ及びシステム費用が含まれる。これらの費用は、当該費用の根本的な性質に応じて損益計算書に表示されている。リストラクチャリング計画に関連する費用は、その性質が一時的なものであることから、また、業績をより精緻に表示するために、かかる費用を以下に別途表示している。

2013年度第2四半期より前においては、リストラクチャリング費用は、(a) リストクチャリング引当金に認識された項目（退職金及びその他の人員関連費用並びに不利なリース契約から成る）及び(b) 関連資産の減損に限定されていた。リストラクチャリング費用の定義を拡大することで、UBSのリストラクチャリング計画から生じる経済的コストの総額がさらに反映され、その結果、完了時に営業費用の減少が見込まれる重要な組織変更活動への投資効果についてより深い情報を得ることができる。この定義の変更は費用の表示のみに影響を与

えるものであり、当該費用が経営成績に認識される時期には影響を及ぼさない。2013年度第2四半期において、この変更により表示されるリストラクチャリング費用は59百万スイス・フラン増加した。このうち28百万スイス・フランは2013年度第1四半期分であり、第2四半期においては重要ではなく、この変更による2013年度の累積的影響を反映するために含まれている。この定義拡大が過年度の全期間に及ぼす影響は重要でないため、修正再表示は行われていない。

各事業部門及びコーポレート・センターのリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2013年6月30日	2013年3月31日	2012年6月30日	2013年6月30日	2012年6月30日
ウェルス・マネジメント	50	26	1	75	13
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	10	10	(3)	20	(5)
インベストメント・バンク	31	6	21	37	115
グローバル・アセット・マネジメント	14	4	0	17	5
リテール&コーポレート	13	15	(4)	28	3
コーポレート・センター	23	186	(5)	208	4
内、中核業務	5	(3)	(7)	2	(4)
内、非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ	18	188	1	206	8
リストラクチャリング費用純額合計	140	246	9	386	135
内、人件費	96	(14)	(21)	82	118
内、一般管理費	42	225	16	266	3
内、有形固定資産の減価償却費及び減損	3	35	14	38	14

人件費の区分別のリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了四半期			累計期間	
	2013年6月30日	2013年3月31日	2012年6月30日	2013年6月30日	2012年6月30日
給与及び変動報酬	91	(17)	(17)	74	128
契約社員給与	1	0	0	1	0
社会保険	3	2	(2)	4	(6)
年金及びその他の退職後給付制度	(1)	1	(1)	0	(4)
ウェルス・マネジメント・アメリカズ： ファイナンシャル・アドバイザー報酬	0	0	0	0	0
その他の人件費	2	1	0	3	0
リストラクチャリング費用純額合計：人件費	96	(14)	(21)	82	118

注記20 為替換算レート

以下の表は、当行の在外営業活動体の財務情報をスイス・フランに換算するために使われた主要な為替レートである。

	直物レート			平均レート ¹				
	2013年 6月30日 現在	2013年 3月31日 現在	2012年 6月30日 現在	2013年 6月30日 終了四半期	2013年 3月31日 終了四半期	2012年 6月30日 終了四半期	2013年 6月30日 当期累計	2012年 6月30日 当期累計
1米ドル	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.94	0.94	0.92
1ユーロ	1.23	1.22	1.20	1.23	1.23	1.20	1.23	1.20
1英ポンド	1.44	1.44	1.49	1.45	1.44	1.49	1.44	1.48

100円	0.95	1.01	1.19	0.95	1.00	1.19	0.97	1.16
------	------	------	------	------	------	------	------	------

¹ スイス・フラン以外を機能通貨としている在外営業活動体の月次の損益計算書項目は、月末の為替レートでスイス・フランに換算されている。開示されている四半期の平均レートは、同じ機能通貨を使用している当グループの全ての在外営業活動体における毎月の収益及び費用の総額に応じて加重した3ヶ月間の月末の為替レートの平均を表す。個々の事業部門の加重平均レートは、当グループの加重平均レートから乖離している場合がある。

[次へ](#)

ユービーエス・エイ・ジー（親銀行）に関する補足情報（無監査）

ユービーエス・エイ・ジー（親銀行）財務情報

損益計算書 UBS AG（親銀行）

	終了四半期			変化率（％）		累計期間	
	2013年 6月30日	2013年 3月31日	2012年 6月30日	対2013年 第1四半期	対2012年 第2四半期	2013年 6月30日	2012年 6月30日
単位：百万スイス・フラン							
受取利息純額	787	1,022	777	(23)	1	1,810	1,896
受取報酬及び手数料純額	1,640	1,647	1,411	0	16	3,287	3,003
トレーディング収益純額	1,117	2,116	1,707	(47)	(35)	3,233	3,332
経常活動からのその他の収益	840	273	1,031	208	(19)	1,113	1,198
内、子会社及びその他の持分投資からの受取配当 金	491	106	718	363	(32)	597	726
営業収益	4,385	5,058	4,926	(13)	(11)	9,443	9,429
人件費	1,999	2,577	1,887	(22)	6	4,576	3,767
一般管理費	1,117	1,104	1,189	1	(6)	2,221	2,255
営業費用	3,116	3,681	3,076	(15)	1	6,797	6,021
営業利益 / (損失)	1,270	1,377	1,850	(8)	(31)	2,647	3,407
子会社及びその他の持分投資の減損	575	175	(355)	229		750	64
固定資産に係る減価償却費	146	129	137	13	7	275	255
引当金繰入額及び損失	207	78	141	165	47	285	165
特別項目及び税金前利益 / (損失)	342	996	1,927	(66)	(82)	1,337	2,923
特別利益	(30)	474	563			444	786
特別損失	(14)	(2)	(75)	600	(81)	(16)	(86)
税金(費用) / 税務上の便益	(43)	(91)	25	(53)		(134)	33
当期純利益 / (損失)	255	1,376	2,441	(81)	(90)	1,631	3,655

損益計算書 UBS AG (親銀行) (続き)

	終了四半期			変化率(%)		累計期間	
	2013年 6月30日	2013年 3月31日	2012年 6月30日	対2013年 第1四半期	対2012年 第2四半期	2013年 6月30日	2012年 6月30日
単位: 億円							
受取利息純額	839	1,090	828	(23)	1	1,930	2,021
受取報酬及び手数料純額	1,748	1,756	1,504	0	16	3,504	3,201
トレーディング収益純額	1,191	2,256	1,820	(47)	(35)	3,447	3,552
経常活動からのその他の収益	896	291	1,099	208	(19)	1,187	1,277
内、子会社及びその他の持分投資からの受取配当 金	523	113	765	363	(32)	636	774
営業収益	4,675	5,392	5,252	(13)	(11)	10,067	10,052
人件費	2,131	2,747	2,012	(22)	6	4,878	4,016
一般管理費	1,191	1,177	1,268	1	(6)	2,368	2,404
営業費用	3,322	3,924	3,279	(15)	1	7,246	6,419
営業利益/(損失)	1,354	1,468	1,972	(8)	(31)	2,822	3,632
子会社及びその他の持分投資の減損	613	187	(378)	229		800	68
固定資産に係る減価償却費	156	138	146	13	7	293	272
引当金繰入額及び損失	221	83	150	165	47	304	176
特別項目及び税金前利益/(損失)	365	1,062	2,054	(66)	(82)	1,425	3,116
特別利益	(32)	505	600			473	838
特別損失	(15)	(2)	(80)	600	(81)	(17)	(92)
税金(費用)/税務上の便益	(46)	(97)	27	(53)		(143)	35
当期純利益/(損失)	272	1,467	2,602	(81)	(90)	1,739	3,897

貸借対照表 UBS AG (親銀行)

単位：百万スイス・フラン	変化率(%)				
	2013年 6月30日現在	2013年 3月31日現在	2012年 12月31日現在	対2013年 3月31日	対2012年 12月31日
資産					
当座資産	66,595	46,068	54,192	45	23
マネー・マーケット・ペーパー	23,182	25,659	31,066	(10)	(25)
銀行預け金	138,644	172,739	167,204	(20)	(17)
顧客貸出金	165,535	172,173	160,996	(4)	3
モーゲージ・ローン	150,976	150,158	149,002	1	1
有価証券及び貴金属のトレーディング残高	90,234	111,411	115,906	(19)	(22)
金融投資	36,285	33,448	30,778	8	18
子会社及びその他の持分投資	20,900	21,520	21,090	(3)	(1)
固定資産	5,254	5,183	5,054	1	4
未収収益及び前払費用	2,455	2,721	2,157	(10)	14
再調達価額 - 借方	36,541	35,998	35,206	2	4
その他の資産	3,346	3,562	3,037	(6)	10
資産合計	739,946	780,642	775,687	(5)	(5)
負債					
発行済マネー・マーケット・ペーパー	24,376	25,245	21,257	(3)	15
銀行預り金	88,251	101,281	102,401	(13)	(14)
トレーディング・ポートフォリオ負債	24,390	23,232	25,419	5	(4)
普通預金顧客預り金	95,209	96,681	94,086	(2)	1
その他の顧客預り金	276,523	282,780	269,992	(2)	2
メディアム・ターム・ノート	1,048	1,209	1,341	(13)	(22)
発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金	87,954	91,030	100,166	(3)	(12)
公正価値での測定を指定された金融負債	52,421	62,573	64,808	(16)	(19)
未払費用及び繰延収益	6,047	6,612	6,434	(9)	(6)
再調達価額 - 貸方	38,831	43,145	43,518	(10)	(11)
その他の負債	7,206	8,652	9,653	(17)	(25)
引当金	3,406	3,628	3,435	(6)	(1)
負債合計	705,663	746,068	742,511	(5)	(5)
資本					
資本金	384	384	384	0	0
一般法定準備金	26,579	32,018	31,997	(17)	(17)
自己株式準備金	954	907	889	5	7
その他の準備金	4,735	6,533	6,551	(28)	(28)
処分可能な利益剰余金		(6,645)		(100)	
当期純利益 / (損失)	1,631	1,376	(6,645)	19	
株主に帰属する持分	34,283	34,573	33,176	(1)	3
負債及び資本合計	739,946	780,642	775,687	(5)	(5)

貸借対照表 UBS AG (親銀行) (続き)

単位：億円	変化率(%)				
	2013年 6月30日現在	2013年 3月31日現在	2012年 12月31日現在	対2013年 3月31日	対2012年 12月31日
資産					
当座資産	70,997	49,113	57,774	45	23
マネー・マーケット・ペーパー	24,714	27,355	33,119	(10)	(25)
銀行預け金	147,808	184,157	178,256	(20)	(17)
顧客貸出金	176,477	183,554	171,638	(4)	3
モーゲージ・ローン	160,956	160,083	158,851	1	1
有価証券及び貴金属のトレーディング残高	96,198	118,775	123,567	(19)	(22)
金融投資	38,683	35,659	32,812	8	18
子会社及びその他の持分投資	22,281	22,942	22,484	(3)	(1)
固定資産	5,601	5,526	5,388	1	4
未収収益及び前払費用	2,617	2,901	2,300	(10)	14
再調達価額 - 借方	38,956	38,377	37,533	2	4
その他の資産	3,567	3,797	3,238	(6)	10
資産合計	788,856	832,242	826,960	(5)	(5)
負債					
発行済マネー・マーケット・ペーパー	25,987	26,914	22,662	(3)	15
銀行預り金	94,084	107,976	109,170	(13)	(14)
トレーディング・ポートフォリオ負債	26,002	24,768	27,099	5	(4)
普通預金顧客預り金	101,502	103,072	100,305	(2)	1
その他の顧客預り金	294,801	301,472	287,838	(2)	2
メディアム・ターム・ノート	1,117	1,289	1,430	(13)	(22)
発行済社債及び中央モーゲージ機関借入金	93,768	97,047	106,787	(3)	(12)
公正価値での測定を指定された金融負債	55,886	66,709	69,092	(16)	(19)
未払費用及び繰延収益	6,447	7,049	6,859	(9)	(6)
再調達価額 - 貸方	41,398	45,997	46,395	(10)	(11)
その他の負債	7,682	9,224	10,291	(17)	(25)
引当金	3,631	3,868	3,662	(6)	(1)
負債合計	752,307	795,383	791,591	(5)	(5)
資本					
資本金	409	409	409	0	0
一般法定準備金	28,336	34,134	34,112	(17)	(17)
自己株式準備金	1,017	967	948	5	7
その他の準備金	5,048	6,965	6,984	(28)	(28)
処分可能な利益剰余金		(7,084)		(100)	
当期純利益 / (損失)	1,739	1,467	(7,084)	19	
株主に帰属する持分	36,549	36,858	35,369	(1)	3
負債及び資本合計	788,856	832,242	826,960	(5)	(5)

会計の基礎 UBS AG (親銀行)

親銀行財務書類は、スイス連邦銀行法に準拠して作成されている。会計方針は、原則として当行の2012年度年次報告書の連結財務書類に対する「注記1 重要な会計方針の概要」に詳述されている、IFRSに基づく当グループの会計方針と同様である。当グループの会計方針と親銀行の会計方針の主要な相違は、当行の2012年度年次報告書の連結財務書類に対する「注記39 スイス銀行法規則」に記載されている。親銀行の法定財務書類に適用された会計方針に関する追加情報は、当行の2012年度年次報告書の親銀行財務書類に対する「注記2 会計方針」に記載されている。

親銀行の中間財務情報の作成には、2012年12月31日現在の年次財務書類に適用されているものと同様の会計方針及び評価方法が適用されている。当中間財務情報は監査を受けておらず、当行の2012年度年次報告書の監査済財務書類と併せて読まれるべきである。

スイス連邦銀行法に基づく資本からBISバーゼル に基づく自己資本への調整 UBS AG (親銀行)

単位：十億スイス・フラン	2013年 6月30日現在	2013年 3月31日現在
資本 - スイス連邦銀行法	34.3	34.6
加算：繰延税金資産純額	5.1	5.1
加算：IAS第19号Rの適用(フェーズ・イン・アプローチ、税引前)	4.1	4.7
加算：株式に基づく報酬制度(税引前)	2.3	1.7
加算：その他の調整	0.7	0.5
減算：金融機関に対する持分投資のロング・ポジション純額	(8.4)	(8.2)
減算：SNBスタブファンドの株式取得に係るコール・オプションの公正価値	(2.5)	(2.4)
減算：自己株式/自己株式控除 ¹	(1.9)	(1.7)
減算：のれん及び無形資産	(0.7)	(0.7)
減算：2012年度支払配当金	0.0	(0.6)
BISバーゼル 普通株式等Tier 1 資本(フェーズ・イン・ベース)	32.9	32.9
BISバーゼル 総自己資本(フェーズ・イン・ベース)	38.1	37.8

¹) トレーディング目的で保有する自己株式のロング・ポジション純額、) 従業員への株式引渡し義務履行に充当する自己株式及び当該義務に係る見越し計上、並びに) 従業員に対する将来の株式及びその他の報奨の付与に係る見越し計上から成る。

BISバーゼル に基づく自己資本の情報 UBS AG (親銀行)

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	フェーズ・イン・ベース	
	2013年 6月30日現在	2013年 3月31日現在
BISバーゼル Tier 1 自己資本	32,885	32,861
内、普通株式等Tier 1 資本	32,885	32,861
BISバーゼル Tier 2 自己資本	5,166	4,943
内、高トリガーの損失吸収資本	391	394
内、低トリガーの損失吸収資本	4,998	3,768
内、フェーズ・アウト資本及びその他のTier 2 自己資本(控除項目考慮後)	(223) ¹	781
BISバーゼル 総自己資本	38,052	37,804
BISバーゼル 普通株式等Tier 1 自己資本比率(%)	12.6	11.7
BISバーゼル Tier 1 自己資本比率(%)	12.6	11.7
BISバーゼル 総自己資本比率(%)	14.6	13.5
BISバーゼル リスク加重資産	260,349	279,747

¹ フェーズ・アウトTier 2 自己資本の対象外の控除であるため、金額がマイナスとなっている。

スイスSRBバーゼル に基づく自己資本の情報 UBS AG (親銀行)

	フェーズ・イン・ベース	
	2013年 6月30日現在	2013年 3月31日現在
単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く		
スイスSRBバーゼル Tier 1 自己資本	32,885	32,861
内、普通株式等Tier 1 自己資本	32,885	32,861
スイスSRBバーゼル 損失吸収資本(LAC)	5,264	4,260
内、高トリガーの損失吸収資本	488	492
内、低トリガーの損失吸収資本	4,998	3,768
内、控除	(223)	
スイスSRBバーゼル 総自己資本	38,149	37,121
スイスSRBバーゼル 普通株式等Tier 1 自己資本比率 (%)	12.6	11.7
スイスSRBバーゼル Tier 1 自己資本比率 (%)	12.6	11.7
スイスSRBバーゼル 総自己資本比率 (%)	14.7	13.3
スイスSRBバーゼル リスク加重資産	260,349	279,747

スイスSRBバーゼル 自己資本要件 (2013年度)

	最低比率 (%)	フェーズ・イン・ベース					資本の種類
		スイスSRB バーゼルの 最低所要自己 資本額		利用可能な スイスSRBバーゼル 自己資本			
		2013年 6月30日 現在	2013年 6月30日 現在	2013年 3月31日 現在	2013年 6月30日 現在	2013年 3月31日 現在	
基準資本	3.5	9,112	3.5	3.5	9,112	9,791	CET 1
バッファー資本	3.5	9,112	9.1	8.2	23,773 ¹	23,070 ¹	CET 1
プログレッシブ・バッファ	1.5	3,905	2.0	1.5	5,264	4,260	LAC
合計	8.5	22,129	14.7	13.3	38,149	37,121	
フェーズ・アウト及びその他のTier 2 自己資本 (控除項目考慮後)				0.3		781	

¹ 基準資本の所要額を上回るスイスSRBバーゼルのCET 1は、バッファー資本に配分される。

スイスSRBレバレッジ比率 UBS AG (親銀行)

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	2013年度第2 四半期平均	2013年度第1 四半期平均
オン・バランスシート資産合計 ¹	922,496	953,308
減算：証券金融取引のネットティング	3,914	4,452
減算：デリバティブ・エクスポージャーのネットティング	238,824	266,162
加算：デリバティブ・エクスポージャーに係るカレント・エクスポージャー方式 (CEMアド・オン)	124,663	132,860
加算：オフ・バランスシート項目	98,773	97,995
内、コミットメント及び保証 - 無条件に取消可能 (10%)	16,625	15,971
内、コミットメント及び保証 - 無条件に取消可能以外のもの (100%)	82,148	82,024
加算：IFRS上連結されるが、規制上は連結対象外である事業体の資産	0	0
減算：スイスSRBバーゼル 普通株式等Tier 1 からの控除項目(フェーズ・イン・ベース、四半期末)	11,328	12,119
調整後エクスポージャー合計 ²	891,867	901,429
スイスSRBバーゼル 普通株式等Tier 1 (フェーズ・イン・ベース、四半期末)	32,885	32,861
スイスSRBバーゼル 損失吸収資本(四半期末)	5,264	4,264
スイスSRBバーゼル 総自己資本(四半期末)	38,149	37,125
スイスSRBレバレッジ比率 (%)	4.3	4.1

¹ IFRSの測定原則に準拠したUBS AG(親銀行)の貸借対照表上に認識された資産を示している。² ETD(自己勘定取引及び委託売買)の先
日付スタートのレポ契約、有価証券貸付補償及びCEMアド・オンを除く。

スイスSRBレバレッジ比率要件(2013年度)

	スイスSRB 最低レバ レッジ比 率(%) ¹	フェーズ・イン・ベース					資本の種類
		スイスSRB レバレッジ 比率最低所要 自己資本額	スイスSRBレバレッジ 比率実績(%)			利用可能な スイスSRBバーゼル 自己資本	
		2013年 6月30日 現在	2013年 6月30日 現在	2013年 3月31日 現在	2013年 6月30日 現在	2013年 3月31日 現在	
基準資本	0.84	7,492	0.84	0.84	7,492	7,572	CET 1
バッファー資本	0.84	7,492	2.85	2.81	25,394 ²	25,289 ²	CET 1
プログレッシブ・バッファ	0.36	3,211	0.59	0.47	5,264	4,264	LAC
合計	2.04	18,194	4.3	4.1	38,149	37,125	

¹ 次の最低比率を示している。基準資本(3.5%の24%)、バッファー資本(3.5%の24%)及びプログレッシブ・バッファ(1.5%の
24%)² 基準資本の所要額を上回るスイスSRBバーゼルのCET 1は、バッファー資本に配分される。

2【その他】

(1) 決算日後の状況

2013年7月30日にUBSが発表した事象（UBSの2013年度第2四半期報告書の公表）を除き、UBSの2013年度第2四半期報告書の参照日（2013年6月30日）より後に重要な事象は発生しなかった。

(2) 訴訟

本半期報告書の「第6 1 . 中間財務書類」に掲載される連結財務書類に対する注記の「注記17 引当金及び偶発負債」を参照のこと。

(3) その他

ユービーエス・リミテッド財務情報

損益計算書 UBSリミテッド¹

	終了四半期			変化率(%)		累計期間	
	2013年 6月30日	2013年 3月31日	2012年 6月30日	2013年度 第1四半期	2012年度 第2四半期	2013年 6月30日	2012年 6月30日
単位：百万英ポンド							
受取利息	88	91	158	(3)	(36)	178	345
支払利息	(89)	(92)	(159)	(3)	(36)	(182)	(349)
受取利息純額	(2)	(2)	(1)	0	100	(3)	(4)
受取報酬及び手数料純額	(2)	(2)	(2)	0	0	(4)	(3)
トレーディング収益純額	0	3	3	(100)	(100)	4	6
その他の収益	61	52	56	17	9	113	115
営業収益合計	57	52	56	10	2	109	114
営業費用合計	(47)	(46)	(50)	2	(6)	(93)	(101)
税引前営業利益	10	6	6	67	67	15	13
税金費用/(税務上の便益)	1	1	2	0	(50)	2	3
当期純利益	8	5	5	60	60	13	10

¹ 2013年度第2四半期から、特定のトレーディング活動から発生する受取利息及び支払利息について、純額ベースから総額ベースに表示を変更した。過年度についても修正再表示しているため、2013年度第1四半期及び2012年度第2四半期の受取利息及び支払利息が、それぞれ14百万英ポンド及び20百万英ポンド増加した。

包括利益計算書 UBSリミテッド

	終了四半期			累計期間	
	2013年 6月30日	2013年 3月31日	2012年 6月30日	2013年 6月30日	2012年 6月30日
単位：百万英ポンド					
当期純利益	8	5	5	13	10
その他の包括利益					
売却可能金融投資					
売却可能金融投資に係る未実現利得/(損失)純額、 税効果前	(4)	0	0	(4)	5
その他の包括利益合計	(4)	0	0	(4)	5
包括利益合計	5	5	5	9	14

貸借対照表 UBSリミテッド

単位：百万英ポンド	変化率（％）				
	2013年 6月30日現在	2013年 3月31日現在	2012年 12月31日現在	対2013年 3月31日	対2012年 12月31日
資産					
銀行預け金	10,130	11,232	10,872	(10)	(7)
借入有価証券に係る担保金及びリバース・レボ契約	22,674	24,204	26,832	(6)	(15)
トレーディング・ポートフォリオ資産	897	1,132	1,131	(21)	(21)
再調達価額 - 借方	65,199	80,718	85,181	(19)	(23)
デリバティブに係る差入担保金	15,041	17,206	17,709	(13)	(15)
貸出金	316	290	318	9	(1)
その他の資産	3,941	4,052	3,948	(3)	0
資産合計	118,197	138,834	145,990	(15)	(19)
負債					
銀行預り金	5,345	6,298	6,195	(15)	(14)
貸付有価証券に係る担保金及びレボ契約	21,689	22,948	25,930	(5)	(16)
トレーディング・ポートフォリオ負債	777	913	974	(15)	(20)
再調達価額 - 貸方	65,172	80,718	85,181	(19)	(23)
デリバティブに係る受入担保金	20,537	23,008	22,946	(11)	(10)
顧客預り金	714	751	674	(5)	6
その他の負債	1,041	1,202	1,099	(13)	(5)
負債合計	115,275	135,838	142,999	(15)	(19)
資本					
資本金	194	194	194	0	0
資本剰余金	2,656	2,656	2,656	0	0
利益剰余金	72	141	136	(49)	(47)
資本に直接認識された純利益累積額、税効果後	1	5	5	(86)	(87)
資本合計	2,923	2,995	2,991	(2)	(2)
負債及び資本合計	118,197	138,834	145,990	(15)	(19)

UBSリミテッドの会計の基礎

UBSリミテッドの財務書類は、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されており、機能通貨である英ポンド（GBP）で表示されている。UBSリミテッドの最終的な親会社は、UBS AG（スイス）である。

中間財務情報を作成するにあたっては、UBSリミテッドの2013年度第1四半期報告書における「財務情報」のセクション（訳者注：原文の「Financial information」のセクションである。）の「UBSリミテッドの会計の基礎」に記載している変更及び本報告書141ページ（訳者注：原文のページ）の「損益計算書 UBSリミテッド」の表の脚注1に記載されている損益計算書の表示の変更を除いて、2012年12月31日終了事業年度の報告書及び監査済財務書類に適用された会計方針及び評価方法が適用されている。UBSリミテッドの報告書及び財務書類は、そのコピーをUBS AGのインベスター・リレーションズから入手することができる。この中間財務情報は監査を受けておらず、UBSリミテッドの監査済財務書類とともに閲覧されるべきものである。

この中間財務情報は、UBSリミテッドの損益計算書、包括利益計算書及び貸借対照表のみが含まれていることから、IAS第34号「中間財務報告」に全て準拠して表示されているわけではない。

バーゼル2.5自己資本情報 UBSリミテッド¹

単位：百万英ポンド、別掲されている場合を除く	2013年 6月30日現在	2013年 3月31日現在	2012年 12月31日現在
中核的Tier 1 自己資本	2,909	2,908	2,908
Tier 1 自己資本	2,909	2,908	2,908
総自己資本	2,910	2,910	2,910
リスク加重資産	4,257	4,381	3,771
中核的Tier 1 自己資本比率（％）	68.3	66.4	77.1
Tier 1 自己資本比率（％）	68.3	66.4	77.1
総自己資本比率（％）	68.4	66.4	77.2

¹ バーゼル2.5のフレームワークに基づき、英国のブレードンス規制機構の規則に準拠している。UBSリミテッドに係るバーゼルに基づく規制要件は、2014年1月1日から適用開始となる予定である。

3【日本とIFRSの会計原則及び会計慣行の相違】

本書記載のユービーエス・エイ・ジー（以下「UBS」という。）の連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。UBSの親銀行財務書類（いわゆる、個別財務書類）はスイス連邦銀行法に準拠して作成されている。従って、両会計原則及び会計慣行ともに日本で一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成された財務書類とは相違する部分がある。

IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点、並びにスイスと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点の要約は下記のとおりである。

・ 連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類は、類似の状況における類似の取引及び事象に関し、統一的な会計方針を用いて作成される。在外子会社の財務書類は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正及び組替が行われる。また、IAS第28号「関連会社に対する投資」に基づき、関連会社が類似の状況における同様の取引及び事象について投資企業と異なる会計方針を用いている場合、持分法の適用にあたり投資企業が関連会社の財務書類を用いる際には、関連会社の会計方針を投資企業の会計方針に一致させるように修正が行われる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類作成に用いる親会社及び子会社の財務書類は、同一の日現在で作成しなければならない。親会社の報告期間の末日が子会社と異なる場合には、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の報告期間の末日現在の追加的な財務書類を作成する。実務上不可能な場合、当該日と親会社の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

また、関連会社については、IAS第28号「関連会社に対する投資」に基づき、持分法の適用において入手し得る直近の関連会社の財務書類を利用するが、投資企業の報告期間の末日が関連会社と異なる場合、関連会社は、実務上不可能な場合を除いて、投資企業のために投資企業の財務書類と同じ日付で財務書類を作成する。子会社の場合のように、実務上不可能であり、持分法の適用に用いる関連会社の財務諸表を投資企業と異なる日で作成する場合、当該日と投資企業の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3か月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、必要な修正又は注記を行う。

(2) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

IFRSでは、連結財務書類の作成に際し、グループが直接的又は間接的に支配を有する会社に対する連結法、並びに共同支配企業及び重要な影響力を有する会社（関連会社投資）に対する持分法が適用される。投資会社は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合、投資先を支配しているといえる。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいう。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、又は連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、重要な影響力を行使することができる会社に対しては、持分法が適用される。また、非連結子会社及び重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者」という。）から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が出資者等に求められる。

なお、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が2011年3月に改正され、2013年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する上記の取扱いは、資産を譲渡した会社のみ適用されることとなる。

(3) 非支配持分（少数株主持分）

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、2010年1月1日以降に完了した企業結合について、清算された場合に被取得企業の純資産に対する比例持分への権利を提供する現在の所有持分である被取得企業に対する非支配持分は、取得日における非支配持分の公正価値又は取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分のいずれかで測定される。

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失にならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することが要求されている。一方で、IFRSのように少数株主持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、少数株主持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額は、損益取引又はのれん（又は負ののれん）として会計処理される。ただし、子会社の時価発行増資等に伴う親会社の払込額と持分の増減額との差額については、当該差額が利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、利益剰余金に直接加減することができる。

(4) のれん

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、企業結合の際に取得したのれんは、移転された対価と非支配持分に関して認識された金額の合計額が、識別可能な取得した資産及び引き受けた負債の純額を超過する額で当初測定される。のれんは償却されず、毎年減損テストを実施し、さらに合理的な減損の兆候がある場合には追加的にテストを実施している。

日本では、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

(5) ヘッジ会計

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、デリバティブ金融商品は、会計基準により定められたヘッジ会計に指定されかつその要件を満たす場合には、ヘッジ会計が適用され、ヘッジ対象のリスクに応じて、「公正価値ヘッジ」、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」又は「在外営業活動体に対する純投資のヘッジ」として指定され、それぞれに応じて会計処理されている。

公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段として指定されたデリバティブの公正価値利得又は損失は、指定されたリスクによるヘッジ対象の公正価値の変動とともに純損益に認識される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及び純投資のヘッジの場合、ヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る公正価値利得又は損失の有効部分はその他の包括利益で繰り延べられ、非有効部分は、純損益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

(6) 公正価値評価

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」では、トレーディング目的の金融資産及び負債（有効なヘッジ関係に指定されていないデリバティブを含む）は公正価値で測定し、公正価値の変動を損益計算書で認識する。さらに、企業は、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションが認められており、金融資産、又は金融負債を「純損益を通じて公正価値で測定する」項目として指定し、公正価値で測定して差額を損益計算書で認識することができる（公正価値オプション）。売却可能資産の公正価値の変動は、通常、当該金融資産の認識が中止される又は当該金融資産が減損するまでその他の包括利益に認識される。資産の認識が中止される又は当該金融資産が減損する際、それまでに資本に認識された累積損益は純損益に認識される。貨幣性商品（負債証券等）に関連する為替換算差損益は、当該商品の償却原価を参照して決定され、トレーディング収益純額に認識される。公正価値のその他の変動に関連する為替換算差損益はその他の包括利益に認識される。

評価モデルへの入力データが市場で観察できない取引を行う場合、その取引にかかる金融商品の当初の認識は、一般に公正価値の最善の指標となる取引価格で行う。これは、評価モデルから得られる値と異なる場合がある。このような公正価値の当初の相違を収益に認識するタイミング（取引初日の損益の繰延）は、各取引それぞれの事実関係及び状況によって異なるが、遅くとも市場データが観察可能となる時までである。

日本では、売買目的有価証券が時価で測定され、時価の変動を損益計算書で認識している。売却可能有価証券（その他有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額（評価差額）は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。なお、外貨建の売却可能有価証券（その他有価証券）の評価差額に関して、取得原価又は償却原価に係る換算差額も上記a) もしくはb)と同様に処理する。ただし、外貨建債券については、外国通貨による公正価値の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる。IFRSで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。また、IFRSのような取引初日の損益を規定する基準はない。

(7) 金融保証

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識される。当初認識後、これらの金融保証は、償却累計額控除後の当初認識額と、当該保証に基づく支払いが発生する確率が高くなった場合には予想支払額の現在価値のいずれか高い方の金額で測定され、発生可能性の高い予想支払額に関連する負債の変動は、損益計算書に計上される。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

(8) 投資不動産

UBSは、IAS第40号「投資不動産」により、投資不動産の当初認識後の測定方法として認められている「公正価値モデル」または「原価モデル」の内、「公正価値モデル」を選択適用している。同モデルの下では、投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は発生した期の純損益に認識される。

日本では、投資不動産について、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行う。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ⑥ 賃貸等不動産の概要
- ⑥ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- ⑥ 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- ⑥ 賃貸等不動産に関する損益

(9) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に基づき、企業は、他の当事者に対して企業の資本性金融商品の価格に基づく金額で当該企業から現金、又は当該企業の資本性金融商品を受領する権利を与える株式報酬契約について、権利確定期間にわたり費用を認識しなければならない。

株式決済型の株式報酬について、UBSは、付与日に算定された（その後変更されない）当該報酬の公正価値を、従業員が報奨を獲得するためにサービスを提供することを求められる期間にわたって報酬費用として認識する。

現金決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、権利確定期間内の各報告日に再測定される。株式決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、その後は変更されない。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」が導入され、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理されている。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

(10) 退職後給付

UBSは、2011年6月に公表されたIAS第19号の改訂を2012年度に当該基準に規定された経過措置に従って遡及適用した。当該基準では、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上され、再測定から生じた変動は直ちにその他の包括利益に認識される。さらに、同基準は、期首に決定した確定給付負債/資産の純額に割引率を乗じて利息費用/収益純額を算定することを要求している。

日本でも、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」により、確定給付型退職給付制度について、2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表より制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上される。過去勤務費用および数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。同基準適用前については、過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。

(11) 資産の減損

(a) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に基づき、資産（金融資産の例ではIAS第36号を適用外とする資産を除く）は、通常、その帳簿価額を回収できない兆候を示す事象又は状況の変化がある時はいつでも、減損について検討される。更に、のれんは年次で減損テストが行なわれる。減損損失は、資産の帳簿価額がその回収可能価額（資産（又は資金生成単位）の売却費用控除後の公正価値と使用価値（資産（又は資金生成単位）から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の額）を超過する額として認識される。減損が発生した、のれん以外の当該基準の対象資産は、各報告日に減損損失の戻入の可否について検討される。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、回収可能価額（資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(b) 金融資産の減損

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、金融資産（例、貸出金及び債権、売却可能投資）が減損しているという客観的証拠（例えば、発行体の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行又は遅滞）の有無について各報告日に評価される。

貸出金及び債権：減損損失の額は、当該金融資産の帳簿価額と、その見積将来キャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値との差額として測定される。

売却可能投資：売却可能持分投資の場合、有価証券の取得価額を下回る公正価値の著しい下落又は長期にわたる下落が減損の客観的証拠となる。売却可能負債性投資の場合、減損の客観的証拠には、例えば、発行体又は契約相手先の重大な財政的困難が含まれる。売却可能投資に関する客観的証拠が存在する場合、累積未実現損失は資本から除去され、損益として当期の損益計算書に認識される。

減損損失の戻入は、売却可能負債性投資の場合、一定の条件が満たされた場合に要求される。但し、公正価値を信頼性をもって測定できないため取得原価で計上されている資本性金融商品、及び売却可能に分類されている資本性金融商品に係る減損損失についての戻入は、禁じられている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

(12) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、企業が金融資産を譲渡し、金融資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転した場合、当該譲渡金融資産の認識を通常中止する。さらに、企業が金融資産を譲渡し、譲渡資産の実質的にすべてのリスク及び経済価値を移転も留保もしない場合、企業が支配を留保しない場合には、当該金融資産につき認識を中止する。

日本では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(13) 非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産を「売却目的保有」として分類し、複数の資産で単一の取引で1グループとして合わせて売却される予定のものは、「処分グループ」に分類し、売却に直接関連する負債も処分グループに加えている。売却目的保有に分類された資産又は処分グループは、帳簿価額と見積売却費用控除後の公正価値とのいずれかが低い価額で測定され、貸借対照表上区分して表示する。IFRSでは、包括利益計算書（又は損益計算書）上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して表示することも要求されている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却又は廃棄予定の固定資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき会計処理されることになる。

(14) 金融資産の分類変更

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、一定の条件の充足を条件に適格となる金融資産は、企業が当面又は満期まで当該資産を保有する意思及び能力を有する場合に「トレーディング目的保有」及び「売却可能」の区分から分類変更することができる。UBSは、2008年10月1日より当該改訂基準を適用し、適格な資産を「トレーディング目的保有」の分類から「貸付金及び債権」の区分に分類変更した。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、売買目的又は売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類した有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

(15) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に基づき、有給休暇の権利を増加させる勤務に従業員が提供したときに有給休暇の予想コストを認識する。

日本では、有給休暇に関する特段の規定はない。

・ 親銀行財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1) 売却可能金融投資

スイス連邦銀行法の下では、金融投資は、低価法又は減損控除後の償却原価（測定による変動額は損益計算書に計上される）で計上される。原価を下回る市場価格への減額及び取得原価額を限度とした減額分の戻入は、売却損益と共に、「その他の利益」に計上される。

日本では、その他有価証券は、原則的に期末日の時価で計上されるが、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を期末の時価とする方法も継続適用を条件として認められている。評価差額は、税効果を調整したうえで、純資産の部に計上される。

(2) キャッシュ・フロー・ヘッジ

スイス連邦銀行法の下では、キャッシュ・フロー・リスクをヘッジするために利用されるデリバティブ商品の公正価値の変動のヘッジ有効部分は、貸借対照表上、その他の資産又はその他の負債として繰延べられる。繰延額は、ヘッジ対象項目からのキャッシュ・フローが発生する時に利益に計上される。

日本では、キャッシュ・フロー・ヘッジは、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法による。

(3)投資不動産

スイス連邦銀行法の下では、売却目的保有として分類されていない限り、投資不動産は償却原価から減価償却累積額、減損損失を控除した額で計上される。売却目的保有として分類される投資不動産は低価法で計上される。

日本では、投資不動産について、通常の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行なう。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ⑥ 賃貸等不動産の概要
- ⑥ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- ⑥ 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- ⑥ 賃貸等不動産に関する損益

(4)のれん及び無形資産

スイス連邦銀行法の下では、のれん及び耐用年数が不確定な無形資産は、5年以内の期間で償却される。ただし、それより長い年数が正当と認められる場合は、20年を超えない期間で償却できる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により定期的に償却され、必要に応じて減損テストの対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。無形資産は一般的には耐用年数にわたり定額法で償却される。

(5)自己株式

スイス連邦銀行法の下では、自己株式は、貸借対照表上、トレーディング残高又は金融投資として認識される。自己株式のショート・ポジションは、トレーディング・ポートフォリオ負債に認識される。トレーディング残高として認識された自己株式及び自己株式のショート・ポジションは、公正価値で測定され、公正価値による未実現利得又は損失は損益計算書に計上される。金融投資として認識された自己株式は、低価法により評価される。自己株式の売却又は取得に係る実現利得及び損失は損益計算書に認識される。

トレーディング以外の目的で保有する自己株式準備金は、保有する自己株式の原価相当額の用途自由な準備金からの振り替えにより、資本に計上されなければならない。トレーディング以外の目的で保有する自己株式の買戻しは、用途自由な準備金に使用可能な十分な残高があれば、その範囲内で認められる。自己株式準備金は、株主への配当に使用できない。

日本では、取得した自己株式は、取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除され、自己株式の処分に伴う処分差額はその他資本剰余金に計上される。

(6)業績に基づく株式報酬

2011年度において、UBSは、実質的な将来の役務提供 / 権利確定条件を含む業績連動型報奨に係る報酬費用の認識に関する会計方針を変更した。これらの報奨に係る報酬費用は、将来の役務提供期間にわたって認識されなくなり、業績評価年度（通常は付与日の前年度である）に認識される。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

(7)年金基金（確定給付制度）

スイス会計基準は、年金基金に対する事業主の拠出を損益計算書において人件費として認識することを要求している。さらにFER第16号は、スイス会計基準（FER第26号）に従って作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務が事業主に生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。

日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務債務、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。過去勤務債務及び数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理しなければならない。費用処理の方法は、定額法と定率法のいずれかを選択できるが、いったん採用した方法は正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならない。

第7 【外国為替相場の推移】

スイス・フランと円との間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているので、記載を省略する。

第8 【提出会社の参考情報】

提出書類	提出年月日
発行登録追補書類	2013年1月18日
有価証券届出書	2013年1月31日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第2号の2の規定に基づく)	2013年2月12日
臨時報告書 (企業内容等の開示に関する内閣府令 第19条第2項第1号の規定に基づく)	2013年2月12日
訂正発行登録書	2013年2月12日
訂正発行登録書	2013年2月12日
有価証券届出書の訂正届出書	2013年2月12日
発行登録追補書類	2013年2月13日
有価証券届出書の訂正届出書	2013年2月19日
有価証券届出書の訂正届出書	2013年2月21日
発行登録追補書類	2013年2月22日
有価証券届出書	2013年4月1日
発行登録追補書類	2013年4月4日
発行登録追補書類	2013年4月4日
発行登録追補書類	2013年4月12日
発行登録追補書類	2013年4月12日
発行登録追補書類	2013年4月12日
有価証券届出書の訂正届出書	2013年4月22日
発行登録追補書類	2013年5月8日
有価証券届出書	2013年5月8日
発行登録追補書類	2013年5月13日
発行登録追補書類	2013年5月13日
有価証券届出書の訂正届出書	2013年5月22日
有価証券届出書の訂正届出書	2013年5月24日
有価証券届出書	2013年6月3日
発行登録追補書類	2013年6月4日
発行登録追補書類	2013年6月4日
発行登録追補書類	2013年6月11日
発行登録追補書類	2013年6月11日
発行登録追補書類	2013年6月14日
有価証券届出書の訂正届出書	2013年6月20日
有価証券報告書(2012年度)	2013年6月28日
訂正発行登録書	2013年6月28日

訂正発行登録書	2013年6月28日
発行登録追補書類	2013年7月3日
発行登録追補書類	2013年7月3日
有価証券届出書	2013年8月5日
発行登録追補書類	2013年8月5日
発行登録追補書類	2013年8月5日
訂正発行登録書	2013年8月6日
発行登録追補書類	2013年8月16日
訂正発行登録書	2013年8月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2013年8月21日
有価証券届出書の訂正届出書	2013年8月23日
有価証券届出書	2013年9月2日
発行登録追補書類	2013年9月3日
発行登録追補書類	2013年9月3日
発行登録追補書類	2013年9月3日
有価証券届出書の訂正届出書	2013年9月20日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

本「第2 保証会社以外の会社の情報」中の「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」及び「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」の記載内容については、2013年9月27日までに公開されている情報に基づくものである。

1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1 . 2014年8月29日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (株式会社日立製作所)

(1) 当該会社の名称及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2 .償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいかまたはそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式および現金調整額 (もしあれば) の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数 (株) (平成25年8月9日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,833,463,387	東京、名古屋	単元株式数は1,000株

2 . 2014年9月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債 (ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社)

(1) 当該会社の名称及び住所

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

(2) 理由

本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2 .償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいかまたはそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式および現金調整額 (もしあれば) の交付またはその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数 (株) (平成25年7月30日現在)	上場金融商品取引所名または 登録認可金融商品取引業協会名	内容

普通株式	614,438,399	東京証券取引所 名古屋証券取引所 (以上市場第一部)	単元株式数100株
------	-------------	----------------------------------	-----------

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1．2014年8月29日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債(株式会社日立製作所)

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

四半期報告書

事業年度 第145期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

平成25年8月9日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書

イ．の書類の提出後、臨時報告書を平成25年9月19日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき提出するもの)

ハ．訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
株式会社日立製作所 本店	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

2．2014年9月30日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債(ジェイエフイーホールディングス株式会社)

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

四半期報告書

事業年度 第12期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

平成25年7月30日関東財務局長に提出

ロ．臨時報告書

該当事項なし

ハ．訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
ジェイエフイーホールディングス株式会社 本店	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 理由

1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

2014年6月19日満期 NZドル建早期償還条項付ノックイン型 日経平均連動デジタル・クーポン社債
(満期償還額日経平均連動型)

2014年6月25日満期 米ドル建 日経平均株価連動デジタル・クーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)

2014年7月22日満期 米ドル建 早期償還条項付ノックイン型 日経平均連動デジタル・クーポン社債
(満期償還額日経平均連動型)

2016年4月15日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)

2016年4月15日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン60)

2016年4月26日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

2016年5月20日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)

2016年5月20日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン60)

2016年6月17日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)

2016年6月17日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン60)

2016年7月22日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)

2016年7月22日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン60)

2016年8月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動 円建社債(愛称:パワーリターン
2指標参照型 1308)

2016年8月26日満期 早期償還条項付ノックイン型日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

2016年9月27日満期 早期償還条項付ノックイン型複数指標連動 円建社債(愛称:パワーリターン
2指標参照型 1309)

2016年9月27日満期 早期償還条項付ノックイン型複数指標連動 デジタルクーポン円建社債(愛称:
パワーリターン 2指標参照型 1309デジタル)

2017年4月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債(愛称:パワーリ
ターン日経平均 1304)

2017年6月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債(愛称:パワーリ
ターン日経平均 1306)

2017年8月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債(愛称:パワーリ
ターン日経平均 1308)

2017年9月27日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 円建社債(愛称:パワーリ
ターン日経平均 1309)

2018年4月26日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債
(愛称:パワーリターン日経平均 1304 デジタル)

2018年5月25日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債
(愛称:パワーリターン日経平均 1305 デジタル)

2018年6月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動 デジタルクーポン円建社債
(愛称:パワーリターン日経平均 1306 デジタル)

2. 上記各社債の満期償還額及び早期償還は、株価指数に連動し、早期償還日には、社債所持人は、利息金額及び投資元本の合計相当額を受け取ることになる。早期償還されず、かつ、株価指数が一定の条件下にある場合、満期日に社債所持人は、最終利息金額及び満期償還額(額面金額×(株価指数終値÷基準株価指数))の合計相当額を受け取ることになる。従って、日経225指数、S&P500、NYダウ工業株30種平均及びユーロ・ストック50指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2) 内容

日経225指数は、日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。日経225指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、全て東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。日経225指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の日経225指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

S&P500とは、定期的に会合を行うS&P指数委員会（スタンダード・プアーズの経済専門家および株価アナリストによるチーム）により管理されている。S&P指数委員会の目的は、より幅広い資本領域におけるリスク・リターン特性を継続的に考察し、S&P500が米国株式の代表的な指数であり続けるようにすることである。S&P指数委員会はさらに銘柄の流動性を監視することで、ポートフォリオ取引の効率化を図るとともに、銘柄入替を最小限に抑える。S&P指数委員会は指数の管理のために、公表されているガイドラインに従っている。これらのガイドラインは、投資家が指数を再現し、S&P500と同じ性能を獲得できるように、要求される透明性と必要な公平性を提供する。

NYダウ工業株30種平均は、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス・エルエルシーにより編集および公表されている。NYダウ工業株30種平均は、優良な米国株式30銘柄より構成される平均価格加重指数であり、100年以上続く当該指数は、米国で最も古くから存続する市場指数である。平均株価といわれるとおり、当該指数は元々、株価の合計を株数で除する方法で計算されていた。現在も同様の計算式を用いているが、株式分割やその他構成銘柄の変化によって生じる不均衡を修正するため除数が調整されている。NYダウ工業株30種平均は、当初の工業株式のみに捉われず、米国株式市場を動かす経済界の主要企業の基準として機能している。その対象分野は工業、テクノロジー、消費者サービス、石油およびガス、消費財、金融、健康医療、基本資材ならびに電気通信など異分野産業にわたっている。

ユーロ・ストックス50指数は、ユーロ・ストックス・インデックスであり、浮動株時価総額に関してユーロ圏で秀でた部門を有し傑出した存在である優良銘柄の指標を提供している。当該指数は、ユーロ圏の12カ国（オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガルおよびスペイン）の50の株式を網羅している。当該指数は、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス（TMI）の浮動株時価総額の約60%をカバーしており、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス（TMI）は、かかる国々の浮動株時価総額の約95%をカバーしている。ユーロ・ストックス50指数は、ETF、先物、オプションおよび仕組み商品等の幅広い投資商品の原資産となる指標として機能している。ユーロ・ストックス50指数には3つのタイプ（価格、総売上および純利益）があり、それぞれ5種類の通貨（ユーロ、米ドル、カナダドル、英国ポンドおよび日本円）で算出される指数である。基準値は1991年12月31日現在で1,000とする。

2【当該指数等の推移】

次表は過去5年間及び当半期中の日経225指数、S&P500、NYダウ工業株30種平均及びユーロ・ストックス50指数の最高・最低値を示したものである。

日経225指数（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
	最高	14,691.41	10,639.71	11,339.30	10,857.53	10,395.18
	最低	7,162.90	7,054.98	8,824.06	8,160.01	8,295.63

当半期中の月別 最高・最低値		2013年1月	2013年2月	2013年3月	2013年4月	2013年5月	2013年6月
	最高	11,138.66	11,662.52	12,635.69	13,926.08	15,627.26	13,677.32
	最低	10,486.99	11,046.92	11,606.38	12,003.43	13,589.03	12,445.38

2013年9月20日現在、日経225指数の終値は、14,742.42円であった。

S&P500 (終値ベース)

(単位：ポイント)

過去5年間の年度別 最高・最低値	年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
	最高	1,447.16	1,127.78	1,259.78	1,363.61	1,465.77
	最低	752.44	676.53	1,022.58	1,099.23	1,277.06

当半期中の月別 最高・最低値		2013年1月	2013年2月	2013年3月	2013年4月	2013年5月	2013年6月
	最高	1,507.84	1,530.94	1,569.19	1,597.07	1,669.16	1,651.81
	最低	1,457.15	1,487.85	1,518.20	1,541.61	1,582.70	1,573.09

2013年9月20日現在、S&P500の終値は、1,709.91ポイントであった。

NYダウ工業株30種平均 (終値ベース)

(単位：米ドル)

過去5年間の年度別 最高・最低値	年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
	最高	13,058.20	10,548.51	11,585.38	12,810.54	13,610.15
	最低	7,552.29	6,547.05	9,686.48	10,655.30	12,101.46

当半期中の月別 最高・最低値		2013年1月	2013年2月	2013年3月	2013年4月	2013年5月	2013年6月
	最高	13,954.42	14,075.37	14,578.54	14,865.14	15,409.39	15,318.23
	最低	13,328.85	13,784.17	14,089.66	14,537.14	14,700.95	14,659.56

2013年9月20日現在、NYダウ工業株30種平均の終値は、15,451.09米ドルであった。

ユーロ・ストックス50指数 (終値ベース)

(単位：ポイント)

過去5年間の年度別 最高・最低値	年度	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
	最高	4,339.23	2,992.08	3,017.85	3,068.00	2,659.95
	最低	2,165.91	1,809.98	2,488.50	1,995.01	2,068.66

当半期中の月別 最高・最低値		2013年1月	2013年2月	2013年3月	2013年4月	2013年5月	2013年6月
	最高	2,749.27	2,710.08	2,744.70	2,717.38	2,835.87	2,755.70
	最低	2,691.45	2,570.52	2,612.46	2,553.49	2,711.74	2,511.83

2013年9月20日現在、ユーロ・ストックス50指数の終値は、2,927.19ポイントであった。